

PRIMAFF REVIEW

# 農林水産政策研究所 レビュー No.3

2002.3

CONTENTS

**論 説**

エコラベルとWTO協定

介護保険に対する利用者の反応とその特徴

輸出国貿易による「隠れた」輸出補助金効果について

**動向解析**

ねぎの生産と消費の動向

# 目 次

## 論 説

- エコラベルとWTO協定 ..... 藤岡典夫..... 1  
介護保険に対する利用者の反応とその特徴  
柏市の介護サービス利用者アンケート調査を中心に  
..... 相川良彦・堀田きみ・山根律子..... 8  
輸出国家貿易による「隠れた」輸出補助金効果について  
その経済学的解釈と数量化手法の提案 ..... 木下順子・鈴木宣弘..... 18

## 動向解析

- ねぎの生産と消費の動向 ..... 堀越孝良..... 28

### [平成13年度農林水産政策研究所ワークショップ報告]

- 2000年センサスから見た農業構造 担い手と土地利用  
..... 小野智昭・松久勉・千葉修・鬼木俊次..... 43

### [第3回 政策評価研究会]

- 業績測定の発展を図るための課題 ..... 谷口敏彦..... 47

## ブックレビュー

- Policy Reform in American Agriculture: Analysis and Prognosis ..... 後藤淳子..... 54  
アジア開発銀行農業調査報告『緑の革命を超えて』を読む ..... 水野正己..... 55

- ほんのさわり ..... 中田哲也..... 56  
経済大国の「豊かさ」と経済成長のコスト / 江戸時代の飢饉とグローバル経済下における農業・食料問題 / 人類への警鐘 / 「試行錯誤し考える農民」への期待 / 食べることの楽しみ, 食べられることの喜び / 市場主義者の主張はマントラ (呪文) のたぐい / 経済学は何とつまらない学問であろうか

## コラム

- IFPRIでのカルチャー・ショック (伊藤順一) ...62 / ふるさとに帰るひとびと (小野智昭) ...63 / ポル・キ口 (清水純一) ...64

## 駐村研究員だより

- 循環的農業で生きる道東十勝 ..... 河合松夫..... 65  
新しい「日本デンマーク」目指して ..... 近藤牧雄..... 68

## 定例研究会報告要旨 (第1861回 ~ 第1873回)

- WTO次期農業交渉の展望 (千葉典) ...69 / 農村文化運動と地域づくり (相川良彦) ...70 / 親環境農業路線に向かう韓国農政 (足立恭一郎) ...71 / 選択実験型コンジョイント分析による環境便益と環境負荷の経済評価 (吉田謙太郎) ...72 / 戦後日本の農業保護政策 (神門善久) ...73 / 農業環境政策と環境支払い (合田素行・市田知子) ...74 / 成長と平等のトレード・オフ (野上裕生) ...75 / 農村・JAにみる高齢者介護 (相川良彦・桜井勇) ...76 / 地域農業の構造変化と就農者創出の可能性 (橋詰登) ...77 / 農業経済学界の回顧 (千葉修) ...78 / これからの農村社会理論 (大内雅利) ...79 / 兼業深化地域における地域農業構造の再編 (村松功巳) ...80 / フランスのラベルルージュ家禽肉の経済分析 (須田文明) ...81 /

- 研究活動一覧 ..... 82

- 参与名簿 ..... 89

- 最近の刊行物 ..... 90



が、このような差別的措置はガット違反だとして抗議し、その結果、オーストリアはこの制度の実施を見合わせた。

また、1998年オランダ議会において、全ての森林を対象として、持続可能な森林経営から生産された林産物とそうでない林産物を区別するラベリングの実施を義務付ける政策が検討されたことに対し、ITTO（国際熱帯木材機関）理事会で熱帯木材生産国とカナダが、WTO協定違反だとしてオランダに激しく抗議した。オランダ政府はこの政策を実施していない（柱本〔3, 1-3 ページ〕）。

- (3) 1992年、EU（当時 EC）は域内共通のエコラベル制度を制定したが、そのうち、トイレットペーパー等ティッシュ類に関する認定基準の案に「再生可能資源の消費量」が入っていたこと等について、米国、カナダおよびブラジルが貿易障害になるとして抗議し、混乱した。この基準案によると、バージンパルプを使用すると減点になり、しかもバージンパルプの原料となる木材は持続可能な森林管理がなされている場所で生育したものでなければならない。カナダでは、古紙が不足しており、EUの基準を満たすには、わざわざ米国から古紙を輸入する必要がある。また、ブラジルでは気候条件から樹木の成長が早く、バージンパルプ使用の環境負荷がEUと異なる等の主張であった。なお、EUは、これらの反対を押し切って原案通りの認定基準を採択した（山口〔9, 38 ページ〕）。
- (4) コロンビアは、1990年頃から始まったドイツ等欧州の民間団体による花のエコラベル制度が、コロンビア等の特定の国に向けられたもので、かつ、チェックリストが恣意的・不明確で、コスト高を生み、よってコロンビアからの花の輸出の障害になっているとして、1998年5月WTO/TBT委員会においてその不当性を主張した（WTO〔5〕）。

## 2. エコラベルを巡る貿易摩擦の背景

こうしたエコラベルを巡る貿易摩擦の背景として、ガットの「環境保護措置と国際貿易に関するグループ」の報告（1994年1月。日本の宇川大使が議長を務めたことから、一般に「宇川報告」といわれる）は、以下の事項を掲げている（GATT〔2, paras.70-74〕）。

対象商品の選定と認定基準は、国内の環境事情（例えば、資源の制約や特定の環境製品に対する人々の好み）を反映する傾向があり、輸出国側にとって対応が難しい。製品の環境負荷に関するライフ・サイクル・アプローチ（LCA。製品の設計段階から廃棄に至るまでの全段階での環境へのプラス・マイナス面の影響を総合的に評価する考え方）がますます利用されるに伴い、認定基準が製品自体のみならず、生産工程・生産方法（processes and production methods：以下「PPM」という）に着目したものである場合が多くなり、それが輸出国にとっては、環境上の意味が薄かったり、莫大なコスト増になることがある（先に触れたドルフィンセーフラベルも、イルカを混獲しない漁法という産品非関連 PPM に着目したものの例である）。

## 3. WTO 協定との関係に関する国際的論議の動向

以上のような問題の発生を背景に、1995年のWTO発足と同時に設立された「貿易と環境に関する委員会」（Committee on Trade and Environment：CTE）およびTBT協定に基づき設けられている「貿易の技術的障害に関する委員会」（TBT委員会）において、エコラベルとWTO協定との関係に関する論議が続けられてきた。

そこでの各国の主張を整理すると、基本的には、エコラベルに積極的で、WTO上問題

第1表 産品非関連 PPM に基づくエコラベルの扱いに関する論議の争点

	途上国	カナダ	E U
TBT 協定の対象か	対象外。 対象とすることは、環境基準の輸出につながる。	多国間で合意されたガイドラインに服し、透明性を有し、差別的でなければ、対象内。	対象内とのオプションもあるが、対象外とし、透明性の確保のため、別の規約の制定を提案。
ガット / WTO の下で許容されるか	認められない。	差別的・恣意的でなければ、一定の条件下で認めてよい。	差別的・恣意的でなければ、一定の条件下で認めてよい。

資料：WTO〔6〕〔7〕〔8〕を基に作成。

がないとする先進国と、労働基準の問題に波及することをおそれ、エコラベルに消極的な途上国との対立である（第1表）。

これらの委員会での論議を整理すると、エコラベルと WTO 協定との関係に関する争点は絞られている。即ち、争いの対象は、エコラベルの中でも、産品の特性に関連しない PPM（産品非関連 PPM）に基づくエコラベルであり、論議内容は、TBT 協定が産品非関連 PPM に基づくエコラベルに適用されるのかどうか、そもそも産品非関連 PPM に基づくエコラベルが、ガット / WTO ルールで認められるのかどうか、の2点である。

ここで、以上の争点の意味について述べておくこととする。

産品非関連 PPM とは、産品の生産工程・生産方法であって、産品の特性には差がないものである。例えば、マグロについて、イルカを混獲する漁獲方法か否かということである（産品のマグロ自体には差がない）。実際、「1. はじめに」で紹介した紛争事例は、いずれも産品非関連 PPM に基づくエコラベルについてである。

次に、争点「TBT 協定が産品非関連 PPM に基づくエコラベルに適用されるのかどうか」の意味についてである。

TBT 協定は、産品の規格（表示制度を含む）およびその認証手続きが国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないことを確保することを目的とし、規格を制定する際に、原則として、関連する国際規格に準拠すること、規格及び認証手続きを内外無差別かつ最恵国待遇で適用すること、規格及び認証手続きの透明性を確保すること、等を規定している。この協定の対象であれば、その適用を通じて一定の規律が確保されることになる。

そこで、TBT 協定の適用範囲であるが、東京ラウンドで制定された最初のそれでは、産品そのものの規格にとどまっていた。ウルグアイ・ラウンドで成立した WTO の TBT 協定では、協定の対象範囲を拡大し、産品の生産工程及び生産方法（PPM）に関する規格も含めることとなった（TBT 協定附属書一）。ところが、それが産品の特性に関連する PPM のみならず、産品の特性に関連しない PPM（産品非関連 PPM）まで含むのかどうかは、議論の分かれるところなのである。

最後に、争点 「そもそも産品非関連 PPM に基づくエコラベルが、ガット / WTO ルールで認められるのかどうか」の意味についてである。

産品非関連 PPM に基づくエコラベルは、産品自体には差がないにも関わらず、その生産工程や生産方法でラベルを付けるかどうかの扱いを異にするものである。したがって、TBT 協定の対象とするかどうかの議論とは別に、そもそもガットの同種の産品に対する無差別原則との関係で許されないとする意見があるのである。

#### 4 . WTO 協定との関係に関する論点整理

以上の WTO 協定との関係に関する論議を、協定条文に即して検討し、論点を整理することとしたい。

##### ( 1 ) 産品非関連 PPM に着目したエコラベルに TBT 協定の適用があるか

1 ) TBT 協定の対象となる規格等の定義は、同協定附属書一の 1 および 2 に定められている<sup>(1)</sup> が、産品非関連 PPM に関する規格等も含むかどうかは条文上曖昧であり、これが先に触れた意見の対立につながっている。

その曖昧さの原因は、附属書一の 1 および 2 の各々の第 1 文には「産品」(“product”) と「生産工程」(“process”) の間に「又は(その)関連の」(“or (their) related”)が入っているにもかかわらず、各第 2 文には入っていない、という点にある。

附属書一の 1 および 2 の各第 2 文は、各第 1 文によってカバーされるアイテムの例示的リストを書いているにすぎない、と解すれば、たとえ、各第 2 文において「又は関連の」(“or related”) の言葉がないとしても、附属書一の 1 および 2 に定める表示要件は、産品の特性またはその関連の PPM に基づく表示要件に限定されるべきである、と解されることになる。一方、各第 2 文は、各第 1 文の例示ではなく、その付加的なものであると解すれば、産品非関連 PPM に基づく表示要件も含む余地がある、と解されることになる (CHANG [1, pp.141-146])。

2 ) 以上のように文言上はどちらの解釈も可能であり、一概に答の出せない問題であるといわざるを得ない。いずれにせよ、何らかの形で、エコラベル策定に当たっての透明性、無差別性等を確保することが必要である。

##### ( 2 ) 産品非関連 PPM に着目したエコラベルはガット / WTO 上許されるか

1 ) ガット第 1 条第 1 項 (最恵国待遇) とガット第 3 条第 4 項 (内国民待遇) が関係する。

先にも触れたように、ツナ / ドルフィンケースにおいて、メキシコは、米国のイルカ保護消費者情報法の「ドルフィンセーフラベル」がメキシコからの輸入品に与えられなかったことを、ガット第 1 条第 1 項に違反するものであると主張したが、パネル裁定はこれを退けた。ラベルの認証基準は原産国に関わらず同一であり、しかも、認証の可否は、政府

から何ら差別的取り扱いを受けることを意味せず、商品が購入されるか否かは消費者の自由な選択に任されている、というのがその理由であった（加藤〔4, 273 ページ〕）。

つまり、この裁定では、PPM かどうかに関わらず、それ以前の問題として、政府の関与の程度を基に判断した。したがって、当該エコラベルにおける政府の役割の程度如何が重要であり、その程度如何によっては本条項違反とされる余地がある（CHANG〔1, pp.150-151〕）。

2) PPM に着目した基準への、3 条の内国民待遇規定の適用に関しては、宇川報告は次のような問題を指摘している。つまり、輸入産品に国内産品と同じ PPM を適用することは、エコラベルを取得するのに必要な PPM が輸入産品の原産地国の環境状況に適合しないならば、輸入産品が国内産の同種の産品よりも不利な扱いを受けることになる。つまり、自由貿易推進の立場からは、ある PPM 基準が内外無差別であるからといって、単純にガット上問題なしとはできない。もっとも、本条項の適用についても、消費者の選択に依存している任意のエコラベルであれば、上記 1) と同様、問題は少ない。

注 1) TBT 協定附属書一の 1 および 2 は、同協定上の「強制規格」「任意規格」を次のように定義している（下線は、筆者による）。

“1. *Technical regulation*

Document which lays down product characteristics or their related processes and production methods, including the applicable administrative provisions, with which compliance is mandatory. It may also include or deal exclusively with terminology, ...or labelling requirements as they apply to a product, process or production method.

...

2. *Standard*

Document approved by a recognized body, that provides, for common and repeated use, rules, guidelines or characteristics for products or related processes and production methods, with which compliance is not mandatory. It may also include or deal exclusively with terminology, ...or labelling requirements as they apply to a product, process or production method.

...”

## 5 . おわりに

以上検討してきた内容を要約すれば、次の通りである。

エコラベルを巡る貿易摩擦の背景としては、ライフ・サイクル・アプローチの採用の拡大とともに、認定基準に産品非関連 PPM を取り込んだエコラベルが増えていることがある。

エコラベルと WTO 協定との関係を巡っては、エコラベル推進派の EU 等の先進国と、批判派の途上国との対立という基本的な構図があるが、途上国もすべてのエコラベルを否認するわけではなく、決定的に違うのは産品非関連 PPM に基づくエコラベルの取扱いに絞られると思われる。その争点は二つあり、一つは、産品非関連 PPM に基づくエコラベルへの TBT 協定の適用があるかどうか、もう一つは、そもそも産品非関連 PPM に基づ

くエコラベルがガット / WTO ルール下で許されるのかどうか、である。

一つ目の産品非関連 PPM に基づくエコラベルへの TBT 協定の適用の可否の問題については、1996 年の CTE 報告当時までは反対だった途上国の一部に、最近では同協定の適用に賛同するものが出てきているという変化が見られるものの、対立の解消は難しい。TBT 協定の解釈としても一概に答の出せない問題であり、いずれ、TBT 協定の改訂あるいは新たな協定の締結といった立法的解決を図るほかないのではなかろうか。

二つ目の産品非関連 PPM に基づくエコラベルとガット / WTO ルールとの関係の問題については、ガット第 1 条第 1 項及び第 3 条第 4 項が関係する。第 1 条第 1 項については、ツナ / ドルフィンケースのパネル判例があり、このケースではガット違反ではないとされたが、当該エコラベルにおける政府の関与の程度を重要な判断要素として、ケースバイケースで関係規定の要件該当性を検討していく必要がある。

最後に、エコラベルをめぐる以上の整理の政策的な意味合いについて述べてみたい。

エコラベルは、貿易の側面からみて 2 タイプあるように思われる。

「輸入国型」... 輸入国が環境保護団体等の声をバックに設定する場合で、結果的に外国産品の輸入抑制的作用を持つもの。ドルフィンセーフラベルや、EU の紙製品のエコラベル等現実に紛争の種になっているケースはこれである。

「輸出国型」... 輸出国が設定する場合で、自国産品の輸出促進的作用を持つもの。例えば、カナダや北欧の森林認証・ラベリングは、環境問題に敏感な消費者にアピールして市場の確保を目指す企業の販売戦略と結びついている。

いずれのタイプにしても、エコラベルは、自国産品の市場確保の効果を持ちうる。そして、近年、消費者は、PPM、つまり各種産品がどのような過程を経て、どのようにして作られたかということに関心を寄せるようになってきている<sup>(1)</sup> が、このような PPM への関心の増大は、エコラベルの有する市場確保効果を今後とも高めていくであろう。

一方、PPM、とりわけ産品非関連 PPM に基づく措置は、WTO 協定上の問題を含んではいるものの、本稿で見たように、エコラベルのような「任意のラベリング」という方法であれば、最終的な消費者に情報を与えた上で商品の選択をゆだねるものであり、政府の介入の程度が緩やかであることから、たとえ産品非関連 PPM に基づくものであっても、WTO 上整合性を持たせることが十分に可能な措置である<sup>(2)</sup>。

ひるがえって、我が国農林水産物については、エコラベルの影は薄い。我が国の農林水産業は、持続的経営という点で優等生の分野も多い。WTO 協定上問題のない方法でエコラベルを国内産物の市場確保に活用する余地が、もう少しあるのではなかろうか。

注(1) 食品に関係した PPM について言えば、本稿で紹介した種々のエコラベルに関係した環境上の問題の他、農林水産物の原産地や遺伝子組換え等に対する関心の高まり、更に欧州で関心の高い動物愛護の問題も、そうした



表れの一環である。

(2) PPM に基づく措置が、エコラベルのような緩やかな形でなく直接的な輸入規制の形をとる場合は、たとえその基準が内外無差別であっても、ガット・パネルは、エコラベルのケースよりも厳しい見方をしている。

例えば、米国は、イルカ混獲率の高い漁法により捕獲されたマグロを輸入禁止することを定めた海洋哺乳類保護法に基づき、1990年、メキシコ産マグロを禁輸した。メキシコは、91年、これをガット提訴し、ガットのパネルは、同年、米国の措置をガット違反であると裁定した(前述のドルフィンセーフラベルの判断とは逆)。もし PPM に基づく措置が、同じ基準を内外無差別に適用する限りガット上許されるとすれば、輸出国の環境規制が自国のそれと比べて不十分である場合は、当該国からの輸入を制限できることになってしまうことを、ガットパネルはおそれたものと考えられる。

途上国(先進国から環境規制が緩いと批判されている)は、こうしたガットパネルの見解に賛成である。一方、先進国の環境団体等は、環境基準が甘い途上国からの輸入を抑えたいことから、上記パネルの結論に対して厳しい批判をしている。

## 〔引用文献〕

- [1] CHANG,S.W., "GATTING a Green Trade Barrier : Eco-Labeling and WTO Agreement on Technical Barriers to Trade", *Journal of World Trade*, Vol.31, No.1, 1997, pp.137-159.
- [2] GATT, *Report by Ambassador H.Ukawa(Japan), Chairman of the Group on Environmental Measures and International Trade, to the 49th Session of the Contracting Parties*, L/7402, 2 February 1994.
- [3] 柱本修「貿易と環境についての国際的議論から見た森林認証・木材ラベリング」(『林業経済』No.622, 林業経済研究所, 2000年8月)
- [4] 加藤峰夫「グリーン購入とエコラベル」(『ジュリスト』増刊, 有斐閣, 1999年5月)
- [5] WTO, G/TBT/M/11, 27 May 1998.
- [6] WTO, *Report of the Committee on Trade and Environment*, WT/CTE/1, 12 November 1996.
- [7] WTO, WT/CTE/M/20, 19 March 1999.
- [8] WTO, WT/CTE/M/23, 5 April 2000.
- [9] 山口光恒「E Uエコラベル制度の動向」(上)(下)(『N B L』No.594, 595, 1996年6月1日, 6月15日).



## 2. 介護保険の実施状況への反応

### (1) 介護保険利用者の一般的状況

#### 1) 要介護度，性別，年齢階層別の対象者数

調査回答者 693 人の要介護度別構成比は，「要支援」83 人（12 %），「要介護度 1」164 人（23 %），「要介護度 2」144 人（21 %），「要介護度 3」115 人（17 %），「要介護度 4」110 人（16 %），「要介護度 5」57 人（8 %），無回答が 20 人（3 %），である。この構成比は 7 月の在宅サービス利用者 1,731 人についての要介護度別の構成比とほぼ一致している。回答者の性別は，「男」179 人（26 %），「女」422 人（61 %），無回答 92 人（13 %）である。さらに，年齢階層別では，「40～64 歳」（第 2 号被保険者）34 人（5 %），「65～69 歳」48 人（7 %），「70～74 歳」99 人（14 %），「75～79 歳」105 人（15 %），「80～84 歳」146 人（21 %），「85 歳以上」223 人（32 %），無回答 38 人（6 %），である。高年齢の階層になるにしたがい人数が多くなり，「85 歳以上」の層が 3 割強，後期高齢者数（75 歳以上）が 7 割近くを占める。

#### 2) 家族形態と介護の中心的な担い手

家族形態をみると，「独居者」84 人（12 %），「高齢夫婦・日中独居」249 人（36 %），「家族と同居」298 人（43 %），無回答 62 人（9 %），となる。この家族形態別シェアからも家族介護力の低下がうかがえる。

介護の中心的な担い手を 1 人あげてもらったところ，第 1 表の結果が得られた。「配偶者」175 人（25 %）が最も多く，次いで「同居の娘」112 人（16 %），「同居の息子の妻」106 人（15 %）と続く。「配偶者」と答えた 175 人のうち「男」は 62 人（35 %），「女」は 92 人（53 %），無回答は 21 人（12 %）である。介護の中心的担い手として女性が多いのは全国一般の傾向と同様だが，そのなかで娘（夫婦）合計 162 人が息子（夫婦）合計 162 人と並ぶほど多いことが都市的な特徴のように思われる。

第 1 表 中心的な介護の担い手の続柄（複数選択肢）

	回答数（人）	（%）
・ 配偶者	175	25.3
・ 同居している娘	112	16.2
・ 同居している息子の妻	106	15.3
・ 別居している娘夫婦	40	5.8
・ 同居している息子	37	5.3
・ 別居している息子夫婦	19	2.7
・ 同居している娘の夫	10	1.4
・ 親戚	6	0.8
・ 友人、知人	6	0.8
・ 近隣の人	5	0.7
・ ボランティア	4	0.5
・ 他の同居人	4	0.5
・ 同居の孫	1	0.1
・ 無回答	168	24.2
計	693	100.0

## (2) 介護保険に対する高齢者家族の反応

### 1) 要介護度の認定

要介護度認定について満足度を尋ねたところ、「満足」239人(35%)、「概ね満足」253人(37%)、「どちらでもない」93人(13%)、「やや不満」81人(12%)、「不満」18人(3%)、無回答9人(1%)、である。「満足」と「概ね満足」を合わせると72%、「やや不満」と「不満」を合わせると15%になる。

認定に「やや不満・不満」と答えた99人について、不満理由別(複数選択)と要介護度別にクロス集計すると、次のような片寄りが分かる(表割愛)。「身体障害が低く判定されている」、「判断基準があいまい」、「痴呆が低く判定されている」という不満は要介護度1、2の低い認定者に多く、「家族状況への配慮がない」という不満は要介護度2を中心に全般的に分布している。

### 2) 介護保険導入の前後におけるサービス利用者数の増減

第2表は各種在宅サービスについて介護保険の導入前と後の利用者数を示している。利用者数が多いのは在宅3本柱と言われるホームヘルプ、デイサービス、ショートステイであり、導入前と後の増加率は24～26%である。最も利用者数の多いデイサービスは、介護保険導入前と後で282人から354人へと26%増加したので、利用者数は調査回答者の過半を超えている。

介護保険を機に利用開始した者が多いのはデイサービス90人(介護保険導入前の利用者数に対する割合32%、以下同様)、ショートステイ53人(35%)、福祉用具貸与49人(66%)などである。逆に利用中止した者が多いのはデイサービス18人(6%)、ショートステイ13人(9%)、訪問看護12人(9%)、通所リハビリ12人(20%)などである。

また増加率で見れば、福祉用具貸与、通所リハビリが絶対数は少ないものの58%、38%と高く、他方で訪問看護は12%と低いレベルにとどまっている。

第2表 介護保険導入の前後における在宅サービス利用者数の増減

	利用を継続 (a)人	利用を中止 (b)人	利用を開始 (c)人	保険の前 利用者数 a + b (d)人	保険の後 利用者数 a + c (e)人	利用者 増加数 e - d (f)人	利用者 増加率 f ÷ d (g)%
ホームヘルプ	134	7	41	141	175	34	24.1
訪問入浴	81	10	28	91	109	18	19.8
訪問看護	122	12	28	134	150	16	11.9
デイサービス	264	18	90	282	354	72	25.5
ショートステイ	139	13	53	152	192	40	26.3
通所リハビリ	49	12	35	61	84	23	37.7
訪問リハビリ	34	8	16	42	50	8	19.0
福祉用具貸与	68	6	49	74	117	43	58.1
延べ合計	891	86	340	977	1,231	254	
延べ合計(延%)	91	9	35	100	126		25.9

### 3) 利用量の増減

第3表は介護保険導入前も後も介護サービスを利用している者に、利用量が増えたか減ったかを尋ねた結果である。介護保険導入後、各サービスとも利用量を増やした者が多く、上記の在宅3本柱の増加率は27～31%である。利用量が「ほぼ同じ」という者が最も多く、ショートステイ38%を除いて、それぞれのサービス利用者の過半数以上(61～81%)を占めている。

第3表 介護保険導入前から介護サービス利用を継続する者の介護保険以降の利用量の増減とそのシェア

単位：人、(%)

	保険の前より 利用量が増加	ほぼ同じ	減少	計
ホームヘルプ	40 (28)	90 (63)	12 (9)	142 (100)
訪問入浴	19 (23)	63 (75)	2 (2)	84 (100)
訪問看護	14 (12)	88 (73)	19 (15)	121 (100)
デイサービス	87 (31)	169 (61)	23 (8)	279 (100)
ショートステイ	39 (27)	55 (38)	51 (35)	145 (100)
通所リハビリ	13 (22)	41 (68)	6 (10)	60 (100)
訪問リハビリ	5 (14)	25 (78)	2 (6)	32 (100)
福祉用具貸与	11 (15)	59 (81)	3 (4)	73 (100)
延べ合計とシェア (%)	228 (24)	590 (63)	118 (13)	936 (100)

### 4) 利用者負担、利用率と利用率の低い理由

介護保険の前と後とで、利用者負担(自己負担)が増えたか否かを尋ねた結果は「増加」366人(53%)、「ほぼ同じ」103人(15%)、「減少」58人(8%)、無回答166人(24%)である。半数以上が負担増と答えている。

要介護度ごとに定められている利用限度額の何割くらいを実際に利用しているか(=利用率)を尋ねた結果は、第4表のとおりである。利用率が3割未満の者が199人(29%)と最も多く、半数近くの者が利用率5割未満である。他方、10割以上、つまり介護保険内のサービスだけでは足りず自費で上乗せしている者が22人(3%)いる。

第4表 利用限度額に対する利用量の割合

	回答数(人)	(%)
3割未満	199	28.7
3割～5割未満	114	16.5
5割～8割未満	120	17.3
8割～10割未満	104	15.0
10割以上	22	3.2
無回答	134	19.3
計	693	100.0

また、利用率が5割未満の者(313人)に対し、そのように低い理由を尋ねた結果(複数選択)は多い順に、「家族が介護してくれる」156人、「現行のサービス量で十分」117人、「利用料(自己負担)が高くなる」99人、「サービスの内容がよく分からない」42人、「他人が家に入ることに抵抗がある」33人、「受けたいサービスがない」30人、「サービスの内容に不満がある」10人、「本人が利用を嫌がる、慣れていない」8人、等となった。

なお、現段階では家族の介護や利用しているサービスだけで足りているという者が多いが、弱体化した家族構成の現状(「独居」12%と「高齢夫婦・日中独居」36%)を考えると、今後ニーズが増えるものと予想される。また、サービス利用への抵抗感や利用料負担への抵抗感が薄れてくると、加速度的にニーズが増えることも考えられる。

### 3. 介護サービスの満足度と今後の方針

#### (1) 介護サービスの満足度

現在利用している介護サービスについて満足しているかどうかを、「満足」、「概ね満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」から選択を求めた。総数693人のうち「満足」176人(25%)、「概ね満足」325人(47%)、「どちらでもない」72人(10%)、「やや不満」57人(8%)、「不満」10人(1.4%)、無回答53人(8%)である。「満足」と「概ね満足」とで全体の72%を占め、介護サービスに概ね満足している者が多い。

介護サービスに「満足」あるいは「概ね満足」と回答した者に、その理由を尋ねた結果(複数選択)、多い順に上位3項目は、「サービス担当者の心構えや対応がよい」350人(64%、但し分母は「満足」「概ね満足」と答えた者に限定しないでこの項目の回答者総数545人、以下同様)、「家族の介護負担が減った」191人(35%)、「かかりつけ医と連携がとれている」163人(30%)、であった。これら3項目への高評価には介護保険によるサービス提供方法の変更が多少とも好感をもって受けとめられたからではないか、と推察される。

他に介護保険のメリットと思われる理由として、「在宅生活が続けられる」140人(26%)、「自分でサービス事業者を選べる」107人(20%)、「多様な介護サービスを利用できる」83人(15%)、「権利としてサービスを利用できる」63人(12%)、「十分なサービス量が受けられる」60人(11%)、等がある。各項目一つ一つの回答割合は高くないが、延べ合計では84%に達している。このように介護保険下のサービスは、概ね利用者に満足されており、それは介護保険によるサービス提供の方法の変更によりもたらされたものであった。

逆に、介護サービスに「やや不満」「不満」の理由を複数選択してもらった項目のうち、介護保険のデメリットと思われるものを多い順に列挙すれば、次のとおりである。「利用できる施設・サービスの不足」24人(26%)、「サービス担当者の不馴れ・技術未熟」20人(22%)、「時間が限られサービスが行き届かない」18人(20%)、「介護保険対象のサービスの種類が少ない」15人(16%)、「サービス担当者がよく交替する」14人(15%)、

「利用限度額が低い」9人(10%)、「事前説明と実際の内容とが異なる」7人(8%)、等である。

不満理由10項目と家族形態(3区分)との関連をクロス表(集計数84人)でみると、「独居」の不満割合は「時間が限られ、サービスが行き届かない」(50%：21%：12%、<sup>2</sup>検定5%有意)、「サービス担当者が時間どおりに来ない」(33%：3%：5%、<sup>2</sup>検定10%有意)が多いのに対し、「家族と同居」の不満割合は「介護保険対象のサービスの種類が少ない」に多かった(13%：6%：24%、<sup>2</sup>検定10%有意)。いずれにしろ「不満」は人数として少ないが、家族形態にかかわり発生していることが示唆される。

## (2) 介護保険によるサービス提供方針

介護保険において、サービス利用が増えれば保険料は高くなり、利用が減れば保険料も安くなる仕組みになっている。そこで、今後の介護サービス量の充実と保険料との関係について、「保険料を多少(月500円)高くしても、サービスの充実を望む」か、「保険料が多少(月500円)でも安くなるなら、サービス量がその分減ってもよい」と考えるか、或いは「保険料もサービス量も現状のままでよい」かを尋ねた。「現状のままでよい」と答えた者が383人(55%)と最も多く、163人(24%)が「保険料を高くしてもサービスの充実」を望み、69人(10%)が「保険料が安くなるならサービス量が減ってもよい」と考え、78人(11%)は無回答であった。

サービスと保険料との関係に対する考えが、要介護度や年齢などの属性や家族形態など社会的条件により違いがあるかどうかをみると、「要介護度」と「回答者」により差が見られ(2項目とも<sup>2</sup>検定5%有意)、「家族形態」、「男女」、「年齢」による差は見られなかった。そのうち、「保険料を高くしてもサービスの充実」を望む者と「保険料が安くなるならサービス量が減ってもよい」者との「要介護度」による差を第5表に示しておく。

「保険料を高くしてもサービスの充実を望む」と考えている割合は要介護度4に少なく、「保険料が安くなるならサービス量が減ってもよい」と考えている割合は、大きな差(<sup>2</sup>検定で有意)ではないが、要介護度が高くなるにしたがい多くなっていることが分かる。

このように介護保険料とサービスの関係では、半数以上の者が現状でよいと考えているが、要介護度が高い階層で保険料の値下げを、また、介護者の方が要介護者本人よりも保険料が高くなってもサービスの充実を望む傾向にあった。

第5表 介護保険によるサービス提供方針と要介護度との関係

	要支援	要介護度1	2	3	4	5	
保険料を高くしてもサービスの充実を望む	18	40	38	29	18	17	(人)
保険料が安くなるならサービス量が減っても良い	23	27	30	30	19	33	(%)
保険料を高くしてもサービスの充実を望む	4	15	11	11	14	12	(人)
保険料が安くなるならサービス量が減っても良い	5	10	9	11	14	18	(%)

#### 4. 介護保険における論点 要介護度認定の満足度とサービス利用の増加量の推計

##### (1) 要介護度認定への満足と不満に影響する諸項目

本章において、介護保険導入において懸念された要介護度認定（の妥当性）に対する高齢者家族の満足と不満の差異が、どのような利用実態、意識、条件等に影響され生じたのかを、統計分析により解明しよう。具体的には、要介護度認定に対して満足と回答した者と不満足と回答した者とがどのような介護サービスの利用実態や意識、高齢者家族の属性や条件の差異により判別できるかを、数量化 Ⅱ類を適用して検討する。判別のために用いた項目として、介護サービスの利用状況を示す「限度額シェア」、介護サービス全般に対する満足度を尋ねた「介護満足」、その他に、介護力に関連する指標として家族形態（「独居」、「高齢夫婦・日中独居」、「家族と同居」の3区分）、高齢者本人の属性として「性別」、健康状況を示す指標として「要介護度」（要支援・要介護度1、要介護度2、要介護度3～5の3区分）、の合計5つを取り上げた。

第6表は、要介護度認定に対して満足する者と不満な者との区別に、上記5項目がどの程度の影響しているかを数量化 Ⅱ類により計測した結果である。

判別の中率は72%である。説明変数5項目間の影響力の大きさは、レンジの大きさ（カテゴリースコアの最大隔差）で推量できる。「介護満足」、「限度額シェア」、「家族形態」、「要介護度」、「性別」の順番になる。カテゴリースコア表の「カテゴリー計に占める認定

第6表 要介護度認定の満足の有無に影響する意識、状況、属性 数量化 Ⅱ類による

カテゴリースコア表

項目名	カテゴリー名	データ数	レンジとその順位	カテゴリースコア	カテゴリー計に占める認定満足度のシェア(%)
介護満足	満足	361	0.962	0.223	82
	満足でない	109	1位	- 0.739	39
限度額シェア	50%以上	262	0.180	0.080	76
	50%未満	208	2位	- 0.100	68
家族形態	独居	56	0.176	0.113	77
	高齢夫婦・日中独居	176	3位	- 0.063	71
	家族と同居	238		0.020	73
要介護度	支援・要介護度1	150	0.097	- 0.039	71
	要介護度2	108	4位	- 0.046	70
	要介護度3-5	212		0.051	74
性別	男性	143	0.043	0.030	75
	女性	327	5位	- 0.013	71

分析精度：判別の中率 71.9% 相関比 0.178

注(1) 5説明項目相互の単相関係数に有意な相関が認められるのは「要介護度」と「限度額シェア」間の0.09（有意水準5%）のみである。

(2) 「家族3形態」のカテゴリーのうち「独居」と「高齢夫婦・日中独居」を併合して2カテゴリーで再計算すると、3位と4位のカテゴリーが逆転し、判別の中率69.6%へと低下する。



満足度のシェア」欄をみると、介護サービスに満足する者の82%まで要介護度認定にも満足しているのに、介護サービスに満足でない者は39%しか要介護度認定に満足していないことになる。ただ、影響順位2位の「限度額シェア」において、限度額の「5割以上」利用者は76%まで要介護度認定に満足するが、「5割未満」の者は68%しか満足していないというように、関連の仕方は整合的（正の方向）だが、その隔差はさほど大きくない。そして、その点は、影響度順位の2位以降の項目はレンジ値が小さく、影響度の小さいことによっても確かめられる。

これらから要介護度認定に満足する者は、介護サービスに満足している者であること、また、サービス利用状況（「限度額シェア」）、属性（性別）、健康状況（要介護度）、家族形態もそれぞれ要介護度認定への満足に影響するものの、その度合いは小さいことが分かる。

後者の理由だが、それは要介護度認定に満足する者の割合が81%と高く、状況や属性や家族形態の枠を越えて広く支持されているため、かえって項目の各カテゴリー間の差異が生じないからであると考えられる。

## （2）介護保険を契機とするサービス利用量の増加についての一試算

介護保険実施以降に増えた介護サービス利用量は、利用開始者数と中止者数の差引きである利用者数の増加と、利用継続者における利用量の増分と減少分の差し引きである一人当たり利用量の増加との合計である。

本調査では介護サービスの利用量を何時間（日）といった絶対量ではなく、「介護保険で要介護度ごとに定められている利用限度額の何割ぐらいを実際に利用しているか」を5階層区分の選択肢の形で問うている。その意味で間接的な利用量の把握に留まらざるをえないが、大雑把に介護サービス利用量の増減を推計してみよう。

第7表は、介護保険導入に伴う介護サービス「総利用変動」3カテゴリーと「限度額シェア」とのクロス表である。介護サービス「総利用変動」は、次のようにして3カテゴリーを仕分けた。8種の介護サービス毎に、介護保険実施（2000年4月）前から利用を継続しているか、実施後に中止したか、実施後に新たに利用し始めたかを尋ねて、これを8種について合算し、例えば継続と中止（開始）のサービスが併存ならば中止（開始）、中止と開始の数とが混じる場合、同数なら継続、中止（開始）が開始（中止）を上回れば中

第7表 介護保険導入（2000年4月）に伴う介護サービス（8種延べ合計）  
利用の変動形態別、限度額シェア別の人数とその割合

単位：人、（%）

	限度額シェア					総計
	30%未満	30～50	50～80	80～100	100%以上	
12年4月前から継続	109 (36)	55 (18)	60 (20)	65 (22)	10 (3)	299 (100)
12年4月以降に中止	8 (27)	10 (33)	7 (23)	5 (17)	0 (0)	30 (100)
12年4月以降に開始	28 (25)	26 (23)	30 (27)	23 (21)	4 (4)	111 (100)
総計	145 (33)	91 (21)	97 (22)	93 (21)	14 (3)	440 (100)

注．上記3×5のクロス表データの<sup>2</sup>(カイ二乗値) = 10.15, P(有意水準の確率) = 0.25である．

止（開始）と判定し，利用者1人1人について介護保険導入に伴う介護サービスの継続，中止，開始の категория いずれかに仕分けたのである。

同表のデータ数の分布を<sup>2</sup>検定でみると，統計的に全く差のないことが分かる。介護保険の導入前から利用を継続する者，中止，或いは新たに開始する者の人数は，介護サービスの利用量（要介護度毎に定められた利用限度額に占める実際の利用量の割合）区分による分布の差異がないのである。

ちなみに，「限度額シェア」の中位数（たとえば，「30%未満」は15%，「30～50%」は40%，「100%以上」は110%とみなす）にデータ分布割合を掛けて，介護サービス「総利用変動」3カテゴリー別の限度額シェア平均値を算出すれば，介護保険の導入前から利用を継続する者49%，中止の者48%，新たに開始した者54%，3カテゴリー全体では50%であった。継続する者，中止した者（サービス種類を一部中止したが，なお利用しているサービスがある者），新たに開始した者の三者とも，現在利用している介護サービス量は介護保険で定められている限度額の50%程度と，違いがないのである。

このように，介護サービス利用を「2000年4月以降に開始」した者111人と「中止」した者30人との差引き81人が利用者数の増加で，その1人当りの利用量も上記のように3カテゴリー間で違いがなかった。したがって，利用者数の増加によりもたらされた介護サービス利用量の増加（＝限度額シェアで表示）は，

利用者数増加（81人）÷介護保険実施前の利用者数（299人+30人）×100＝25%と推定される。

次に，第8表は，介護保険実施前から介護サービスを継続利用する者について，保険実施以降に一人当たり利用量の増減3カテゴリーと限度額シェア5区分とをクロスさせたものである。同表のデータ数の分布を<sup>2</sup>検定でみると，統計的に有意差はないので，基本的には継続利用者における利用量の増減3カテゴリー間に利用量の違いはない。ちなみに，利用量増減3カテゴリー別の中位数にデータ数をかけて算出した限度額シェア平均値は「利用量増加」者51%，「利用量同じ」者45%，「利用量減少」者60%であった。

そこで，介護保険導入を契機として，継続利用者一人当たり利用量の増加により介護サービスの利用量全体をどの程度押し上げたかを，大雑把に推定してみる。

第8表 介護保険実施前から介護サービス利用を継続する者の2000年4月以降の利用量の増減別，限度額シェア別の人数とその割合

単位：人，（%）

	限度額シェア					総計
	30%未満	30～50	50～80	80～100	100%以上	
2000年4月前と同じ	67 (41)	33 (20)	29 (18)	30 (18)	4 (3)	163 (100)
2000年4月前より減少	10 (25)	6 (15)	9 (23)	11 (27)	4 (10)	40 (100)
2000年4月前より増加	32 (33)	16 (17)	22 (23)	24 (25)	2 (2)	96 (100)
総計	109 (36)	55 (18)	60 (20)	65 (22)	10 (3)	299 (100)

注：上記3×3のクロス表データの<sup>2</sup>（カイニ乗値）＝12.35，P＝0.14である。

まず、「2000年4月前より利用量が増加」者96人、「ほぼ同じ」者163人、「減少」者40人であった。利用量を増加させた者と減少させた者との差引き56人は、介護保険実施前からの継続利用者299人の19%、介護保険実施前の利用者数329人の17%にあたる。ただ、本調査ではどのくらい利用量を増加（または減少）させたかについては尋ねていない。そこで、極めてラフな仮定のもとで試算をしてみよう。

仮に、介護保険前からの利用継続者の利用量が、1%の場合、限度シェア額の25%の場合、の2ケースを想定してみる。の場合、利用量は1%から51%へと51倍増、の場合、限度額シェアを25%から51%へと約2倍増させたとする。の場合、利用量を増加させた者と減少させた者との差引き56人がそのまま増分となるので、それを介護保険実施前の利用者総数329人で割れば17%である。介護保険前からの利用継続者が利用量を1%から51%へと51倍増した時、介護保険実施前の利用者総数329人の限度額シェアを全体として17%ほど押し上げたことになる。

同様に、の場合、利用量は56人×26%=28人（限度額シェア51%）分と増加量が半減するので、それによる限度額シェア全体の押し上げ率も8.5%へと低下する。

介護保険を契機とした利用量の増加は、介護サービス利用の開始者数の増加（25%）と継続利用者の利用量の増分（最大でも17%）とにより構成され、前者が主因であると思われる。

以上、本論では、介護保険実施後5ヶ月の段階における（都市部である）柏市の介護保険対象者の介護実態とその問題点を提示し、要介護度認定の満足・不満に影響する要因分析、および介護保険を契機とする介護サービス利用量の増加が主として利用の開始者数の増加によりもたらされたものであることを明らかにした。

## 〔後記〕

本論の執筆は、1,4を相川良彦、2を堀田きみ、3を山根律子が分担した。また、本アンケート郵送調査は柏市介護保険課との共同調査として実施した。



本稿は、Suzuki らの要約に、そのフレームワークにもとづく経済厚生分析（第3章）を加えたものである。さらに、理論整理や解釈の面での発展も全体に盛り込んでいる。なお、以下では輸出国貿易機関（Export State Trading Enterprises）を、単に「STE」と呼ぶ。

注1) 国家貿易機関とは、排他的な輸出または輸入特権を付与され、一元的輸出入（Single Desk Trading）を行う国家機関または企業を指す。輸入国家貿易機関（我が国のコメや乳製品等）と輸出国貿易機関（NZ、カナダの小麦、乳製品等）がある。

(2) ただし、この裁定は1999年12月の上級審において差し戻された段階である。

(3) 「隠れた」輸出補助金とは、「UR合意において削減対象と認定されなかったが、実際には輸出補助金と同等の効果をもつ措置」という意味合いである。輸出国貿易機関による価格差別のほか、政府による債務保証を伴う輸出信用、食料援助等もこれにあたるとの見方がある。

(4) 加賀爪〔3〕で整理されたように、McCorrison らのモデルはクールノー型寡占（自己の出荷量の変化による自己価格の変化のみを考慮して行動する）を仮定している。クールノー型寡占は不完全競争の一つの特殊なタイプで、Suzuki らの定義する「市場支配力係数」が当該企業の市場シェアに一致する場合に相当する。

## 2. 「消費者負担輸出補助金」に相当する STE の価格差別

ここでは、価格差別を行使する唯一の STE が存在する「国内市場」と、そうした価格影響力および何らの保護貿易措置も存在しない一つの「国際市場」(Rest of the World) からなる2地域モデルを定式化する。そして、STE の価格差別が消費者の負担により行使される輸出促進措置であり、「消費者負担輸出補助金」と呼べることを説明する。

### (1) モデルの定式化

STE が価格差別を行使しうる条件として、「国境措置を背景とする国内市場でのプライス・メーカーとしての地位」にもとづく、「高い国内価格と低い輸出価格の設定」、および「生産者へのプール支払い」が、本モデルの主要な前提である<sup>(1)</sup>。ここで、 $P_d$ ：国内価格、 $P_w$ ：輸出価格（国際価格によって所与）、 $Q_s$ ：国内生産量、 $Q_d$ ：国内需要、 $P_b$ ：プール価格（国内販売と輸出販売の加重平均価格）、 $Q_{Rd}$ ：輸入需要、 $Q_{Rs}$ ：輸出量、 $\lambda$ ：市場の競争水準の指標（0  $\leq \lambda < 1$ ）と表記し、モデルをつぎのように定式化する。

$$\text{「国内市場」 需要曲線} \quad P_d = f(Q_d) \quad (2.1)$$

$$\text{供給曲線（国内生産量）} \quad Q_s = g(P_b) \quad (2.2)$$

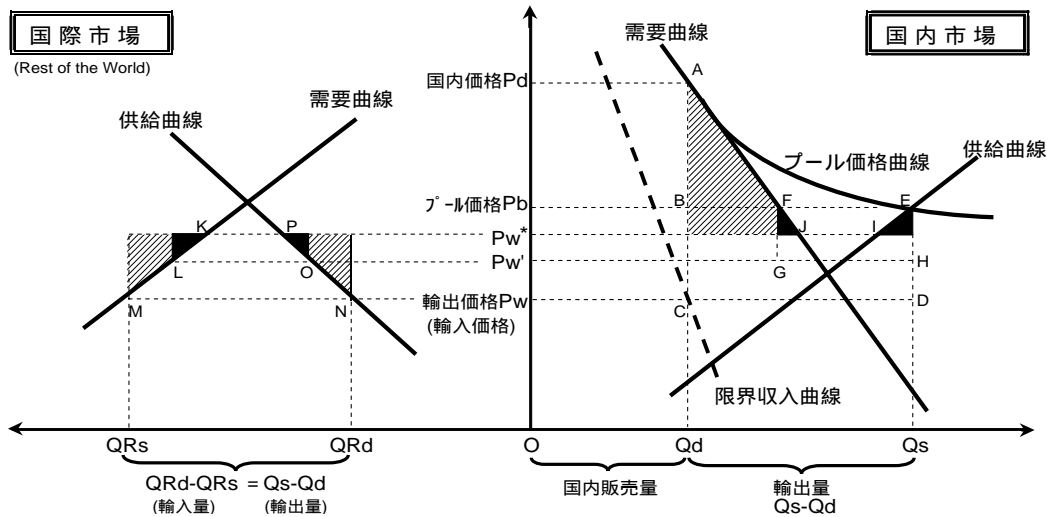
$$\text{プール価格曲線} \quad P_b = \frac{P_d \cdot Q_d + P_w(Q_s - Q_d)}{Q_s} \quad (2.3)$$

$$\text{限界収入均等条件} \quad P_d + \frac{P_d}{Q_d} \cdot Q_d = P_w \quad (2.4)$$

$$\text{「国際市場」 需要曲線（輸入量）} \quad Q_{Rd} = h(P_w) \quad (2.5)$$

$$\text{供給曲線（輸出量）} \quad Q_{Rs} = k(P_w) \quad (2.6)$$

$$\text{需給均衡条件} \quad Q_d + Q_{Rd} = Q_s + Q_{Rs} \quad (2.7)$$



第1図 輸出国貿易機関による価格差別と厚生ロス（2地域モデル）

以上のモデルを図示したのが第1図である。第1図右方の「国内市場」において、限界収入曲線（国内販売からの限界収入）と  $P_w$  水準で示した水平の点線（輸出販売からの限界収入）との交点  $C$  が、限界収入均等条件式(2.4)を満たす点で、ここで国内販売量  $Q_d$  とその価格  $P_d$  が決定される。国内生産量  $Q_s$  は、供給曲線とプール価格曲線との交点  $E$  で決まり、輸出量は  $Q_s - Q_d$  となる。所与の国際価格  $P_w$  において、輸出量  $Q_s - Q_d$  が、第1図左方の「国際市場」における輸入量  $QR_d - QR_s$  に等しいとき、国際市場の需給均衡条件式(2.7)が成立する。ただし、本モデルでは  $STE$  が国際価格を所与と見なすと仮定しているが、価格差別が行われるときの国際価格  $P_w$  は完全競争水準  $P_w^*$  よりも低く抑えられる点はモデルに反映されていることに注意されたい。

## （2）市場支配力係数

たとえ一国に唯一の  $STE$  しか存在しない場合でも、カナダの小麦ボードのように、米国からの輸入圧力により完全独占的な影響力を行使できないケースもある（松原〔4〕）ように、 $STE$  の機能や市場条件によって、市場歪曲性は現実には様々な程度で生み出されていると考えられる。このことを考慮して、本モデルでは、すべての競争状態を一般的に表す指標である：市場支配力係数（0 ～ 1）を組み込んだ点の特徴である。もし完全競争ならば  $\alpha = 0$  と計測され、 $P_d = P_w (= P_b)$  が成立する。完全独占であれば  $\alpha = 1$  となる<sup>(2)</sup>。1に近いほど、国内販売量を抑制して価格を引き上げる市場支配力が強く存在することを示している。完全競争と完全独占を両極として、あらゆる不完全競争の状態が  $\alpha$  の値で表現されるのである。

の大きさは、STE が潜在的競争圧力をどの程度見込んでいるかに大きく依存しており、それは国境措置の程度と密接に関連している。国境が自由化されていれば、国内で唯一の販売機関である STE も、海外からの輸入圧力のために価格支配力を全く発揮できない（ $\epsilon = 0$  となる）ことにもなり得る。

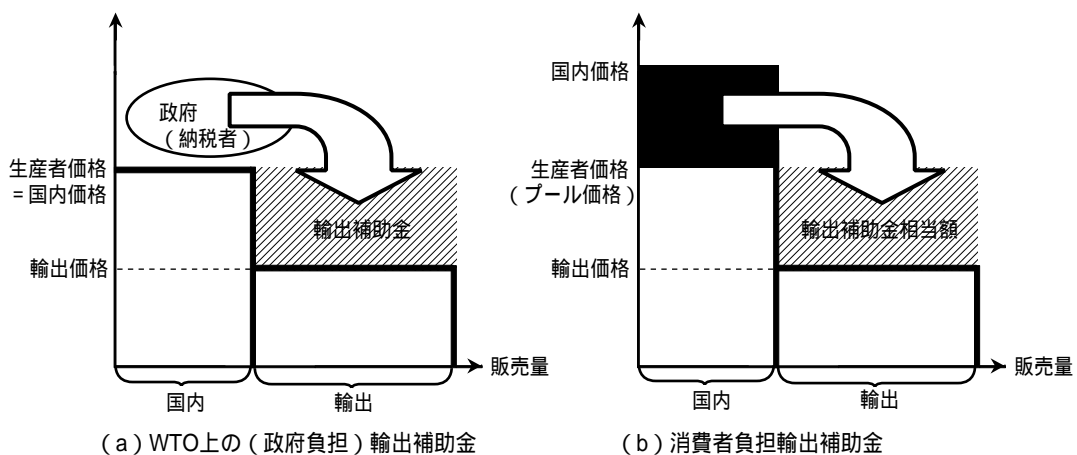
を推定する際には、(2.4) 式を変形した

$$= E \left( 1 - \frac{P_w}{P_d} \right) \quad (2.8)$$

を使えば、 $E$ ：国内需要の自己価格弾力性の絶対値 [ $= - (Q_d / P_d) / (P_d / Q_d)$ ]、国内価格、および輸出価格のデータがあればよい。

### (3) 消費者負担輸出補助金

モデルが示すように、STE が自己の売上高最大化（生産者への高いプール支払い）を目的として二つの市場の間で出荷配分量を決定する結果、国内での販売量が抑制され、その分輸出量が増加することにより、輸出価格が低く抑えられる。ここで、低い輸出価格は、高い国内価格（国内販売からの収入増）により実現されており、国内消費者が原資を負担していることになる。つまり、STE の価格差別は、消費者の負担によって、輸出補助金に相当する輸出促進効果を生み出している。したがって、すでに WTO 協定の規律下にある通常の輸出補助金が政府（納税者）の負担により行使されるのに対して、STE の価格差別は「消費者負担輸出補助金」と呼べるものである。このことを視覚的に示したのが第 2 図である。負担者の違いはあるが、両者が WTO 協定上区別されるべきものでないことは明らかである。



第 2 図 WTO 上の輸出補助金と消費者負担輸出補助金

注(1)より詳細には、ここではSTEや市場の性格について次のような状況を前提としている。

- ・一つのSTEがある同質的な農産物の販売受託機関として排他的特権を行使しうる「国内市場」、および何らの保護貿易措置も存在しない「国際市場」の2市場のみがあり、STEは両市場の間で出荷配分量を決定している。
- ・STEは、国内市場ではプライス・メーカーとして、国際市場ではプライス・テイカーとして行動している。すなわち、STEは国内販売量の増減が国内価格に影響することを意識しているが、国際市場ではそうした価格影響力を意識せず、STE自身は輸出価格を国際価格によって所与と見なしている。ただし、STEが国内販売量を制限して輸出を増やすため国際価格が引き下げられ、国際市場も歪曲化されている。
- ・総販売量(=国内生産量)は、STEが生産者に支払うプール価格と生産者の限界費用が等しくなる点で決定される。したがって、STEは総販売量を操作することはできない(この点で、本稿でいうSTEの「市場支配力」の意味は、生産量をコントロールできる通常の独占・寡占企業のそれとは異なっている)。
- ・STEの販売費用は無視しうるほど小さい。

(2)同様にSTEの価格差別に着目した先行研究である McCorrison et al. [5] のモデルは、本モデルで が1の場合に相当する。

### 3. STEの価格差別による厚生ロス

ここでは、STEの消費者負担輸出補助金もたらす経済厚生上の影響を検討する。

まず、STEの目的は、国内の生産者余剰を増大させることである。そのために国内価格を引き上げ、消費者余剰を奪い、合計としての国内の総余剰に負の効果を与えている。一方、国際市場では、STEが輸出を増やすことにより国際価格が引き下げられるため、他の輸出国の生産者余剰は低下し、輸入国の消費者余剰は増大する。その合計としての国際市場の総余剰には、正の効果が加えられる。

それでは、国内市場と国際市場を合計した世界全体としてみた場合、どのような厚生変化が生じるのか、以下では第1図の2地域モデルに戻って説明する。さらに、WTO協定上の通常の(政府負担)輸出補助金による厚生変化と比較してみる。その結論は、通常の輸出補助金よりも、STEの消費者負担輸出補助金の方が、いっそう大きな厚生ロスを世界にもたらすというものである。

**消費者負担輸出補助金の場合：** 完全競争水準  $Pw^*$  よりも、国内価格は  $Pd$  に、生産者価格は  $Pb$  に押し上げられる。したがって、国内の各余剰の変化分は、

〔国内市場〕 消費者余剰	- 四角形 $PdPw^*JA$ (低下)
生産者余剰	+ 四角形 $PbPw^*IE$ (増加)
国内市場の総余剰	+ 四角形 $FJIE$ - 四角形 $PdPbFA$ (低下) ...

ただし、 については、四角形  $PdPbBA$  と  $BCDE$  の面積が等しいことから負の効果(低下)であることがわかる。

一方、国際市場では、価格が  $Pw^*$  から  $Pw$  に低下するので、各余剰の変化分は、

〔国際市場〕 消費者余剰	+ 四角形 $Pw^*PwMK$ (増加)
他国の生産者余剰	- 四角形 $Pw^*PwNP$ (低下)
国際市場の総余剰	+ 四角形 $KMNP$ (増加) ...

+ より、世界全体では、四つの黒く塗りつぶした三角形と三つのグレーの台形の和だ



け、完全競争下の総余剰よりも低下していることがわかる。

**通常の輸出補助金の場合：** 生産者価格を完全競争水準  $Pw^*$  から  $Pb$  に引き上げるためには、四角形  $FGHE$  の財政支出がなされる。このとき、国内価格は生産者価格  $Pb$  に等しい。したがって、国内の各余剰の変化分は、

〔国内市場〕 消費者余剰	- 四角形 $PbPw^*JF$ (低下)
生産者余剰	+ 四角形 $PbPw^*IE$ (増加)
財政支出	- 四角形 $FGHE$ (低下)
国内市場の総余剰	+ 四角形 $FJIE$ - 四角形 $FGHE$ (低下) ...

このとき、国内販売量はプール価格水準  $Pb$  (水平の点線) と需要曲線の交点  $F$  で決められ、輸出量は線分  $FE$  の長さで示される。これは、国際市場における線分  $LO$  の長さに等しく、国際価格は  $Pw^*$  から  $Pw'$  に引き下げられる。したがって、国際市場の各余剰の変化分は、

〔国際市場〕 消費者余剰	+ 四角形 $Pw^*Pw'LK$ (増加)
他国の生産者余剰	- 四角形 $Pw^*Pw'OP$ (低下)
国際市場の総余剰	+ 四角形 $KLOP$ (増加) ...

'+' より、世界全体では、四つの黒い三角形の和だけ、完全競争下の総余剰よりも低下していることがわかる。

**両者の比較：** 以上の検討から明らかのように、 $STE$  の消費者負担輸出補助金は、世界全体の経済厚生を完全競争下よりも低下させる効果をもっている。さらに、同様に世界に厚生ロスをもたらす通常の輸出補助金と比較すると、消費者負担輸出補助金の方が、三つのグレーの台形分だけ大きな厚生ロスをもたらすことがわかる<sup>(1)</sup>。

ここで、国際市場への影響に注目してみる。国際市場の総余剰の増加分については、通常の輸出補助金よりも、消費者負担輸出補助金の方が大きい。ただし、その内訳を見てみると、消費者負担輸出補助金の方が、他の輸出国の生産者余剰をより大幅に低下させていることがわかる(逆に、輸入国の消費者余剰はより大幅に増大させている)。この点は、基本的に自国生産者の利益が目的とされる国際農産物貿易交渉において特に着目される点であろう。

以上は2地域モデルによる説明であったが、次章で説明するような多数の市場間にわたる価格差別でも同様に、世界全体への厚生効果は負であることが確認できる。

なお、負担が及ぶ消費者は自国内だけにとどまらない。次章で示すように、輸入国の消費者が負担するケースも想定される。その特殊なケースにおいては、自国の総余剰を低下させることなく価格差別措置を行使することも可能である。このような問題も含めて、通常の輸出補助金よりも、消費者負担輸出補助金の方が、同じ生産者価格を実現する場合の保護措置としては経済厚生上の問題がより大きいと考えられる。

注(1) ただし、この結論は1円の徴税で1円の財政支出が可能なお場合には明らかだが、徴税から財政支出までの行政コストが大きければ逆の結論にもなりうる。

#### 4. 「輸出補助金相当額」の提案

STE が生み出す消費者負担輸出補助金を、通常の輸出補助金と同一の基準にのせて議論するためには、その市場歪曲効果を数量的に示す「輸出補助金相当額 (Export Subsidy Equivalent, 以下 ESE)」を定義することが有用である。ここでは、様々な価格差別のケースにも適用できる一般的な定義式を提案する。

まず始めに 2 地域モデルによって考えてみる。STE が生み出す ESE の金額は、第 2 図 (b) の斜線を施した四角形の金額

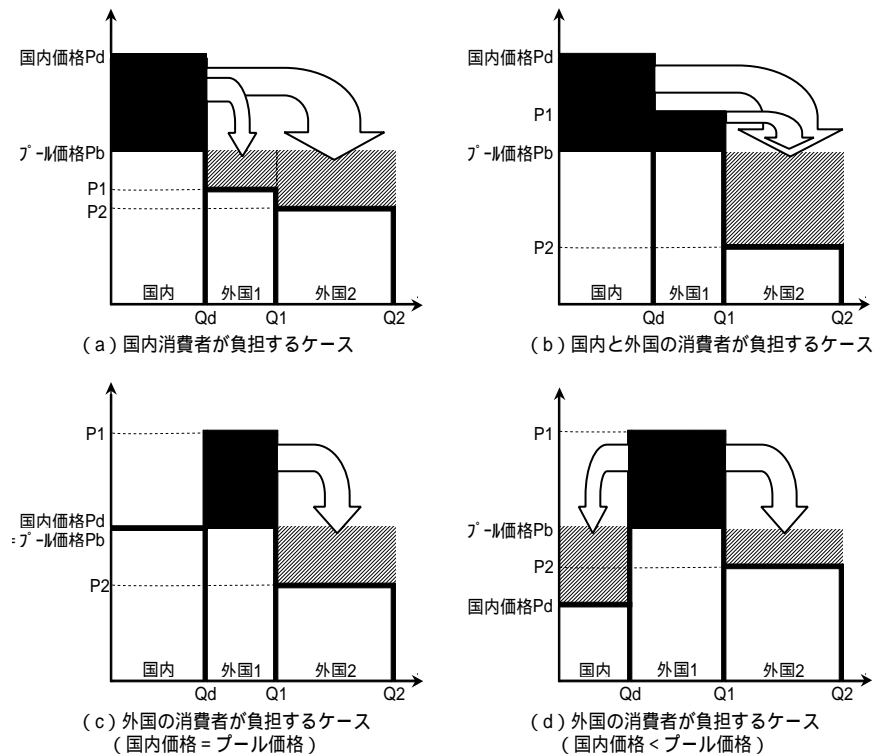
$$ESE = (\text{プール価格} - \text{輸出価格}) \times \text{輸出量} \quad (4.1)$$

と定義できる。また、(4.1) 式 の金額は、国内販売から発生する黒い四角形の部分の金額で埋め合わされる (2 つの四角形 の金額は等しい) ので、

$$ESE = (\text{国内価格} - \text{プール価格}) \times \text{国内販売量} \quad (4.2)$$

とも定義できよう。

続いて、2 市場間だけでなく、輸出市場間でも価格差別が行われる場合について考えてみる。ここでは、第 3 図のように、どの消費者が負担するかによって四つのケースに整理してみた。まず、第 3 図 (a) のケースでは、国内消費者の負担 (黒い四角形 の金額) により、複数の低い輸出価格 (図では二つの外国のみ示している) がそれぞれ補填されている。



第 3 図 輸出補助金相当額 (ESE)

注: 斜線の四角形が ESE, 黒い四角形が消費者負担部分を示している。

各 P は、各市場の価格から関税、輸送費等の取引費用を差し引いた STE にとっての「純受取価格」ベース。

第3図(b)のケースでは、国内だけでなく外国1でも高い価格が設定され、外国2への低い輸出価格が補填されている。第3図(c)および(d)は、国内価格を引き上げる市場支配力をSTEがもたない場合である。(c)のケースでは、外国1の消費者の負担によって、外国2の低い輸出価格が補填され、「国内価格 = プール価格」が成立している。もし、国内販売がほとんどなく、輸出にほぼ特化している状況であれば、(c)において国内販売量 $Q_d$ をゼロと見なせばよい<sup>(1)</sup>。一方、(d)のケースは、国内価格は極めて安い、輸出において高価格が設定できる特殊ケースである。この場合、高価格の外国1の消費者の負担により、低い国内価格が補填され、「国内価格 < プール価格」が成立している。以上のように、国内消費者だけでなく、外国の消費者に負担が及び価格差別も想定することができる。

ここで、負担者が誰かを区別しなければ、いずれのケースも、プール価格水準を境界線として、上方部分の面積によって、下方部分の販売価格線までの面積が埋め合わされていることに気づく。このことを利用すれば、すべての販売市場について境界線の上方・下方部分の面積を合計して2で割った金額はESEに等しい。すなわち、あるSTEが生み出しているESEの金額は、より一般的に、

$$ESE = \frac{1}{2} \sum_j |P_j - P_b| Q_j \quad (4.3)$$

により測定できる。ただし、 $P_j$ 、 $Q_j$ はそれぞれj国(自国を含む)への販売価格、販売量を表し、 $||$ 内は絶対値であることを表す。このようにESEの定義を整理すれば、価格差別のパターンは異なっても、統一的な取り扱いが可能である。

注1) 第3図(c)のケースの実際の例として、豪州の小麦およびNZの乳製品が考えられる。豪州小麦ボード(AWB)は、1999年の民営化にともない輸出事業に特化され、国内での価格支配力を失ったが、国内価格よりはるかに低価格で輸出を行う実態に変化はなく(加賀爪〔3〕)、ある輸出先の負担で別の輸出先への輸出価格が補助されている状況が存在すると考えられる。NZの乳製品については、輸出依存度が極めて高い(山本〔9〕)ので、第3図(c)で「自国」部分がない場合と見なせばよいと考えられる。

## 5. カナダ乳製品貿易の市場歪曲度の試算

以上で提示した数量化手法を使って、カナダ酪農委員会(CDC)による輸出国貿易品目(バター、脱脂粉乳、チーズ)を対象に、1998年時点のFAOSTATデータベース(FAO〔2〕)にもとづく試算を行った。

市場支配力係数の試算に必要なデータは、国内需要の自己価格弾力性、輸出価格、国内価格である。国内需要の自己価格弾力性は、USDAによる農産物国際需給モデル(SWOPSIM)の構築にあたって推計された値(Roninggen and Dixit〔6〕)を用いた。国内価格については、CDCによる買上価格の近傍で推移しているとみなし、CDC買上価格を用いた。輸出補助金相当額ESEの試算に必要なデータは、輸出量、輸出価格、プール価格である。プール価格の算出に必要な国内価格データについては、ここでもCDC買上価

第1表 カナダ輸出国家貿易品目における市場歪曲度の試算

品 目	デ ー タ						試 算 値		
	国内生産量 (1998)	輸出量 (1998)	国内価格 (1998)	輸出価格 (1998)	プール価格	国内需要 の価格弾 力性 (絶対値)	市場支配 力係数	輸出補助 金相当額	輸出量 1トンあたり ESE
	(t)	(t)	(ト・ル/t)	(ト・ル/t)	(ト・ル/t)	E		(百万ト・ル)	(ト・ル/t)
	Qd	Qe	Pd	Pw	Pb		$=E(1-Pw/Pd)$	ESE	ESE/Qe
								$= (Pb-Pw)Qe$	
バター	90,600	12,077	3,700	2,145	3,493	0.70	0.29	16.28	1,325
脱脂粉乳	69,700	34,352	3,063	1,442	2,264	0.50	0.26	28.24	815
チーズ	351,620	29,306	4,922	3,446	4,799	0.72	0.22	39.65	1,365

注．データについては価格，数量は，FAOSTAT データベース（文献〔2〕），弾力性は USDA SWOPSIM モデル（文献〔6〕）による．ただし，国内価格は CDC 買上価格を用いている．  
プール価格は  $Pb = (Pd \cdot Qd + Pw \cdot Qe) / (Qd + Qe)$  にて算出したものである．

格を用いた。これらの他はすべて FAO データを用いた。

試算結果（第1表）を見ると，市場支配力係数はすべて1より小さいがゼロではなく，完全独占（ $=1$ ）に比較すれば軽度だが，市場歪曲性の存在を示す値となっている。ESE の総額はチーズにおいて最も多く，1トンあたり ESE ではバター，チーズがほぼ同じ水準である。

ただし，ここでの試算は極めてラフなものである。より精緻な分析のためには，対象となる STE の実態を調査し，より適合したモデルに発展させることと，輸出品目の品質等を考慮することも含めて，より詳細なデータ収集が不可欠である。

## 6．おわりに

本稿では，輸出国家貿易機関の価格差別が「消費者負担輸出補助金」に相当することを示し，その市場歪曲度を数量化する一手法として，「市場支配力係数」および「輸出補助金相当額」という二つの指標を提示した。さらに，経済厚生観点から，通常の（政府負担）輸出補助金と比較して，STE の消費者負担輸出補助金の方がいっそう悪い結果をもたらす可能性を指摘した。以上の成果は，現行の WTO 協定で抜け穴となっている輸出側の市場歪曲的措置を指摘する立場に経済学的根拠を与えるものである。また，不完全競争市場を対象に，より実践的に活用されるモデル開発のため，本稿が一つの足掛かりとなることが期待される。

## 〔引用文献〕

- 〔1〕 Alston J.M., and R. Gray, "State Trading versus Export Subsidies: The Case of Canadian Wheat," *Journal of Agricultural and Resource Economics*, Vol.25, 2000, pp.51-67.
- 〔2〕 FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (2000). FAOSTAT Statistics Database, [online], available URL: <http://apps.fao.org>.
- 〔3〕 加賀爪優「農産物貿易における国家貿易企業の一元的活動の市場歪曲性について」(京都大学『生物資源経済研究』，

- 2000年12月, 95-113ページ).
- [4] 松原豊彦「カナダの国家貿易企業とカナダ小麦局の改革」(国家貿易企業問題研究会資料, 2000年11月).
  - [5] McCorriston, S., and D. MacLaren, *State Trading in Agricultural Markets: A Conceptual Analysis OECD 2000*, 2000.
  - [6] Roningen, V.O., and P.M. Dixit, *Economic Implications of Agricultural Policy Reforms in Industrial Market Economies*, U.S. Department of Agriculture, Economic Research Service, Staff Paper No. AGES 89-36, 1989.
  - [7] Suzuki, N., J. Kinoshita, and H.M. Kaiser, "Measuring the Degree of Market Distortion through Price Discrimination for Hidden Export Subsidies Generated by State Trading Enterprises," Japan International Agricultural Council, *Report on Economic Analysis and Investigation of State Trading Enterprises*, pp.11-27, 2001.
  - [8] 鈴木宣弘・木下順子「輸出国家貿易による市場歪曲性の計測手法の開発 - 『隠れた』輸出補助金に相当する価格差別による歪曲度の計測 - 」(『農業市場研究』第10巻第1号(通巻53号), 2001年).
  - [9] 山本康貴「ニュージーランドにおける酪農産業改革について」(国家貿易企業問題研究会資料, 2000年11月).

動	向
解	析

# ねぎの生産と消費の動向

堀越 孝良

## 1. はじめに

ねぎ、生しいたけおよび畳表に関しては、暫定的に（2001年4月23日から11月8日まで）セーフガード措置が行われた。これに対し6月22日、中国は日本製3製品（自動車、携帯・車載電話、エアコン）について、従来の輸入関税に加え、一律100%の特別関税を徴収した。中国の対抗措置はWTOセーフガード協定および日中貿易協定（第1条第1項最恵国待遇義務）違反であり、数次にわたる交渉を行ってきた。結果として12月21日に至り、日本側はねぎ等3品目のセーフガード確定措置を実施しないこと、中国側は100%の特別関税措置を撤廃すること、双方は、政府、民間の両ルートを通じ、3品目についての貿易スキームを早急に構築し、秩序ある貿易を促進することに合意した。

輸入が増加している農産物の生産者または産地では、その対応策を検討し、講じているはずである。本稿では、ねぎを取り上げて、その生産、流通、消費等の動向を概観し、そうした産地での検討に資することにしたい。ねぎを取り上げるのは、ねぎの輸入増加が最近最も急激に生じているため、国内での対応体制の構築に最も急を要すると考えるからである。

## 2. ねぎの生産額

### （1）ねぎの重要性

消費量が多い野菜14品目については、野菜生産出荷安定法により指定され、価格安定対策事業が行われている。ねぎも指定野菜であるが、ねぎの収穫量または出荷量は野菜14品目中10番目である（2000年）。他方、生産額に農業所得率を使用して、品目別に農業所得額を推計してみると、第1表にみるとおり、ねぎは農業所得額があらゆる野菜品目中最高なのである。また、第1図は、主な野菜の生産額を図示したものであるが、生産額が伸びている品目は、トマトとねぎしかない。

WTO協定受け入れ以後、米価が低下傾向で推移する中で、農業所得における野菜の比重が増加しているが、ねぎは生産額が増加しているという意味で野菜の中の期待の星であり、所得額でみると野菜の中の稼ぎ頭の一つだったのである。

なお、最近発表された2000年の『生産農業所得統計』によると、2000年のねぎの粗生

産額は 1,228 億円で前年に比べて約 300 億円減少し，前々年（1998 年）に比べて約 500 億円減少している。

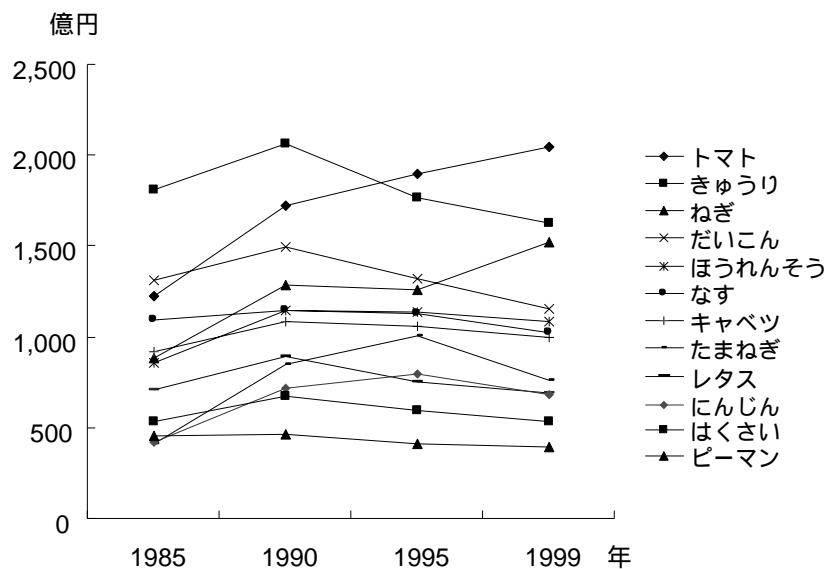
第 1 表 野菜生産額等の推移

(単位：億円，%)

	1985 年	1990 年	1995 年	1999 年	所得率	農業所得額
トマト	1,221	1,722	1,897	2,043	55.0	1,124
きゅうり	1,809	2,066	1,764	1,626	67.1	1,091
ねぎ	884	1,287	1,260	1,520	78.6	1,195
だいこん	1,315	1,497	1,316	1,151	54.0	622
ほうれんそう	859	1,146	1,132	1,084	62.8	681
なす	1,091	1,146	1,131	1,020	68.6	700
キャベツ	917	1,086	1,056	997	46.8	467
たまねぎ	411	848	1,002	762	35.3	269
レタス	706	888	756	693	63.2	438
にんじん	421	713	799	683	47.4	324
はくさい	534	672	593	535	58.8	189
ピーマン	457	467	415	391	59.2	232

資料：『生産農業所得統計』，『平成 10 年野菜・果樹品目別統計』（いずれも農林水産省統計情報部）。

注：所得率は 1998 年の数値であり，農業所得額は 1999 年の生産額に 1998 年の所得率を乗じた額。



第 1 図 野菜生産額の推移

## (2) ねぎの生産額の地域別推移

第2表はねぎの粗生産額を地域別にみたものである。関東・東山のシェアは約40%と高い。もっとも関東・東山の粗生産額の伸び率は、全国平均を下回っている。粗生産額の伸びは北海道、九州および四国が高い。なお、県別では千葉県が第1位であり、第2位が埼玉県である。

第2表 ねぎの地域別粗生産額の推移

(単位：億円、%)

	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州
1985年	885	30	85	34	378	102	63	59	48	86
1990年	1,287	58	113	55	535	117	105	97	62	145
1995年	1,260	87	110	46	452	114	102	102	78	169
1999年	1,520	93	143	53	605	133	104	107	85	197
99/85年	171.8	308.2	167.3	157.9	160.2	130.9	164.0	180.9	177.9	229.6
99年シェア	100.0	6.1	9.4	3.5	39.8	8.8	6.8	7.0	5.6	13.0

資料：『生産農業所得統計』。

注：九州には沖縄県を含む。

## 3. ねぎの生産

### (1) ねぎの生産量は僅かに減少

ねぎの生産額は上昇傾向にあった。他方、ねぎの生産量は、第3表にみるように、わずかではあるが減少傾向にある。ねぎの生産量は減少しているのであるから、ねぎの生産額の増加は単価の増大によってもたらされていることになる。しかし、ねぎの単価をみる前に、生産量の減少の要因をみていこう。要因のうち作付面積はやや増加傾向にあるが、単収はかなり減少している。なお、ねぎの商品化率(出荷量/生産量)は、上昇傾向にある。

ねぎの生産量は、地域別には他の野菜に比べて関東・東山のシェアが大きい(2000年産でみると、主要33品目では24%であるが、ねぎでは46%)。また、伸び率でみると、北海道、九州の伸びが大きく、次いで四国や中国の伸び率が高い。他方、東海ではこの15年間に約3割減少し、関東では約1割減少している。

地域別の単収をみると、北海道が最も高く九州が最も低くなっており、九州の単収は北海道の半分にも達しない。北海道に次いで単収が高いのは近畿であることも注目される。常識的には青ねぎの方が白ねぎ(根深ねぎ)より単収が低いように考えられるが、生産出荷統計でみる限り、青ねぎ地帯の方が単収が低いとはいえない。

第3表 ねぎの生産量の推移

(単位：ト、ha, kg/10a, %)

	生産量	作付面積	単収	商品化率
1985年	552,600	24,000	2,303	71.8
1990年	557,700	24,100	2,314	73.6
1995年	533,500	24,600	2,169	76.2
2000年	536,700	25,100	2,138	77.5
00/85年	97.1	104.6	92.9	108.0

資料：『野菜生産出荷統計』。



## (2) 地域別の生産出荷動向は様々

生産出荷動向を簡単に整理しておこう。

北海道は、生産量の伸び(1985年対比の2000年)は151%で最も大きいですが、それは作付け面積の伸びに支えられている。北海道のねぎの商品化率は、1985年でも84.5%であり(全国平均では71.8%)、2000年には89.1%(全国では77.5%)となっている。北海道のねぎ生産は、単収が高く全国平均の163%の水準(3,336 kg/10a)となっている。北海道産のねぎは、手に取ってみると概して太くて柔らかい。都府県産のものあるいは中国からの輸入ものと明らかに「もの」が違う。

東北では作付け面積は微減だが、単収が微増し、生産量は横ばいである。また、徐々に向上しているとはいえ、商品化率は北陸と同様に低く、2000年時点で66%の商品化率に止まっている。

北陸は大まかにいえば東北と類似している。細かくいえば、東北とは違って北陸では、作付け面積は増加しているが、単収が減少している。また、単収の伸びは異なるが、水準はともに全国平均を下回り、商品化率もともに最も低い水準である。

関東・東山はねぎの最大の産地であり、作付け面積でも生産量でも全国の4割を超えている。最近15年間をとると、作付け面積では微減程度に止まるが、単収がそれ以上に落ち込み、生産量は約1割の減少となっている。なお、関東・東山に属する9都県のうち、千葉、埼玉、茨城および群馬の各県の生産量で84%を占める。

東海は、作付け面積も単収も、最も減少率の大きな地域であり、2000年の生産量は1985年対比70.6%になっている。商品化率はかつては全国平均をわずかに上回っていたが、最近では全国平均を下回っている。

近畿も東海同様、作付け面積も単収も15年前に比べて落ち込んでいるが、落ち込みの程度は東海ほどではなく、2000年の生産量は1985年対比86.6%である。近畿の特徴は商品化率の水準そのものは東北より高いが、15年前に比べて全く上昇していないことである。なお、関東の白ねぎに対し関西の青ねぎといわれるが、単収は関東・東山と近畿では全く差がみられない。興味深いのは、春ねぎと夏ねぎでは関東・東山の単収が高く、秋冬ねぎでは関西の単収が高いことである。

中国地方も近畿と同様単収は低下傾向にあるが、作付け面積が増加しているため、生産量も増加している。なお、中国地方のねぎの商品化率は、かつては平均より低かったが、最近では平均水準になっている。

四国のねぎの作付け面積は大幅に拡大したが、単収は全地域のうちで最も大きく低下しており、生産量はこの15年間で約1割増加している。なお、四国のねぎの商品化率は、北海道ほどではないが、九州と肩を並べて高い。

九州のねぎの作付け面積は、伸び率が北海道と肩を並べるほど伸びている。他方、単収が四国ほどではないが減少しているため、生産量は15年間で4割弱の増加に止まっている。商品化率はかつては四国より低い水準であったが、最近では四国と肩を並べて高い。

沖縄におけるねぎの生産は、伸びているとはいうもののまだわずかであり、しかも春ねぎの生産だけであり、夏ねぎおよび秋冬ねぎの生産は行われていない。

### (3) ねぎの作型別生産動向

ねぎの作付面積は全国的にはやや増加傾向であるが、作型別にみると最も作付面積の少ない春ねぎの伸びが大きく、夏ねぎがそれに次いでおり、元々作付面積の大半を占めている秋冬ねぎでは減少している（第4表）。また、単収は作型によって明らかな格差があり、春ねぎが最も高く、秋冬ねぎがそれに次ぎ、夏ねぎは最も低い。なお、いずれの作型でも単収は減少している。

第4表 作型別ねぎの面積と単収

	作付面積 (ha)			単収 (kg/10a)		
	春ねぎ	夏ねぎ	秋冬ねぎ	春ねぎ	夏ねぎ	秋冬ねぎ
1985年	1,690	4,110	18,200	2,621	2,175	2,302
1990年	2,470	4,430	17,200	2,903	2,005	2,309
1995年	2,910	5,090	16,600	2,560	1,972	2,160
2000年	3,250	5,560	16,300	2,480	1,950	2,134
00/85年	192.3	135.3	89.6	94.6	89.6	92.7

資料：『野菜生産出荷統計』（農林水産省統計情報部）。

注：85年から95年の春ねぎは「その他ねぎ」である。

### (4) ねぎの品種

農林水産省統計情報部による『野菜作型別生育ステージ総覧』から、ねぎの主要品種の作付面積の推移をとって見たのが第5表である。1984年と現在利用できる最新年次である1994年について、上位14品種をとった。表の「発表年」から明らかなように、ねぎの品種は1984年の段階では在来種が主流であったが、1994年の段階では改良品種に置き換わっている。また、上位14品種の占める作付面積は、1984年には38.0%であったが、1994年には83.9%になっている。

なお、多くの野菜でF<sub>1</sub>が主流になっているのに、ねぎではF<sub>1</sub>への移行が遅れている。1994年段階で上位14品種に入ったF<sub>1</sub>品種は夏扇のみである。もっとも、F<sub>1</sub>品種はその後拡大傾向にあり、最近では20%程度に達しているのではないかという<sup>(1)</sup>。

1994年で作付面積が1位の吉蔵と2位の元蔵は同じ種苗会社（M種苗）の品種である。4位の宏太郎は、埼玉県深谷市の西田宏太郎氏の作出によるもので、同氏は西田（ニュー西田を含む）を開発した西田正一氏の子息である<sup>(2)</sup>。深谷ねぎは全国的に有名であるが、その背景には西田氏親子による品種開発があったとみられる。

注(1) 農業技術研究機構野菜茶業研究所ユリ科育種研究室長小島昭夫氏の見解。

(2) <http://www.city.fukaya.saitama.jp/negi/index.html>（埼玉県立深谷商業高等学校 情報会計専攻科 情報システムコース 第5期生作成）による（2002.1.27現在）。

第5表 ねぎの品種別作付面積

品 種 名	主 作 付 地	1984 年	1994 年	発表年
吉蔵	北海道から鹿児島	516	1,722	1977
元蔵	北海道から鹿児島	383	1,525	1978
越谷黒一本太	埼玉・茨城	765	1,337	1955
宏太郎	埼玉		1,198	1984
長悦	茨城から鹿児島	62	1,122	1980
西田	埼玉・群馬・神奈川	1,452	1,098	1975
源吾	福島	695	572	在来
長宝	鳥取・千葉・大分		482	1999
九条	静岡から高知	1,445	473	在来
夏扇 (F1)	千葉		412	1988
金長3号	北海道から愛知	846	411	1974
徳田	岐阜	256	408	在来
東京冬黒	新潟・鳥取		404	1978
金長	青森から大分	1,766	380	1962
黒昇	埼玉・千葉・茨城	1,185		在来
磐田白ねぎ	静岡	492		在来
松本一本太	北海道・宮城・新潟	400	13	在来
石倉	北海道・宮城	332	3	在来
越津	愛知・岐阜	293	271	在来
改良伯州2号	鳥取	271		
上位14品種計		4,738	11,544	
主産地品種判明計		12,461	13,755	
主産地計		14,654	16,042	
全国計		24,100	24,400	

資料：『野菜作型別生育ステージ総覧』（農林水産省統計情報部），『野菜品種名鑑』（日本種苗協会，平成10年）

## 4. ねぎの流通等

### （1）野菜の団体出荷率

『野菜生産出荷統計』では出荷量の概ね80%を占める主産県について，農協等出荷団体（出荷調整能力を有する団体）による出荷量を調査している。主産県の出荷量のうち，出荷団体による出荷量の割合を整理したのが第6表である。

概していえば，伝統野菜については団体出荷割合が低い。団体出荷割合は，その野菜の技術的，市場的条件のほか，出荷団体の指導力に影響されると考えられる。新しい野菜で栽培技術を新たに修得しつつ，市場開拓が必要な野菜を新たに導入するには，出荷団体の指導力が不可欠であろう。1999年産ねぎについて主産県の団体出荷割合を第7表に整理した。主産県の団体出荷割合（加重平均）は47.2%であり，最も高いのは鳥取県である。注目されるのは，平均を上回る県の数（11道県）は平均を下回る県の数（7県）をかなり上回ることである。大口の千葉県の団体出荷割合の低さがきいている。

第6表 主要野菜の団体出荷割合

(単位：%)

	1985年	1990年	1995年	1999年
レタス	78.1	79.3	83.0	82.4
ピーマン	73.8	77.8	78.5	76.9
たまねぎ	69.1	67.6	73.2	74.8
トマト	70.7	72.7	71.5	69.5
きゅうり	63.4	66.4	70.1	67.4
にんじん	53.5	60.7	67.7	65.0
なす	53.3	58.1	64.6	64.5
キャベツ	55.7	57.1	56.6	55.6
はくさい	51.1	49.1	49.4	51.8
ねぎ	39.5	48.3	45.9	47.2
だいこん	38.9	41.2	46.4	43.3
ほうれんそう	37.6	38.7	38.8	37.9
さといも	38.0	31.6	31.7	30.3

資料：『野菜生産出荷統計』。

注：主産地についての数値である。

第7表 1999年産ねぎの主産県団体出荷割合

(単位：トン，%)

	出荷量	団体出荷量	団体出荷割合
主産県計	326,600	154,000	47.2
鳥取	15,100	12,900	85.4
高知	6,530	4,400	67.4
新潟	10,200	6,380	62.5
青森	11,200	6,950	62.1
福岡	9,470	5,510	58.2
北海道	32,100	18,200	56.7
静岡	12,700	7,030	55.4
埼玉	44,800	24,300	54.2
山形	6,740	3,530	52.4
群馬	17,100	8,850	51.8
秋田	6,110	2,990	48.9
大分	12,800	5,940	46.4
茨城	39,200	18,100	46.2
愛知	12,300	4,150	33.7
千葉	68,200	20,300	29.8
兵庫	5,480	1,330	24.3
福島	7,490	1,730	23.1
神奈川	9,110	1,400	15.4

資料：『野菜生産出荷統計』。

## (2) ねぎの卸売市場流通

『青果物卸売市場調査報告』では、卸売市場の所在都市を1類都市、2類都市およびその他の都市に区分して集計している。概していえば、レタス、ピーマン、トマトなど比較的新しい野菜は1類都市での取引数量が多く、ほうれんそう、なすはその他都市での取引数量が比較的多い。ねぎについて1985年以降の経年変化をみると、わずかではあるが、1類都市での取引数量割合が増加し、その他の都市での取引数量割合が減少する傾向がみられる。

『野菜生産出荷統計』によると、ねぎの出荷量は2000年には416千トンであった。他方、『青果物卸売市場調査報告』によると、ねぎの卸売数量は420千トンで、そのうち転送量は13千トンであるので、出荷されたねぎの98%が卸売市場で販売されたことになる<sup>(1)</sup>。また、『野菜生産出荷統計』による出荷量は、この10年間ほとんど増えていないのに、卸売数量は顕著に増えている。

## (3) ねぎの東京市場への出荷

東京市場におけるねぎの産地別取引数量をみると、かつては取引数量のほとんどが埼玉と千葉から出荷されていたが、2000年には両県の割合は半分以下に落ち込んでいる(第8表)。東京市場のねぎに関しては、明らかに出荷産地の分散化が進行しているとみてよいであろう。産地別取引数量をみてまず注目されるのは、埼玉産の出荷量の減少である。しかし、埼玉産の東京市場での取引数量は1980年から90年の間にほぼ半減しているが、東京出荷割合も37%から20%にほぼ半減している。すなわち埼玉産では、出荷先の分散化が進行していたのである。

第8表 東京市場での産地別取引数量と産地の東京出荷割合

(単位:ト,%)

産地	産地別取引数量				産地の東京出荷割合			
	1970年	1980年	1990年	2000年	1970年	1980年	1990年	2000年
千葉	20,357	23,408	23,033	17,842	48	31	30	26
埼玉	26,046	24,309	12,989	10,350	44	37	20	22
茨城	4,658	7,275	9,724	9,899	25	30	34	26
中国				4,843				13
青森	0	1	1,463	4,548	0	0	22	38
群馬	4,083	3,927	3,260	2,625	21	19	20	14
栃木	199	265	580	2,416	8	7	16	35
新潟	153	589	2,503	2,084	3	8	24	21
北海道		21	1,813	2,057	0	0	7	6
秋田	3		288	1,558	0	0	4	25
岩手		1	303	1,102	0	0	7	15
小計	55,500	59,797	55,956	59,324	33	27	23	21
合計	58,713	61,658	59,000	62,574	17	16	14	14

資料:『東京都中央卸売市場年報』(東京都),『野菜生産出荷統計』等。

次に注目されるのは、1970年当時にほぼ似通った数量を東京市場に出荷していた茨城と群馬が、その後対照的な動きをみせていることである。群馬は、1980年も90年も東京出荷割合がほぼ同じなのに、取引数量が減少している。ということは、群馬はねぎ産地としてはこの間衰退していたことを意味する。他方、90年から2000年にかけては群馬産は東京市場での取引数量を減少させているが、東京出荷割合はさらに大幅に減少しているので、産地としてむしろ復活の兆しがあると読みとれる。

#### (4) ねぎの産地移動

そこで『野菜生産出荷統計』によって、群馬県内の市町村別の出荷量を整理してみたのが第9表である。かつては利根川沿いの尾島町、境町および伊勢崎市で群馬県全体のねぎの出荷量の63%を出荷していたが、最近では出荷量を大幅に減退させ、30%弱を出荷しているに過ぎない。代わって出荷量を増加させているのが、北橋村、富士見村、藤岡市、富岡市などである。

地図と照合するとわかるのであるが、群馬県のねぎの産地は、水田地帯から畑作地帯にかなりの程度移動したのである。かつての養蚕すなわち桑畑がねぎ畑に替わって、群馬の出荷量は下支えされ、最近では増加に転じたものとみてよい。

最近における外国産ねぎの輸入増大による価格低下は、少なくとも群馬県においては、養蚕からの転換先の作物の価格低下を意味しており、より深刻な影響を与えていると考えられる。

第9表 群馬県のねぎ出荷量の推移

(単位：トン，%)

	1980年	1985年	1990年	1995年	1999年	
群馬県	20,456	17,802	16,300	15,600	17,100	
内 訳	尾島町	7,590	6,770	4,630	3,170	3,010
	境町	4,310	2,724	1,890	2,050	1,790
	新田町	1,240	1,486	2,020	1,470	1,460
	北橋村			699	825	1,230
	太田市	645	623	1,050	1,020	1,210
	富士見村			308	627	1,120
	藤岡市			211	514	902
	富岡市			536	806	886
	前橋市			804	672	708
	吉岡町			224	305	552
	下仁田町			488	550	472
	伊勢崎市	1,045	707	406	389	292
	以上小計	14,830	12,310	13,266	12,398	13,632
	同割合	72.5	69.1	81.4	79.5	79.7

資料：『野菜生産出荷統計』。

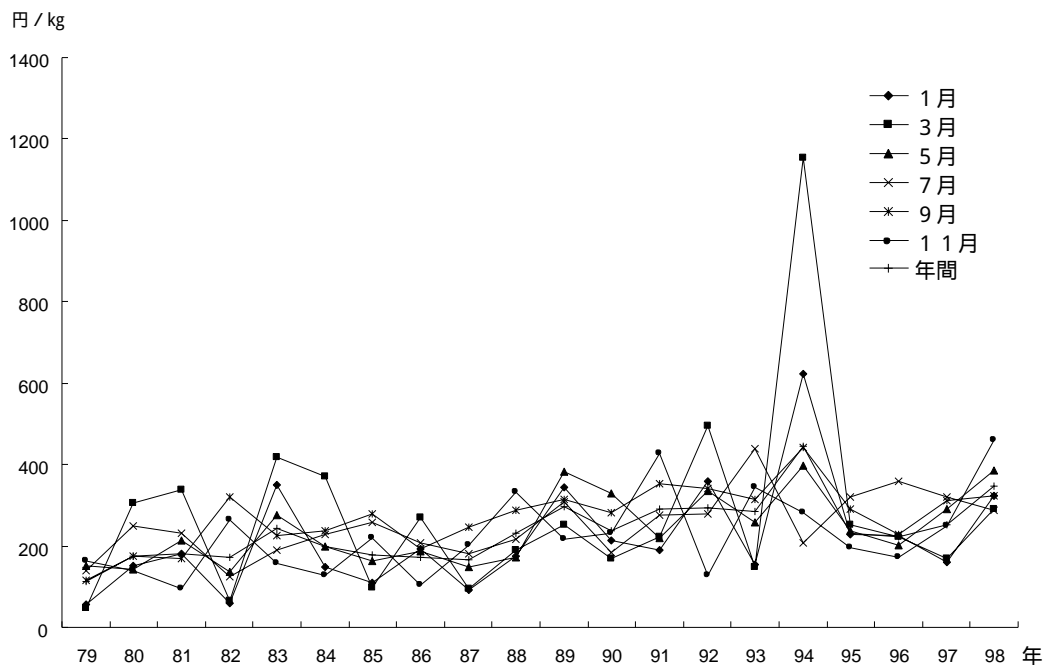
注(1)のものによっては、『青果物卸売市場調査報告』の卸売数量(歴年ベース)から転送数量を差し引いた数値が『野菜生産出荷統計』による出荷数量(年産ベース)を上回る品目があることに留意する必要がある。また、『青果物卸売市場調査報告』のねぎには、『東京都中央卸売市場年報』によるこねぎ、ねぎが含まれ、わけぎ(分葱)、あさつき(浅葱)は含まれない。また、『東京都中央卸売市場年報』でみると、こねぎ、ねぎ、わけぎ、あさつきの4区分の中では、ねぎが数量では90%を占める(2000年)。これに対し、大阪市中央卸売市場年報では白ねぎ、青ねぎ、わけぎの3区分であり、本場および東部市場の合計数量では白ねぎが57.5%で、同じく価額では青ねぎが46.7%でトップである(2000年)。

## 5. ねぎの生産者価格等

### (1) 変動するねぎ価格

多くの露地野菜についてそうであるが、一つの野菜をとってみれば季節とともに産地が移動する。ねぎについても例外ではない。そのため、年平均価格をとってみても生産者の実感にあわない場合が多い。第2図に、東京都中央卸売市場におけるねぎの奇数月の価格をとってみた。一見して気がつくように、94年の3月が突出して高くなっている(大阪市中央卸売市場の「白ねぎ」でも同様である)。また、傾向としては右上がりの傾向を示している。

価格の変動の大きさを、変動係数(標準偏差/平均値×100)でみたのが第10表である。ねぎの変動係数は高止まりしたまま低下していない。ねぎ価格の変動係数は35%前後であるが、変動係数が35%ということは、2年に1度の確率で、価格が倍になったり半分になったりと、極めて大きな変動を繰り返していることを意味する<sup>(1)</sup>。



第2図 ねぎ卸売価格(東京)の推移

資料: 『東京都中央卸売市場年報』.

第 10 表 野菜卸売市場価格の変動係数

(単位：%)

	東京都		大阪市(本場)	
	79-88 年	89-98 年	79-88 年	89-98 年
キャベツ	52.4	43.9	56.0	44.6
ねぎ	37.1	38.8	33.0	32.8
レタス	54.0	37.1	40.0	35.7
にんじん	25.9	36.5	25.5	35.9
はくさい	49.3	36.2	37.0	32.9
ピーマン	26.3	30.8	25.8	33.7
さといも	29.8	25.7	35.8	25.9
だいこん	31.4	24.4	28.6	24.0
ほうれんそう	27.2	23.9	23.2	23.4
たまねぎ	41.7	22.9	43.1	21.7
きゅうり	20.5	19.8	21.5	22.1
なす	15.8	17.0	15.9	16.2
トマト	18.5	16.6	17.4	15.8
単純平均	33.1	28.7	31.0	28.1

資料：『東京都中央卸売市場年報』および『大阪市中央卸売市場年報』(大阪市)

注：奇数月の1kg当たり価格から10年間の変動係数を求めそれを単純平均した数値である。なお、大阪市のねぎ価格は白ねぎ価格である。

野菜価格の変動係数を79-88年と89-98年で比べてみると、多くの野菜の変動係数が低下している中で、ねぎ価格の変動係数は高止まりしている。この変動係数の高止まりに大きく影響しているのは、第2図でみた94年3月の高値である。この高値は、高値でも仕入れを余儀なくされる加工用・業務用需要関係者に打撃を与えたと推測される。

### (2) ねぎの価格と他の野菜の価格の関係

消費者の購買行動を考えてみれば、野菜の価格は相互にある程度関係しあっていると考えられる。表は示さないが、『東京都中央卸売市場年報』によって、指定野菜のうちばれいしょを除く13品目について、1979年から1998年の20年間の月別価格の相関係数を求めてみた。その結果、たまねぎやさといもの価格は独立的に動き、ほうれん草の価格は他の野菜の価格に連動しやすいことが読みとれた。ねぎは葉物類の中では比較的連動しにくい品目であると読みとれた。

### (3) 低い価格安定対策事業への加入率

野菜対策の中心は価格安定対策事業であるが、交付予約数量の出荷数量に対する割合は第11表のとおりである。概して価格変動の大きな品目の加入率は高いが、ねぎについては価格変動は大きいのに加入率は低く、最もアンバランスが目立つ品目である。



第 11 表 指定野菜の交付予約率

(単位：%)

	1970 年	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	1999 年
レタス		21.2	35.6	46.7	26.6	51.1	54.0
ピーマン		17.0	39.9	45.1	38.3	43.9	48.9
たまねぎ	21.5	26.3	34.7	37.3	29.5	35.7	43.3
キャベツ	11.1	20.2	28.3	34.5	36.2	35.9	35.5
にんじん	2.8	5.1	13.8	22.6	12.4	25.6	30.8
きゅうり	1.5	8.3	20.5	22.9	25.0	28.2	29.5
はくさい	6.3	14.6	26.3	35.6	35.7	29.6	29.0
なす		3.9	13.8	18.1	14.9	24.1	23.8
トマト		2.7	9.1	17.6	12.7	19.4	20.3
だいこん		4.8	10.2	8.6	11.4	13.0	15.1
ねぎ	1.5	3.5	7.7	10.1	7.1	12.3	13.7
ほうれんそう			6.2	10.3	9.9	11.5	12.5
さといも		2.2	9.3	14.9	13.5	13.8	10.0
加重平均	4.7	10.7	19.5	23.4	22.2	26.6	28.7

資料：『野菜供給安定基金年報』(野菜供給安定基金), 『野菜生産出荷統計』。

これには、次の事情が影響していると考えられる。すなわち、ねぎは伝統野菜であり、農協とは無関係に産地形成が行われた地域が多いこと、東京に近接した千葉県および埼玉県が最大の産地であり販売先に恵まれていたことである。

注(1) 次の計算による。

$$(100 - 35) / (100 + 35) = 0.48 \quad \text{または} \quad (100 + 35) / (100 - 35) = 2.08$$

## 6. ねぎの消費

### (1) 価格と家計購入量の関係

荒っぽい試算であるが、第 12 表で家計購入量とその割合を試算してみた。ねぎの粉末や加工品で輸入される分が計算されておらず、また、消費が多いと考えられる農家の家計消費が加味されていない。そういう限定付きであるが、同表にみるように、ねぎの家計購入費割合も 5 割に達していない。ねぎの生産者は最終消費のイメージを家計での直接消費に置いているのではないかと考えられるが、輸入の増加がみられる前から家計購入は半分にも達していないのである。

多くの野菜の場合と異なり、ねぎの家計購入割合は、決して減少傾向にあるとはいえない。表には現れていないが、一人当たり家計購入量は 1991 年をボトムに増大基調にあるし、野菜価格が高騰した 1998 年にはねぎの家計消費割合は表に掲げる 20 年間で最高(47.2%)に達している。

第 12 表 ねぎの家計購入量の推計

(単位：ト, g (年), %)

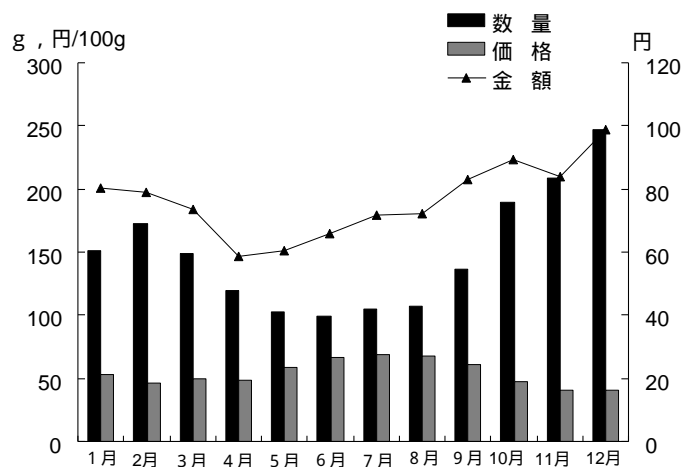
	ねぎ収穫量 A	ねぎ輸入量 B	供給量 (A+B)×0.9	家計 1 人 当たり購入量	家計購入総量	家計購入割合
1980 年	538,900	-	485,010	1,735	203,078	41.9
1985 年	552,600	-	497,340	1,578	190,970	38.4
1990 年	557,700	-	501,930	1,621	200,382	39.9
1995 年	533,500	-	480,150	1,694	212,661	44.3
2000 年	536,700	37,375	516,668	1,790	227,201	44.0

資料：『家計調査年報』（総務省統計局）等。

注：家計消費割合の基礎となる収穫量は年産であり，輸入量および購入量は歴年である。

## (2) ねぎの月別消費動向

第 3 図は，2000 年の『家計調査年報』によって，一人当たりのねぎの購入数量，購入価格および支出金額を，月別にみたものである。購入数量は 12 月にピークとなり，1 月に落ち込んで 2 月に回復し，6 月まではまた落ち込み，以後 12 月まで増加する。価格は購入数量が少ない夏場に上昇し，購入数量の増加に伴って低下する。購入数量×単価である支出金額は 4 月に最も少なくなり，12 月に多くなる。



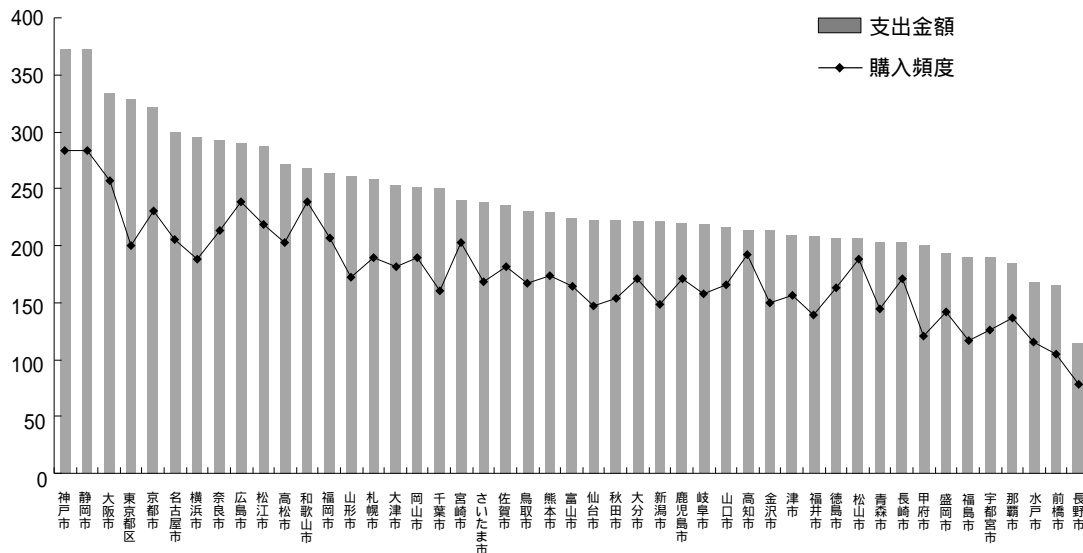
第 3 図 ねぎの月別消費

資料：『家計調査年報』。

## (3) ねぎの購入量と購入頻度

第 4 図は，都道府県庁所在市別のねぎへの支出金額と購入頻度を図示したものである。一見してわかるように，支出金額と購入頻度には相関関係があるように見える。そこで相関係数を計算すると，0.917 と高い相関を示す。なお，購入数量と購入頻度には相関関係は認められない（相関係数 0.125）。支出金額と購入頻度に相関関係があるということは，

円/月・世帯，  
回/月・100世帯



第4図 ねぎの都市別購入実態

資料：「家計調査」( <http://www.stat.go.jp/data/kakei/2.001n/zuhyo/a401-3.xls> ) .

注．2001年の非農林漁家世帯(全世帯)の数値を12で除した.

ねぎを多額に購入する世帯は，少額購入する世帯に比べて家庭での保存期間が短いと考えられてよいであろう。すなわち，より新鮮なねぎを消費していると考えられる。

## 7. おわりに

最近におけるねぎの輸入の増大により，ねぎ生産農家は価格低落に苦しんでいる。この価格低落は，二つの点で同情すべき要素を持っている。第1は，群馬のような畑作地帯においては，ねぎの作付が養蚕に替わって行われてきたこと，また，水田に作付けられたねぎも米価格の低落とダブルパンチになっていることである。

第2に，本稿では触れなかったが，中国からのねぎの輸入は，農業者の共有財産ともいえるべき伝統的品種またはその改良品種の種子を持ち出での輸入であったことである。中国で食べているねぎが輸入されてくるのであれば，日本の食生活を豊かにすることにつながるであろう。しかし，安さだけを武器に鮮度の悪いねぎが流入してくれば，日本の消費者のねぎ離れを引き起こす懸念さえ生む<sup>(1)</sup>。

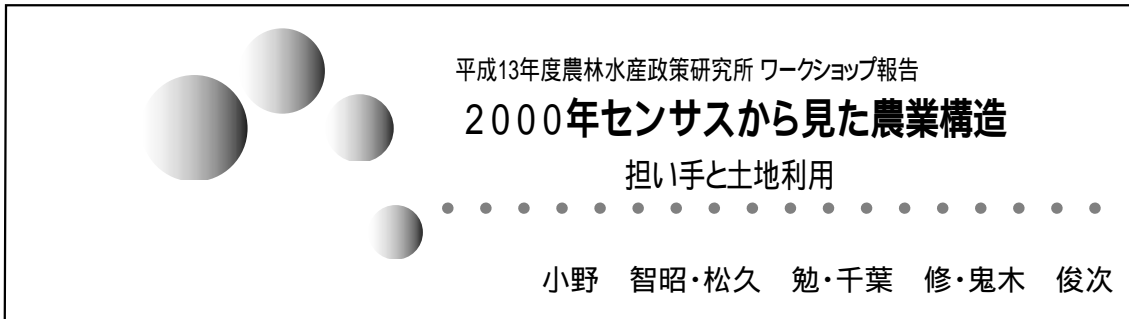
このようにねぎの生産者に同情すべき点のある輸入急増と価格低落であるが，輸入の増加にはそれを余儀なくさせ，あるいは可能にした事情があったことを反省する必要がある。その第1は，ねぎの価格が倍，半分といった大きな価格変動を繰り返し，長期的にみ

てそれが納まる方向に向かっていなかったことである。特に94年の春先の大暴騰は、需要の過半を占める業務用・加工用需要の需用者に大きな打撃を与え、安定供給先を国外に求めるきっかけを作ったと考えられる。

反省すべき第2は、ねぎの輸入を可能にした事情である。もちろん輸入増加の背景には、海上輸送網の整備が進んだことなどがあるであろう。しかし、他方で、輸入されているねぎは白ねぎに限られ、青ねぎはほとんど輸入されていない実態に注目する必要がある。しかも、前述の西田宏太郎氏の言によると、白ねぎの作付は、硬い品種が好んで作付けられるようになってきていたという。ねぎ輸入を可能にした背景に、白ねぎがより硬いものに偏ってきたことがあると考えてよい。

この点にも関連し、ねぎの支出金額と購入頻度に高い相関関係が認められた。このことは、新鮮なものであれば、労をいとわない消費者が、ねぎにおいても健在であるということの意味しよう。生産者サイドとしては、こうした消費者ニーズに応え、あるいは新たなニーズを開拓し、それに的確に対応していく必要がある。

注(1) 玉葱専門の種子販売会社である株式会社七宝は、ブーメラン効果を心配して外国には輸出しない方針をとり、販売先を農協に限ってきたが、2001年秋まき用のたまねぎ種子から、国内で播種されることが確実と見込まれる種子に限って販売するようにしている。なお、株式会社七宝については、拙著「農業法人経営発展の条件」(『日本の農業』194, 農政調査委員会, 1995年)を、たまねぎに関しては拙著「玉葱の輸入と生産の動向」(『農総研季報』No.46, 農業総合研究所, 2000年)を参照されたい。



## 1. はじめに

平成13年度農林水産政策研究所ワークショップは、平成13年11月27日午後、農林水産省分館（郵政事業庁舎2階）共用会議室において開催された。参加者は、所外からの行政部局、団体、研究機関、大学、企業、マスコミ関係者と、所内を合わせて約90名であった。

最初に、当ワークショップの前史に触れておく。旧農業総合研究所では、恒例として毎年開所記念日（11月30日）の前後に、共通テーマを設定して複数の研究員が報告とコメントを行い、全研究員で議論する特別研究会を開催してきた。これは昭和37年度に「本支所合同研究会」として開始されたが、同54年度からは「専門別総括検討会議（経済部門）全員会合」に位置づけられ、さらに3支所が本所に統合された58年度からは「秋季特別研究会」と名称が変更され、公開シンポジウム形式になった。

平成13年度は、農林水産政策研究所への機構改革にともなって名称をワークショップに改め、初めて所外で開催するはこびとなった。本年の共通テーマは「2000年センサスから見た農業構造 担い手と土地利用」であり、地域振興政策部の小野智昭地域経済研究室長と松久勉主任研究官の2名が下記の要旨で報告を行った。なお、司会は評価・食料政策部の鬼木俊次主任研究官と千葉修地域振興政策部長が務めた。

## 2. 小野智昭「大規模経営の展望と土地利用の動向」の概要

2000年センサスでは、農家戸数と農業労働力数の動向に二つの変化が生じている。一つは、自給的農家があまり減少しなかったため、農家戸数の減少テンポがやや緩くなっていること。二つめは、農業就業人口や基幹的農業従事者の減少率がこれまでになく小さく、農家戸数の減少率を下回ったことである。

農家階層の変動を見ると、増加階層の中心は以前の4ha以上層から5ha以上層にアップしている。ただし、5ha以上層のどの階層においても増加率が低下しており、大規模層の拡大が頭打ちになっていることがわかる。

借地については下層のシェアが一層減少し、上層への集中が一層明確になっている。5ha以上農家層のシェアは30%を超え、農家以外の農業事業体を加えると全借地面積の

38%をこれら大規模経営が占めている。

貸付地面積の増加は、土地持ち非農家（2.5万 ha）と農家（自給的農家 1.3万 ha，販売農家 1.3万 ha，合計 2.6万 ha）で同程度に見られる。

規模別に経営組織を見ると、1.5ha 未満層で稲作単一経営が5割を超えるのに対して、上層では複合経営の比率が高まり、4 ha 以上層では準単一経営が30%程度を占め、複合経営の11%と合わせて稲作単一（4割弱）を上回る。

借地拡大という前進的な構造改革が進展している一方では、借地面積増加と同程度（12万 ha）に不作付け地が拡大しており、耕作放棄地の増加（5万 ha）も大きく、農業衰退的な傾向も同時に進行していることがわかる。

農家の耕作放棄地は田を中心として増大しており、土地持ち非農家、自給的農家、販売農家のいずれにも広汎に広がっている。自給的農家の滞留は今回のセンサスの特徴であるが、農地の受け手が不足している地域では、耕作放棄せざるをえなくなっているのである。畑については、農地過剰が畑の耕作放棄拡大としてすでに現れているが、田については不作付け地が転作対応の影響で拡大している。

以上をまとめると、農家の減少が高水準で継続することで農業構造変化の可能性が示されているのが1985年以降の我が国農業がもつ前進的傾向であるが、他方で農地の減少が随伴して起こり農業衰退的な傾向も併存している。

前者の傾向は農地の流動化と農作業受委託となって現れ、それらを集中する大規模経営が着実に形成されてきた。5 ha 以上の大規模経営では、複合的経営の比重が高く、とくに5～10ha層ではその傾向が強い。こうした農地流動化の進展が、農業の衰退的な傾向を回避する効果があることも指摘できる。

しかしながら、昨今の農業の交易条件の悪化が、中規模層を含めて上層経営の経営成果を抑制し、大規模層形成の阻害要因となっている。

他方、農業の衰退的な傾向も顕在化している。農家の中に広範に耕作放棄が広がってきており、また自給的農家が滞留することによって耕作放棄が拡大する傾向にある。農地の受け手、地域農業の担い手の欠落がその背景にある。さらに転作対応の形態として不作付け地が拡大しており、それが著しい下層農家では耕作放棄に転化する可能性も十分に考えられる。

### 3. 松久勉「農家人口・農業労働力の動向と地域農業」の概要

本報告では、2000年農業センサスのなかでも、「人」（世帯員数、農業就業）の動向を中心に分析を行う。

まず、農家世帯員数の動向について、報告者が90年・95年に行った人口推計と実績との比較から2000年の特徴を明らかにする。90年推計との比較では、少子化の影響等により14歳以下人口が大きく減少していること。95年推計との比較では、20歳代前半を中心として若年層の流出割合が低下していること、60歳代で生じている定年帰農者が増加し

ていることが指摘できる。

さらに 2000 年を基準とした将来推計を行うと、多数の世帯員を有する昭和一桁世代が死亡等により減少していくので、人口減少率は高いものの高齢化のテンポは緩やかになるという結果が得られる。

農家世帯員の就業状態の変化では、男子の基幹的農業従事者割合、農業就業人口割合などは 85～95 年にはほぼ横這いであったものが 95～2000 年には上昇し、女子の各割合も 85～95 年では低下傾向にあったのが 95～2000 年には上昇に転じている。65 歳以上比率は、昭和一桁世代が 65 歳以上となったことにより急激に上昇しているが、95～2000 年では特に女子での上昇が目立っている。

年齢別の就業状態別の動向をコーホートでみると、30～50 歳代で基幹的農業従事者がわずかに増加したこと、定年離職就農の多い男子 60 歳代では、「他の仕事为主」の割合が大きく低下する一方で、基幹的農業従事者割合が大きく上昇していること、70 歳以上の世代では農業従事を維持する者が多くなっていることが明らかになる。さらに、基幹的農業従事者、農業就業人口について 1 歳刻みでその動向を見ると、農業就業人口割合が 10 歳代で上昇するとともに、70 歳代以上で基幹的農業従事者割合、農業就業人口割合ともに上昇していることが確認できる。

次に、自営農業従事日数別世帯員数の 95～2000 年の動向をみると、20 歳代では、「農業従事なし」割合が大きく低下し、「1～29 日」の割合が上昇するとともに、「150 日以上」も 60 歳未満のほぼ全部の階層で上昇を示している。さらに、定年離職就農者が多い 60 歳代では、「150 日以上」の割合の上昇幅が他の年齢階層よりも高く、定年離職を機に農業従事日数を大きく増やす者が多くなっている。75 歳以上は、非従事者と思われる「農業従事無し」の割合はほとんど上昇していないなど、加齢しても農業従事日数の割合に変化はみられず、農業従事を継続していることがわかる。

さらに、経営組織別に基幹的農業従事者の動向をみると、30、40 歳代で増加した基幹的農業従事者のほとんどは施設野菜など園芸部門での増加であること、定年離職就農者の多い 60 歳代では稲作単一部門での増加が多いことが明らかである。

最後に、就業状態別で特徴ある変化が見られた 30 歳代、60 歳代、75 歳以上の年齢層について農業地域別の動向を検討すると、全国とほぼ同様の傾向が確認できる。

まとめれば、2000 年の特徴は農業労働力の顕著な増加に求められるが、その多くは 60 歳代の定年離職就農者の増加と 70 歳代以上の農業維持傾向の強まりによるものである。

#### 4. コメントおよび質疑、意見交換

以上の 2 報告に対し、次の 3 名からペーパーを提示してのコメントがあった。

##### (1) 農林水産省経営局構造改善課・下地幾雄課長補佐のコメント

小野報告については、農地減少率と農家減少率の地域差に応じた農地流動化施策が

必要となる。大規模経営の増加および展開に関しては、土地利用型農業の担い手の動向分析を深める必要がある。土地持ち非農家から過半供給される貸付農地を、効率的な利用につなげる農地管理システムが重要である。耕作放棄地については、捕捉方法に違いがあるものの、非農家がそれ以外の農家よりも放棄率が高い。

松久報告については、昭和一桁世代のリタイア時期の延長と農地流動化との関連、定年離職就農者に期待される「土地利用型経営」の担い手としての役割、の解明を望む。

## （２） 明治大学農学部・田畑保教授のコメント

小野報告については、大規模経営への農地貸借と農作業受託の集積はかなりの水準に達しているが、増加テンポが期待されたほどのものになっていないことに問題がある。

米の生産調整の強化は田の不作付けの急増をもたらし、それが耕作放棄につながっていく危険性がある。

松久報告については、農業従事が強化される傾向は、不況による一時的なものか、長期的変化か（定年帰農も同様）。上記のことが農地利用等に前進的影響を与えるものか。この２点を見極める必要がある。

## （３） 農林水産政策研究所地域振興政策部・橋詰登研究員のコメント

小野報告については、構造動態統計から見ると、量的な大規模経営層の形成は曲がり角に来ている。個別に大規模経営を行っていた農家が、集落等を基盤とした農家以外の事業体（協業経営組織等）の中核メンバーに加わる動きも重要ではないか。

松久報告については、農家人口と死亡率の関連、農業従事日数区分に「０日」を新設した影響、５０歳代の基幹的農業従事者が増加した原因、等の点を解明する必要がある。

## （４） 質疑と意見交換

これらのコメントに対して報告者から補足的説明があった後、フロア全体で質疑と意見交換が行われた。論点は、転作の収益性と不作付け地の動向、米価の低下や耕地の分散錯圃といった諸条件と農業構造変化との関係、販売金額別に見た大規模層の減少の意味、労働力面での「充実」と経営継承および農地集積との関連、担い手としての定年帰農者および若手の評価等、多岐に渡った。

最後に司会者が、今回の報告では、入手できる統計値から農業構造の変化を虚心坦懐に読み取ることに主眼がおかれているが、今後公表が進展するセンサスデータ、さらには実態調査等を合わせて分析を深める必要がある、と締め括った。

なお、上記報告は所内のセンサス分析検討会における担当研究テーマの中間発表であり、他のメンバーの諸研究とともに、近く成果物として刊行する予定である。



[特別研究会報告概要]

第3回 政策評価研究会\* (平成13年10月15日)

**業績測定の発展を図るための課題**

谷口 敏彦\*\*

**1. はじめに**

政策評価には、取り扱う領域や手法によって幾つかの手法がある。米国、英国等は、ここに取り上げる業績測定 (Performance Measurement\*\*\*)をはじめ、プログラム評価 (Program Evaluation) などの実施において多くの経験を持っている。このうち、現在わが国の中央省庁や多くの地方自治体が採用、または採用しようとしている政策評価の中心をなすものは業績測定である。業績測定は、当該行政機関が実施、または実施しようとする施策を幅広く取り上げ、それぞれの施策ごとに達成しようとする目標をあらかじめ定め、定期的に達成度をみていこうとするものである。

今回取り上げる業績測定は、米国で理論化され発展してきたといわれる。米国は、1993年8月に「政府業績成果法」(Government Performance and Result Act ; GPRA) が制定され、法律によって政策評価を実施することにした最初の国である。連邦政府や州政府で業績測定を中心とした政策評価が盛んに実施されており、それを支援する学会活動も活発である。

**2. 政策目標と業績測定との関係**

業績測定は、先に述べたように「施策ごとに達成しようとする目標をあらかじめ定め、その達成度をみるもの」であるが、問題は、あらかじめ達成すべき目標とは何かということと、政策目的、達成しようとする目標、業績指標 (基準値および目標) との関係が誰にでも分かるような形で提示されているかということである。この点に関してはわが国の取組みの多くは、問題があるといえよう。

米国の「政府業績成果法」では、連邦政府の各省は、使命、政策目的、達成目標、業績

\* 政策評価研究会は、農林水産行政において極めて重要な位置づけを与えられている政策評価について、その研究を推進することを目的として、2001年1月に、農業総合研究所 (現 農林水産政策研究所) および農林水産政策情報センターが共同で設置した研究会である。

\*\* 農林水産政策情報センター

\*\*\* Performance Measurement を「実績評価」とせず、「業績測定」としたのは、「実績」が「達成した成績」といった過去形の語感があること、「評価」には「価値を判定する」意味が強く、行政活動を毎年毎年モニターして、その達成状況を見る Measurement の訳語としては適当でない判断したからである。

指標を定めた「戦略計画」、会計年度ごとの具体的な計画を定めた「年次業績計画」、その達成状況を報告する「年次プログラム業績報告」を議会に提出することになっている。これらの戦略計画や年次プログラム業績報告書では、使命が冒頭に記述され、その後に政策目的ごとに、達成目標と主要な業績指標（基準値と目標値）がセットで示されている。

ちなみに、2000年9月議会に提出された米国農務省の戦略計画（2000～2005年）を例にみると、農務省の使命は、「米国国民の生活の質を向上させることである。このために、農業生産を支援し、安全で、価値があり、栄養に富んだ、容易に入手し得る食料の供給を確保し、公共の土地を保全するとともに、国民が私有地を保全することを支援し、農家および農村住民に経済的な機会を提供し、農林水産物資とサービスの世界市場を拡大し、米国内および世界全体の飢餓を減少させるために行動する。」と定めている。

農務省の戦略的政策目的、達成目標および業績指標の記述と構成は、次の枠のようになっている。

戦略的政策目的 1：米国の農産物生産者に対し、経済的、商業的な機会を拡大すること。

達成目標 1-1：効果的なセーフティネットを提供し、強力かつ持続的な農家経済の実現を促進すること。

重要なアウトカム業績指標

1. 市場での機会を拡大することにより、米国農家経済の政府への依存度を低下させる。

（基準値）1999年に、農家が農産物を販売して得た現金収入は1890億ドルで、農家の純収入の47%が政府の直接支払いであった。

（目標値）2005年までに、農産物販売からの現金収入を2210億ドルとし、純農業収入に対する政府の直接支払いの割合を14%とする。

（基準値）1999年に、農家の現金粗収入の90.8%が現金その他の非政府農業現金受領であった。

（目標値）2005年までに、農家現金粗収入の96%を現金その他の非政府農業現金受領とする。

このように、農務省の使命、戦略的政策目的、達成目標、重要なアウトカム業績指標のそれぞれの関連が一目で分かるようになっている。さらに、達成目標についても基準値と目標値が具体的に数値で表されていることも見逃せない。このようにすることによって達成度の把握・測定が容易になり、達成されたかどうかといった判定作業に多くのエネルギーを投入する必要がない仕組みになっている。

なお、「年次プログラム業績報告書」をみると、達成度について若干コメントがなされ、また当該業績指標に関連のあるプログラム評価が実施されている場合は、簡潔に実施機関と評価の概要が記述されているに過ぎない。経済的、社会的要因について分析し、当該プログラムが成功したか失敗であったかの分析作業は、プログラム評価の領域とされている。

わが国では、政策評価を Plan Do See の行政マネジメントサイクルの中で、See が政策評価であると受け止めている者が少なくない。予め目標となる数値を定めることは、すなわち Plan（政策の策定）であって、業績測定ではこの Plan の部分が重要であることを認識する必要がある。米国の連邦政府やオレゴン州などの州にみられるように、測定作業よりも戦略計画の策定に多くの時間と人的資源を割いていることを見逃してはならない。

このように業績測定については、当該機関の業績の達成状況を幅広くみていこうとするもので、社会的、経済的分析に深入りすることは避け、迅速に当該機関の業績を議会や国民・州民に提供する仕組みである。測定作業の中に目標がどうあるべきであるとか、その解釈は正しいかどうかといったことにエネルギーを費やすのを避けているようにすら思われる。

### 3．政策目的と達成目標をめぐる課題

行政機関において「業績測定」を実りあるものとする上で、政策目的と達成目標の設定は、重要な課題である。この点に関して内外の動きの中から課題を提起していると思われる四つを紹介する。

#### （1）財務省における総合目標の変更

財務省は、平成 13 年 9 月、13 年 4 月以降の政府の政策の変更（総理大臣所信表明演説、平成 14 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針等）を踏まえて、九つの総合目標のうち五つを変更した。同省は、「同一年度内においても社会経済情勢等の変化により、方針が新たに設定・転換された場合には、目標の記述の変更や指標の修正等を行うことがある。」と述べている。

例えば、総合目標 7 をみると、「我が国経済が厳しさを増している財政状況に鑑み、財政が将来にわたり持続可能な仕組みを作り上げる準備として、財政の効率化と質的改善を図るとともに、財政のさらなる透明性を推進する。」であったが、改訂では、「平成 14 年度予算は、財政面における抜本的構造改革の第一歩として、国債発行額を 30 兆円以下に抑えることを目標とするとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思い切った縮減と重点的な配分を実現する。」とされている。しかし、この目標は、単年度の予算編成方針であり、目標の期間としては、少し短いのではないかと考える。

政策が変更されれば、「目標」が変更されるのは当然であるといえなくもないが、測定・評価するための基本となるものが頻繁に変わるという事態が想定される。政策評価を

念頭とした「目標」とは何かを考える必要があるように思われる。

## （２） 事務事業評価からの脱却の試み

三重県では「政策推進システム」の導入にあたっての基本的な考え方で、同県が実施している「事務事業評価システム」には、基本事務事業、事務事業という総合計画の事業レベルの評価に止まっている、職員の作業負担が大きい、などの課題があるとし、こうした課題を克服し、進化した形での評価を目指すとしている。このため、14年度から施策レベルも評価の対象にするとし、施策レベル、基本事務事業レベル、事務事業レベルの3段階で評価するとの方針を打ち出した。施策評価は県民とのコミュニケーションのツールとして位置付けて67の施策を対象に、基本事業評価は県庁のマネジャーのマネジメントのツールとして約250事業を対象に、さらに事務事業評価は、事業担当者の意識改革のツールとして実施するとしている。今回明らかにされた三重県の方針は、これまで事務事業評価が持っていた課題を是正しようとするものであるといえる。

## （３） 行政機関の権限・影響力と目標の設定

米国会計検査院（General Accounting Office；GAO、会計検査院と訳されることが多いが、議会のために行政を監視することを基本としており、わが国の会計検査院とは、役割が大きく異なる）は、議会の求めに応じて米国農務省の2000年度プログラム業績報告と2002年度業績計画における主なアウトカムと主な管理運営上の問題点についてレビューしたレポートを出している。

同レポートは、米国農務省の政府業績成果法への取組みについて前進がみられると評価しつつも、幾つかの点で改善が必要であるとしている。その一つが農産物の世界市場の維持拡大に関する業績指標に関してで、同分野での米国農務省の役割は限られているとし、実態に合った業績指標を設定すべきであると勧告している。これに対して農務省は指標の改定には応じられないとしている。

この勧告の考え方に従うと、現在農林水産省が実施している政策評価の場合、例えば、「望ましい栄養バランスの実現、脂質熱量割合（供給ベース）：28%（平成16年度）」などは、農林水産省としての影響力が少ないという理由で、設定すべきでないということになる。しかし指標をアウトカムで設定するとすれば、農林水産省の指標は当然このようになると思われる。米国会計検査の勧告は、目標の設定や指標の考え方に関して問題を提起したレポートである。

## （４） 達成目標の水準

オレゴン州のベンチマークの一つに「1970年に農地であった土地が農地として保全されている割合」がある。2010年の目標値は97%とされていたが、既に1994年時点で97%になっており、増えつづける人口に対応して住宅地や商業用地を供給し、また湖水面の上昇などによって農地の減少が進む中であって、意欲的目標値が設定されている。し

かし、現実的であるとはいえない。最新の報告書では、このベンチマークについては「検討中」とされ、実績値の記述があるのは1997年までで、その後は記述されておらず、2010年の目標値も示されなくなっている。このベンチマークの場合、現在下されている評価のF（5段階評価の最下位）から脱する見込みがないことは明らかである。

米国行政学会は、達成目標の設定は、SMARTであるべきであるとしている。SはSpecific（具体的である）、MはMeasurable（測定可能である）、AはAmbitious（意欲的である）、RはRealistic（現実的である）、TはTime bound（時宜を得ている）、を意味している。問題は、Ambitiousであるべきとし、同時にRealisticであるべきとしていることである。AmbitiousとRealisticは、まったく正反対の概念である。このことに関して、オレゴン・プログレス・ボードの事務局長は、当方の質問に対して、「達成目標はAmbitiousであるべきとし、その後にRealisticであるかを検討すべきである。」と答えている。参考にすべき見解であると考えらる。

#### 4．評価者の問題

評価者の問題に関しては、米国とわが国とでは全く異なっているように見られる。米国会計検査院では、業績測定については、「通常、この作業は、プログラムの担当官あるいは省の管理職が行う。」としている。同院の評価手法の担当責任者に対するインタビューで、プログラム評価は内部と外部の両方で行われるとしたが、業績測定については機関内部でなされるべきであるとした。

しかしながら、戦略計画に関しては、多数の利害関係者（ステークホルダー）から意見を求めており、農務省に対して行ったインタビューでも多数の利害関係者に意見を求めているとのことであった。州レベルでは、多くの有識者の意見を聞いて「戦略計画」を取りまとめた例としてオレゴン州の戦略計画である「オレゴン・シャインズ」が有名である。これはオレゴンの繁栄を願った20年間の戦略計画で、知事が指名した180人の産業、労働、教育、州政府のリーダーからなる市民委員会の支援を得て1年間かけて1989年に策定されている。成果を測定するための指標であるベンチマークの選定に当たっても同様に意見を聞いている。

言うまでもなく、わが国の中央省庁で実施されている「業績測定」も組織内部で行う建前になっているが、同時に「学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」を記載した評価書を作成しなければならないことが法律で定められており、実質的に「第三者委員会」を設けなければならない評価システムになっている。そして第三者委員会において政策目的や指標の設定といった基本的な事項について多くの時間が費やされている。

#### 5．アウトカムとアウトプットの問題

これまでの行政においては、予算額や事業量がどれだけであるかといったことに人々の

関心が集中していた。このため行政担当者は、予算編成時に事業の目的や想定される効果について説明しなければならないことはあったが、事業完了後において実際どのような効果があったかといったことについては、厳しい説明を求められてこなかった。

しかし、財政事情が厳しくなっていることもあって、納税者の目は厳しさを増してきている。橋をかけたこと、施設を作ったことよりもそれによってどれだけ所得が向上し、生活水準が向上したかといったことが問われるようになってきている。

ここで必要になってきた概念が、アウトプットとアウトカムである。実施した事業量を表すのがアウトプットであり、実施した事業によってもたらされる効果を表すのがアウトカムである。簡単にいえば、アウトプットは「どれだけ事業をしたか」、アウトカムは「それでどうなったか」ということである。

しかしながら、アウトカムについては、いつの時点の事業成果かという問題が常につきまとい、このことがアウトカムを理解する上で混乱を引き起こしているように思われる。米国ヴァージニア州計画局策定のハンドブックによると、一つのプログラムには究極的なアウトカムに向かって発展的な段階があるとし、「初期」(それ自体で終わるものではなく、望ましい成果に向かうために必要なステップ)、「中期」(初期アウトカムと長期アウトカムをリンクさせるもの)、「長期」(プログラムが影響を与えるとみられる最終到達の利益、またはプログラムが意図した変化・相違)の3段階に分けてみていく必要があり、各機関はこういった連続性を理解すべきである。」としている。

わが国では、業績指標の目標値は、アウトカムでなければならないとする受け止め方が一般的になってきたように思われる。これまでアウトプット、すなわち事業の実施量に注目し、事業の効果を度外視、ないし軽視する傾向があったのと比較すると格段の進歩であるといっている。しかしアウトカムのような成果はすぐに出るものではなく、施策や事業実施直後にアウトカムを測定することは理論的にみて困難な場合が少なくない。また仮に測定できたと思えるような場合であっても、多くは過去の施策の効果を見ているということになりかねないといった問題があることも忘れてはならない。

## 6．終わりに当たって

平成14年4月から「行政機関が行う政策評価に関する法律」が施行され、各省庁において政策評価が本格的に実施されることになる。農林水産省をはじめ、国土交通省、財務省などは既に政策評価を実施しており、これらの省では2年度目を迎えている。本格的な実施を前にあらためて政策評価の目的は何か、政策評価とは何か、評価結果を活かすためにはどうすればいいかといったことなどを考えてみる必要があると考える。

業績測定は、各分野で展開されている行政活動の業績・成果を網羅的に、かつ同時並行的にモニターしていく手法であって、現在のところこのような機能を持つものは、業績測定以外にない。そして、この業績測定を実りあるものとするためには職員のやりがいを引き出すことが何よりも重要である。現在最も心配されるのは、業績測定が単なる作業にな

ってしまうことである。そのようになる要因は幾つか内在している。その一つが学識経験者の活用といった形をとっていることもあって測定・評価作業が煩雑になっていないかと懸念されることであり、もう一つは真の意味での戦略計画を持たないことからくる現状改革についての視点の欠如である。

あらためて言うまでもなく、政策評価は、公共サービスの向上、すなわち国民・市民の満足度の向上を図ることを目指しているといっている。米国の「政府業績成果法」では、サービスの受け手である国民、すなわち顧客の満足度の向上を図ることが目的の一つとして掲げられている。ようやく日本においてもこの考え方が定着しつつあるといっている。

しかし、米国や英国等においては、同時に従業員満足度(Employee Satisfaction)の向上も重要であるとされ、そのための対策が採られようとしている。一つの仕事をしたときに、それに携った者が満足しているかを問うているのである。政策評価の実施過程においても他の施策や事業の立案・実施の場合と同様に、従業員（公務員）が満足しているかどうか問われている。わが国の政策評価では、先に述べたように戦略計画との一体性が必ずしも明確に位置付けられているとはいえず、Plan Do See のサイクルの概念は、机上のものであるといっている。仮に See のみの作業に終わっている場合（追われている場合と言い換えてもいい）、評価結果を政策の立案に反映させることを具体的に評価作業に携わった者が描くことが難しくなり、従業員満足度が著しく低下することになりかねない。

わが国で従業員の満足度に注目して運動を展開している事例を取り上げるとすれば、福岡市の「DNA2002 計画」であろう。この DNA 計画は、「できる(D)から始めよう × 納得(N)のできる仕事をしよう × 遊び(A)を忘れずに」の頭文字を取ったものである。もちろん市役所の組織の根源的なところから変えていかなければならないという意味で遺伝子 DNA が使われている。市役所職員の満足なくして行政改革、市役所改革が進まないことを強く意識した取組みであるといえよう。

David Orden, Robert Paarlberg, and  
Terry Roe, Policy Reform in American  
Agriculture: Analysis and Prognosis,  
Chicago, The University of  
Chicago Press, 1999

## BOOK REVIEW

後藤 淳子

3人の共著となるこの本は、GATT ウルグアイ・ラウンド（1986 - 1993）が終結、1996年農業法（Federal Agriculture Improvement and Reform Act）が誕生し、2002年の時限まで間があるタイミングで公刊された。

David Orden と Terry Roe は経済学者、Robert Paarlberg は政治学者。序に、USDA の資金援助を受けた 94 ~ 96 年の共同研究にもとづくことが明記されている。表紙カバーにはシカゴ大学 Gale Johnson 教授、ミネソタ大学 Vernon Ruttan 教授らの推薦の辞が寄せられている。すでに日本の欧米農業関係研究者の間ではよく知られており、そのような本をここで取り上げるのはいささか躊躇もある。しかし、意外におもしろい読み方もできるという観点から紹介したい。

まず索引を入れて 270 ページからなる本の構成は以下のとおりである。序章は「農政改革の政治問題」として、世紀末の騒動が改革推進派の理想どおりに必ずしも進まなかったことを理解する上で、「取り得た・取り得る選択肢」を提示する（次段で概説）。続く 1 章はニュー・ディールで登場した連邦政府の農業保護・育成の政策体系とその後の技術革新、生産性向上、構造変化、国際情勢、それに追いついていけない農業政策を回顧する。追いつかせるための努力は一貫してあったわけで、次の 2 章は、アメリカ国内単独での農政改革の様々なステップを振り返る。3 章で、動かない国内政治に対し、外圧・多国間協議を利用した 80 年代後半からの展開を整理する。GATT ウルグアイ・ラウンド協議、とくにヨーロッパとのかけひきが中心だが、NAFTA（North American Free Trade Agreement）も絡む。次にラウンドが終結した 90 年代中盤、大改革という鳴り物入りでデビューし、伝統的な農業支援のコンセプトをひっくり返す論争が行われた 1996 年農業法をめぐる状況を記述し（4 章）、分析する（5 章）。6 章は農政の将来の不透明性・不確かさを論じ、結語

では農業補助金廃止がいかにか政治的困難を伴うか、忍耐強く部分的勝利を得ることが改革派に要求されているとする。

アメリカ農業政策や国際交渉のかけひきに精通していなくても、興味深い議論がある。

まず、農政改革の取り得る選択肢だが、実行の速度と補償の有無により、cash out, buyout, squeeze out, cutout の四つに分類された（本文 p8 に図解）。このうち、一番歴史的に普通に見られるのが補償支払いつきで速度の緩やかな cash out である。これは政府にとっては高くつく。一方、squeeze out（競争力のない農業経営の脱農誘導；補償はないが緩やかな措置）には、農業団体の根強い抵抗がある。よりドラステックな buyout（補償を与えてやめてもらう）や cutout（切り捨て）は、農業団体の抵抗はもちろん、政治的にかなり難しい。

この議論を、EU 諸国や日本にてらすとどうなるだろうか。そう考えると、著者らの論の前提には、アメリカ現代農業への絶大なる信頼、特に新しい国際貿易の枠内での、アメリカの競争力に対する揺るぎのない自信があることに気づく。総合的に優秀でとりわけ経済競争に勝ち残る者しか農業を担わない。そうでない人たちにどう手当できるかを考えるため、すべて“out”の選択肢となる。

2 点目、過去・将来の農政改革の成否を評価するには、政治理念や経済理論だけでなく「運」も多いに重要、と著者らは語る。6 章のまとめでは、農業の構造変化、国際市場状況、議会の政党色、連邦政府の財政事情、（特に直前の）農政変革の政治的影響、新しい政治思想の影響、が取り上げられた。たとえば、アメリカでは小農保護や環境・資源保全（とタイアップした作付規制）を伝統的に進めてきた民主党、規制撤廃・作付自由、小さい政府路線の共和党、という色分けが大まかに見られる。しかし、時々々の政権は、技術革新と構造変化のテンポ、主要作物の作柄や国際市場情勢の変化に振り回されつつ、妥協と模索を繰り返してきたと回顧できる。

蛇足ながら、環境資源保全と農業ロビーの関係は扱われているが（たとえば p.77）、農業と地域経済社会の活力という視点は残念ながら登場しない。近年、米国でも農村地域開発を見直す動きがあると聞くが、これは WTO グリーンを意識したリップサービスなのか、興味あるところであった。

注・アメリカ農業経済学会普及誌 Choice の 2000 年 2 月号ですでに紹介されている。



## アジア開発銀行農業調査報告 『緑の革命を超えて』\* を読む



水野 正己

アジア開発銀行（ADB, 1966年創設, 在マニラ）は、日本が最大の出資国であり、歴代の総裁も日本から輩出している。ADBは、発足当初から「アジア農業調査」を実施し、加盟開発途上国の農業開発や農村開発に重要な指針を提示してきた。第1回調査は1967年に、第2回調査は1976年にそれぞれ調査が行われ、報告書が刊行されている。そして、第3回調査が1997年に企画され、99年に五つの背景報告書が公表され、その要約版である概要報告書『アジアの農村：緑の革命を超えて』が2000年に刊行された。この第3回調査は、経済危機の農業・農村への影響を分析したり、経済危機からの脱出のシナリオを提示しようとするものではない。それは、過去30年の加盟開発途上国の農業および農村開発の成果を検証し、それがもたらしたさまざまな変化を見定め、新たな視点から21世紀のアジアの農業・農村開発の課題を抽出しようとする試みである。

この概要報告書は、1970年以降のアジアの農村経済を、食料作物中心の農業から、「緑の革命」を経て、農業多様化と農村地域の多様な非農業活動に導かれたダイナミックな経済への変化、すなわち「農村転換」と捉える。実際、1970～95年の間に、アジアの人口は18億人から約60%増加して、28億人になったが、穀物生産は3.1億トンから107%増の6.5億トンに増加した。同じ期間の穀物収穫面積は4%の微増でしかないかわりに、単収は約100%増であった。この結果、人口1人当たりの熱量消費も24%改善された。また、1人当たり所得は、1970～95年の間に約180ドルから190%増加し、512ドルになった。貧

困人口は1970～95年に11.5億人から8.2億人まで減少し、貧困人口割合は60%から30%に半減した。ここから、誰しも発展するアジアのイメージを思い浮かべて、まったく不思議でない。

しかし、アジア農村は、依然として膨大な数の貧困人口の滞留、環境問題の深刻化、「緑の革命」から取り残された広大な農業条件不利地域の存在など、従来型の技術と農業開発政策では解決不可能な数多くの問題を抱えている。こうした問題に21世紀のアジアが取り組む過程で、1990年代以降に顕著にみられるようになったグローバリゼーション、人口転換、農業バイオテクノロジー革命、農業資源の希少化、グッド・ガバナンス（良い統治）と社会関係資本の構築といった、世界的課題に適切に対応しなければならないという。

報告書は、現状に満足している余裕はアジアにないとし、貧困削減、農村成長、環境持続可能性を政策目標にすえ、これらの充足に支えられた「総合的な農村生活の質の向上」を21世紀のアジア農村開発の課題として提示する。また、そのための戦略として、農業研究、農村インフラ、教育、保健への公共投資、浪費的な公共投資の廃止、合理的な農産物価格政策、公共セクターの制度改革、ソーシャル・セーフティネットの構築、税制改革、農業バイオテクノロジー研究、天然資源管理（水政策を含む）、NGOおよび市民社会組織の活用、を掲げている。また、今回調査の5分冊の背景報告書を含めて、全体を貫く基本パラダイムは、市場指向型政策、規制緩和、民営化、インセンティブの構築、グッド・ガバナンス、地方分権、透明性、説明責任、NGO、市民社会組織などのキーワードで括られるものとなっている。

アジア農業・農村の動向に日本のわれわれは無関心であってはならない。ADBの提起する農村開発が21世紀の最初の四半期のアジア農業をどのような方向に導くか、またいかなる農民層がそれを担うのか、注目したい。

注・\* Asian Development Bank, Rural Asia: Beyond the Green Revolution, ADB, Manila, 2000, pp.VII + 187.



### 経済大国の「豊かさ」と 経済成長のコスト

橋本寿朗「戦後の日本経済」  
(1995年7月, 岩波新書)

著者は東京大学社会科学研究所を経て、現在、法政大学経済学部教授。今春、当研究所で開催した経済研修では「日本経済論」を講義頂き、その明快な論理と伝法肌な話しぶりは、印象深いものでした。

本書は、敗戦後の廃墟から奇跡的復興を遂げ経済大国となった我が国経済の成長過程を「日本型企業システムの形成過程」と捉え、自らの個人的経験に照らしつつ述べていますが、食生活や農林水産業にも言及されています。

1949年、埼玉県北東部の稲作地帯に生まれた著者にとって、小学校低学年の頃の最も鮮烈な思い出は食事の貧しさと、農繁期に農事手伝いのための休暇があったことだそうです。高度経済成長期に入ると、井戸水汲みの作業と、土間や竈がなくなり、伝統を脱して便利さを求める「戦後日本社会」が農村部にも訪れました。また、りんごや米の品種改良の努力とその成果の普及に触れ、「持続的な品質改善の努力、競争は日本の工業の特徴の一つと

みられているが、工業に限られたことではない」としています。

また、下宿時代には即席ラーメンをよく食べたそうですが、この時代、即席ラーメンが相対的に安くなり味の改善も著しかったことについて、「多数の企業参入、激しい新製品開発、品質向上、価格競争の展開は、後の電卓や産業ロボットでもみられたような戦後日本経済における企業間競争の特徴の1つ」と分析しています。

さて、現代の日本経済について、著者は、豊かさが実感されていないことを問題視し、ガルブレイスの「豊かな私的消費と貧弱な社会的消費・公共サービスとの矛盾」との言葉を引用し生活関連の社会資本整備の立ち後れを指摘しています。さらに、「日本人は世界中から農林水産品を買いまくって」その豊かな私的消費を実現することにより世界に大きな負担をかけている（エビや木材を例示）とし、「日本人の消費の豊かさを十分に認識した上で、国際関係や社会的消費のあり方を考え直すべき時」と主張します。

なお、各国の企業システムは「それぞれに国内で歴史的に蓄積された諸条件の下で合理性の高い経済システム」であり、「主権国家の歴史を刻印された企業システムが国境を無にする活動を展開」しているのが現在のグローバル化の動きであるとしています。しかしながら、求められるべき「新たな世界システムの姿は見えにくい」としています。

(りえぞん No.6, 2001/10/26)

[筆者注：橋本先生は本年1月15日、急性大動脈はく離のため、55歳の若さで急逝されました。謹んでご冥福をお祈りします。]

注：このコラムは、行政部局等と当研究所との間の連携・情報交換の手段として霞が関分室が発行している連絡誌「りえぞん」において、農林水産政策や経済学を考えるヒントとなりそうな書籍や論文の内容を「ほんのわり」だけ紹介することを目的として連載しているものです。

## 江戸時代の飢饉とグローバル 経済下における農業・食料問題

菊池勇夫著「飢饉」  
(2000年7月, 集英社新書)

本書は、日本近世史・北方史が専門の歴史学者が、我が国における飢饉の歴史を問い直すという作業を通じ、その発生メカニズムを分析するとともに、飢饉回避のための社会システムのあり方等を論じたものです。

著者によると、最初の文献記録である「日本書紀」以来、数年に一度、あるいは毎年のように日本列島のどこかで飢饉が発生していたそうです。鎌倉・室町時代においても冷害や干害、虫害や洪水に起因する大規模な被害がありました。しかしながら、江戸時代に入り飢饉は大規模化し、何10万人もの犠牲者を出すようになります。その背景・要因として、市場主義経済の浸透があるとしています。すなわち、地方農村のすみずみまで商品貨幣経済が浸透し、全国的な市場経済に組み込まれた結果、領内の米が商人に根こそぎ買い集められてしまうような事態が生じ、このため、わずか1年の凶作によって多くの餓死者が発生するようになったというのです。また、江戸で消費される大豆など商品作物の生産が東北でも盛んとなり、山地を開墾し焼き畑で行われた結果、猪の食害が深刻になり飢饉につながったという記録も紹介されています。

また、市場経済下では商品は生産地から消費地に流れるため、飢饉の被害は生産地(農村地域)に集中することとなり、餓死や疫病の蔓延のほか、身売り、間引き、更には人肉食といった惨状が見られました。一方、「農業は政の本なり」とする老中・松平定信による備荒貯蓄対策などの取組も紹介されていますが、著者によれば、飢饉の歴史は「人間と自然の関係、あるいは人間と人間の関係が生み出したひずみの歴史、人災史」であり、その要因は、「社会・国家の危機管理システムが自然災害にうまく対応できなかった」ためであるとしています。

しかしながら、本書の内容は、単なる歴史上の出来事の紹介だけではありません。著者

は「果たして、飢饉は過去の出来事となってしまったのであろうか」と問いかけます。現在の我が国の食料自給率の低さ、外国、特に特定国への食料依存の危うさを指摘し、「日本列島全体が都市国家化ないし商工国家化し、一方的な食料消費社会にこのまま突き進んでいってよいものだろうか。」と疑問を呈します。

さらに、著者の視点は我が国だけの食料安全保障に留まらず、経済のグローバル化が進行し食料が国境を越えて動いている現代、江戸時代の日本列島に起こっていたこと(農村部へのしわ寄せ)が、世界的規模で起こりかねない指摘しています。食料輸出国が凶作となったとき、「その国の農民や都市下層民が絶望的な食料不足に襲われる危険」を危惧しています。

そして、「豊かな我が国が大量に食料を輸入していることが、世界のどこかで飢餓を作り出している恐れがあるのではないか。このことに無頓着で、独りよがり安閑としてよいものだろうか。そのような想像力を働かせていくことが国際化時代の最低限の知的営みであり、特に政治家や経済人の責任・モラルが問われるべきではないか」と、読者に訴えています。

(りえぞん No.7, 2001/11/16)

## 人類への警鐘

中村靖彦「狂牛病」  
(2001年11月, 岩波新書)

今年3月、実際に英仏に渡って取材し、関係者への綿密なインタビュー等を通じ、英仏両国政府の対応が後手に回りBSE被害が拡大した状況について執筆を進めていたところ、思いがけず国内でも感染牛が確認されたのを受け、関連する記述を追加して「緊急出版」されたもののようです。

著述内容は、風評をあおらないよう事実関係を正確にすることに意が尽くされているようです。国内の行政の対応に不手際が指摘された原因として、欧州での被害拡大の状況に学びマニュアルを準備していなかったことを、昨年春の口蹄疫と対比しつつ指摘しています。また、今後の対応として、牛の素性を明らかにする「パスポート作り」の必要性が述べられ、さらに長期的には、粗飼料多給型畜産と、地域の伝統的食材を重視した食文化形成の重要性が強調されています。

去る11月15日、明治大学で開催された食の安全性に関するシンポジウムには著者も講師の1人として登場し、会場の消費者や外食産業関係者からの「国産牛は不安」と言った質問に対しては、「現在流通している牛肉は安全性が確保されており不安はない。私自身、牛肉は大好きで消費量は全然落ちていない」と強く発言されていたのが印象的でした。

(りえぞん No.8, 2001/11/22)

### 「試行錯誤し考える農民」への期待

大泉一貫「ニッポンのコメ」

(2001年7月, 朝日選書)

著者は宮城県出身、東北大学農学部助教授などを経て2001年から県立宮城大学大学院教授。農業経営者を対象とした「一貫塾」を主宰するなど、現場主義の実践家としてもよく知られているところです。

さて、本書は、米に対する日本人(著者)の思いから書き起こされています。それは、主食はずっと昔から米であったというイメージがあり、田植え時期や実りの秋の田んぼの情景は日本の原風景のように懐かしく思われる一方で、コメの生産や流通の仕組みは「社会の常識では理解しがたい複雑な仕組みとなってしまった」との嘆きです。

本書では、旧食糧法から新食糧法へ移行す

る中でその「複雑な仕組み」がどのように変遷してきたかについて詳細に分析されています。そして現在、食糧法の下、著者の言う「食糧法遺制」に寄りかかろうとする人々の考え方と、「消費社会の商品になり果てたコメ」という日本社会の二つの考え方のギャップが「再生産」されていると指摘しています。また、現地調査事例に即し、「現在の生産調整の行政コストはあまりに高すぎる」としています。

しかしながら著者自身も認めているように、これらの隘路から脱却する方策については抽象的なものしか示されていません。当面、「市場経済化による業界の再編と、食の安全性や食材への関心の強化という倫理観を持った主体がイニシアティブを確立すべき」とし、また、その主体については、「官僚と業界が一体となって推進する国家統制型」ではなく、「市場に向き合い、お客の要望に真摯に応えようとする仕組み作りが必要」としています(この思いを込め、あえて標題はカタカナにしたとのことです)。

その一方で、戦後日本の「無価値社会、信念のない進歩主義が日本の農業を壊滅的にした」ことを批判し、「新たな農業や農村社会の構築には、高度経済成長を支えた価値観とは異なった価値観が必要」としていますが、これについても、「これに気づいた人々の間で作る関係のなかで、新たな規範と倫理を育てていくしかないだろう」との表現に留まっています。

さらに、担い手に関しては、食糧法によるコメ市場経済化によって「試行錯誤し、考える経営者」が登場し、構造改革の担い手として期待され始めている点に注目しています。著者は、これら経営について「いきなりの自立は難しくても、試行錯誤しつつ、その結果を自らのものとして背負うことはできるはず」とします。そして、消費者と直接交流しブランドを確立している「試行錯誤する経営者」の実例を紹介するとともに、「我が国のコメシステムは、彼らの試行錯誤を支援できるようなものにそろそろ作り替える必要がある」というのが、本書の結論となっています。

(りえぞん No.9, 2001/12/6)

## 食べることの楽しみ、 食べられることの喜び

正岡子規「仰臥漫録」  
(1927年7月、岩波文庫)ほか

台東区根岸。山手線・鶯谷駅前の繁華街の喧騒を抜けた所に、正岡子規が早すぎる晩年を過ごした「子規庵」がほぼ当時の姿のまま残されています。

子規は、明治16(1883)年、16歳の時に上京して東京大学予備門に入学するも間もなく中退、俳句・短歌革新運動に没頭するようになります。しかし、何度か咯血し、更にはカリエスに侵され、ついには寝た切りの生活を強いられるようになります。この子規庵の「病床六尺」とそこから眺める庭の景色が、彼の世界の全てとなりました。

病床において子規は、多くの優れた随筆・日記文学を残します。その一つである「仰臥漫録」は他人に見せることを想定していない私的な日誌です。このため、より直接的に子規自身の思いが述べられ、また「写実派」の子規らしく、その記録は詳細で、かつ、悲惨なものです。

子規の病は次第に重篤となり、やがて自分では寝返りさえ打てなくなります。背中や腰の穴から膿が流れ出し、激痛に耐えられない時はひたすら「絶叫、号泣」するより他ない生活となります。母の八重と妹の律がつきっ切りで看病しますが、皆が留守にした一瞬、子規は苦しさの余り身近にあった小刀ときりを手に取るうとさえします。

このような苦しみのなか、子規に残された唯一の楽しみは「うまい物を食ふ」ことでした。「仰臥漫録」には、日々の食事のメニューが丹念に記録されています。例えば、明治34年9月24日の献立は以下のようなものでした。

[朝] ご飯3椀、佃煮、奈良漬、牛乳ココア入り、餅菓子、塩せんべい  
[昼] 粥3椀、かじきの刺身、芋、奈良漬  
[間食] 餅菓子、牛乳ココア入り、ぼたもち、菓子パン、塩せんべい

[夕] 粥3椀、生鮭照焼、ふし豆、奈良漬、ぶどう

ほぼ毎日、このような食事が続きます。寝た切りの病人にしては大変な健たん家と言えるでしょう。壮大な子規の胃袋は、彼の残りわずかな生への強い執着を1人で背負うかのようです。司馬遼太郎は「坂の上の雲」のなかで、子規に「あしはもはやこの病から抜け出そうとは思わんとらんぞな。ただ、死ぬまで書き物をする体力が欲しいのじゃ」と言わせています。

また、高浜虚子ら弟子に対しても、子規は「御馳走を喰ふが第一」と勧めています。「富も名誉も一国の元気も、みな御馳走の中から湧き出る」ものであるから「座っていて頭脳を使う人は少量の食物から多量の滋養物を取るべし」とし、特に牛肉を始めとする肉類を推奨しています。

さて、その子規も明治35年に入ると胃腸が弱り、飲食の楽しみも奪われたと嘆くようになります。そして9月19日未明、月があくまで明るい夜、数え35歳で永眠します。遺骸は、当時滝野川村と呼ばれた田端の大竜寺に葬られました。

その大竜寺を訪れたのは、12月のある冬晴れの昼下がりでした。目新しい本堂の脇を抜けた墓地の片隅、簡素な墓石には「子規居士之墓」とのみ記されています。右脇にはそれを見守るように母・八重の墓石が、左脇には子規自身が生前に残した文章による墓誌銘が建てられています。日差しは暖かいものの、北風に背後の笹が騒がしく鳴る日でした。

(りえぞん No.10, 2001/12/26)

## 市場主義者の主張は マントラ（呪文）のたぐい

佐和隆光「市場主義の終焉」  
(2000年10月, 岩波新書)

景気低迷が長期化する中、日本経済の「不治の病」を癒すには経済構造改革が必要であるということで喧伝されているのが日本経済の市場主義改革です。即ち、日本型制度・慣行を「アメリカ型」に作り替え優勝劣敗の市場競争を行わせることが日本経済を甦らせる唯一の方策であるというものです。

著者は、これら「絶対市場主義者」の主張を、「科学的な論証なり実証なりを一切経ていない」という意味で、マントラ（呪文）のたぐいと断じています。例えば、「累進所得税制は勤労意欲を減退させる」との命題については、累進度が相対的に高い日本の勤労者は、それが低い米国の勤労者と比較して勤労意欲が乏しいことを統計的に実証する必要があるが、それは不可能だろうとしています。

また、市場主義という思想は目新しいものではなく、19世紀の英国において隆盛を誇ったものの、1920年代の世界的大恐慌の中、政府の市場介入を必要とするケインズによって否定された（「自由放任の終焉」）ものであったのが、1970年代に入り、オイルショック後の財政赤字の拡大、社会主義への幻滅といった事情を背景に、サッチャー政権・レーガン政権（我が国では中曽根政権）下で「復古」したものであることを指摘しています。

そして現在、市場経済化の動きは、グローバルな規模で更に進められつつありますが、著者によると、グローバルな「市場の失敗」は国内の「市場の失敗」よりも深刻であるとし、その理由として、「ルール違反を監視し処罰するWTOはあっても、国家間の初期条件の格差を是正するための措置を講じる『政府』に当たるものが存在しない」ことをあげています。また、WTOのルールは資本主義の「均質化」を求めるものですが、多様な資本主義が共存するためには「資本主義多元主義とでもいべき思想」の確立と「公正の公準」を明確化すべきであるとし、さらに、地球環

境問題への対応等も視野に入れつつ、「グローバル資本主義のガバナンスをつかさどる国際機関の創設」の必要性を指摘しています。

ただし、ここで留意しなければならないのは、著者は市場主義改革の必要性そのものを否定しているわけではないことです。それどころか、「日本の市場経済が不自由、不透明、不公正であることは、もとよりいうまでもあるまい」とし、それを自由、透明、公正なものにつくりかえる「市場主義改革の断行は何にも増して優先されなければならない」と強調しているのです。

その上で、市場主義改革を遂行し効率性を確保しつつ、公共性を重んじる公正な社会の実現を同時に目指すべき（市場主義と反市場主義を止揚する「第3の道」の追求）と言うのが、著者の主張です。

なお、大学を念頭に置いたものですが、社会科学研究者の存在意義についても言及があり、それは「政治や経済の現状への警鐘を専門的立場から打ち鳴らすことであって政府の政策を正当化することではない。その意味で、社会科学者は総じて現状批判的にならざるを得ない」としています。

(りえぞん No.11, 2002/1/23)

## 経済学は何とつまらない学問であろうか

飯田経夫著「経済学の終わり」  
(1997年11月, PHP新書)

本書執筆中、友人にこのようなタイトルをつけるつもりだと話したところ、友人からは即座に、「それこそ（飯田経夫という）『経済学者の終わり』だ」と反対されたというエピソードが「あとがき」のなかで紹介されています。

我が国近代経済学界の重鎮の1人である著者は、この「鬼面人を驚かす」ような標題に何を託したのでしょうか。

著者は、近年、経済学者の多くが展開して

いる市場メカニズム重視の「改革論」が全く気に入らないようです。確かに市場経済はかけがえのない優れた仕組みですが決して完璧なシステムではなく、その欠陥を是正するのが経済学の役割であると言うのです。経済学は社会哲学（「よき社会」とはどのようなものかを考えること）でなければならないというのが著者の持論です。

しかるに、現在の多くの経済学者は『バカのひとつ覚え』のように『規制緩和』という名の『改革』の必要性を絶叫し続けて」とし、端的な例として「民営化論」を俎上に載せます。著者はこれを、ほとんど全ての事業はカネ儲けの対象となることが前提の議論であるとし、全てをカネの話に還元してはばからない「拝金主義」であると軽蔑しています。その一方で、著者はバブル期以降の日本社会及び日本人にも失望と怒りを覚えているようで、「日本人の倫理感のみじめなまでの衰退」と「日本の諸組織における規律の恐るべき弛緩」を是正するためには、むしろ「規制の強化」こそが必要不可欠としています。

著者は、「この世には、およそカネ儲けの

対象とならない、カネに換えられない重要な価値というものがある」と主張し（それを否定するのは「人間性に対する許しがたい冒とく」であると断じています）、その例示として都市のアメニティや美観、地球環境等を掲げています。そして、これらの価値を保持していくには「市場メカニズムに委ねることは論外」で「高度の計画性と素晴らしい知恵が必要」とあり、この観点から政府の役割にも言及されています。

さらに、たくましい日本経済を支えてきた基盤には「システムとしての日本」（長年にわたる日本人の伝統・慣習・体験・智恵が結実したもの）があり、「一時の血気にはやって破壊してはならない」と強く訴えます。

いずれにせよ、現代の経済学（者）に対し著者は「どこか歯車が決定的に食い違っているのではないか」と結論づけており、それは「ある種のペシミズムだと言わざるを得ない」というのが偽らざる心情のようです。

（りえぞん No.12, 2002/2/6）


 コラム  
Column

 IFPRIでのカルチャー・ショック  
若き(?)農経学者のアメリカ

伊藤 順一

外国をフィールドとする社会科学の研究者は、その国の言語を理解し、その国に一定期間居住し、歴史や文化、風習といった社会そのものに直に接するのが常道である。

筆者は1999年1月、中国農村における公共投資に関するプロジェクト研究に参加するため、米国ワシントンの国際食料政策研究所(IFPRI)に客員研究員として派遣された。中国研究の素人にとっては、まことに不幸なスタートとなった。未知の領域にチャレンジするには、年齢的にも遅きに失していた。しかしながら、他人に背中を押され、そうした環境に身を置くことができたのは、今から考えると幸運だったといわなくてはならない。

筆者は米国およびIFPRIで二つのカルチャー・ショックを経験した。一つはWashington Consensus(WC)を信奉する一部の集団がその他の「教義」に無関心知であったという点である。WCについてはFrontier of Development Economics(edited by Meier and Stiglitz)所収の一連の論文が一読に値する(青木昌彦教授の近著などもこれに類する議論であり、KrugmanのDevelopment, Geography, and Economic Theoryが主流派からの反論としては面白く読める)。このことに関係して、偶々手元にあった原洋之介教授の『地域研究と経済学 経済発展の地域性の解明をめざして』と題する報告書の中の一節が、渡米前から実は気になっていたのである。「客員エコノミスト・シンδροーム(VES)」。それは「その国・地域経済の実態的把握といった最重要の知的課題に割く自らの時間を極力最小限にして、アメリカの新古典派主導の学界で認められている経済理論に忠実に論文を書き上げることに使う時間をなるべく多くとろうとする」といった症状を呈する(原文はHirschman)。「最初からデータを弄ってはいけない」というのも原教授から何かの機

会に伺っていて、耳に残っていた。

IFPRIの研究部長であるPeter Hazell氏は、VESとは「海外からきた客員研究員が、ホームシックになることか」と訊ねられた。英国人のユーモアかも知れない。彼は現地研究者との共同研究がワクチンとして効果を持つと力説されたが、アメリカで教育を受け、本国に帰った研究者がこの症候群に感染していない保証はない。IFPRIの名誉のために付言すると、一昨年のIPR(Internal Program Review)では、研究員の間でinstitutional perspectivesの重要性が熱心に議論された。

もう一つのカルチャー・ショックは論文のpolicy implicationについてである。筆者は学位論文の審査の過程で主査の先生から「implicationを述べず、結論だけを明確に書け」との助言を賜った。昨年11月、北京でプロジェクトの研究会が行われ、私の報告に対する最初の質問は「policy implicationは何か」というものであった。Hazell氏からも後日同じようなコメントが出された。無論、policy implicationが丸でない論文などは、論文としての価値はないのだけれども、往々にして「書き過ぎ」の部分にsomething newはなく、通説の繰り返しである場合が多い。

IFPRIでは、政策提言を対象国の政府・関係機関に周知させるため、広報活動をたいへん重視している。そのための専門家が常勤しており、研究員は専門誌への投稿と広報誌への掲載とを区別して考えているように思われた。研究者自身が現地で研究成果を公開し、情報に対する需要にも直接応える。そうした活動の総体が最終的にはIFPRIのpublicityを高め、研究資金の獲得にも資するのであろう。私の思い過ごしかも知れないが、旧総研では書いたら終わりといった「潔い」態度が普通であったように思う。読んで活かすかどうかは読者の自由というわけである。安っぽい政策提言などしない方がよいといった(知的?)自制心も働いていたような気がする。

副題は「若き数学者のアメリカ」のパクリであるが、藤原正彦氏とは違って、ワシントンでの生活はオフィスとアパートの間を往復するといった、至って平凡なものであった。反対に、中国は筆者の無知なるがゆえ、すべてが新鮮で、訪れるたびに新たな発見があった(筆者には3年間で7回、中国出張の機会が与えられた)。すばらしい共同研究のパートナーにも巡り会うことができた。





# コラム Column

## ふるさとに帰るひとびと

小野 智昭

瀬戸内海の島に行った。何をしに行ったのかというと、もちろん瀬戸内の旨い魚を食べに、ではなく高齢農家の調査に、だ。

農村人口の高齢化問題は深刻だ。若者の流出どころか子づくり世代が不在なために出生が少なく、その上、残っている高齢者が逝って人口数が減る地域が出ている。農業労働力の高齢化もすごい。昭和一桁世代のリタイアは予想以上に進まない。それを引継ぐ者がいないからだ。そこで注目されるのがいわゆる定年帰農だ。しかしその実際は在村のまま、農業主 兼業で非農業主 退職で農業主という比重の変化がほとんどだ。

今回、調査した町はしかしずいぶん違う。島を出て都会で働いた人達が会社を定年退職して、なんと町に戻って来て農業もやっている。正真正銘の「定年帰農」がそこにある。島は屋代島（周防大島）、高齢化が進んだ山口県の中でもトップクラスの高齢化地域。グループはすでに有名な「トンボの会」。Uターン者が組織するこの会は、かつて島から出ていった人達を島に呼び戻し、さらには段々畑でミカンをつくらせている。上は84歳から下は61歳のUターン高齢者集団。その会長と世話役達のパワーはすごかった。

1988年に60人程で発足した会がいまでは130人になっている。会員は農業者限定ではなく、非農業者もOKだ。「農業の」ではない、「地域の」担い手組織たらんとしている。毎年Uターン者がいるから順調に会員が増えているのかと思うと、実はそうでもない。原因は鬼籍に入っただけの脱退だ。まさにショートリリーの担い手達だ。でもそれを次々とつなげていくことに意義がある。

それはいつまで続くのだろうか。「昭和24年生まれまでは戻ってくる。」役員の1人が指摘した。水田での機械化は昭和34年から始まっている、そのとき10歳だった人達は農業経験があるから島に戻って農業をする、だがそれ以降

に生まれた人達は戻らないだろう、というのだ。「昭和34年」が画期かどうか定かではないが、動力耕耘機の普及をメルクマールにしての指摘だろう。将来の帰農可能性のキーは子供時代の就農経験の有無にある、これは自らの経験からする指摘だ。

ではUターン帰農者の子供はどうか。都市で働き家庭をつくった彼らの子供達は、都市で生まれ都市の生活しか知らない。子供世代には就農の経験などない。だからたとえ親達が定年帰農したとしても、その子供達までが将来、就農するなどという可能性は薄い。定年帰農したUターン者の子供達が親の元へ来ればUターンではなくIターンで、彼らの就農があったとしてもそれは帰農ではなく新規参入だ。Uターン農家には再生産の契機がない。

定年帰農者のメリットは何か。「知恵と暇と年金がある」ことだと会長はいう。知識；彼らの前歴は様々で、都会での仕事と生活で得た知識と経験がある。暇；リタイアした身で、家あり年金収入ありで生活に不自由はない。暇を持て余すから農業ができる。そして年金；農業収入を当てにしないどころか、年金や退職金をつぎ込んで農業ができる。三つ目までくると、これを農業者と呼ぶべきかどうか迷ってしまう。しかし非農業所得を農業につぎ込むのは兼業農家の常だろう。農業の担い手云々の問題でなく、農地を守る者、そして地域を担う者の確保こそがむらにとっては重大課題だ。会が会員を農業者だけに限らない意図もここにある。会社勤めは知恵だけでなく厚生年金をも彼らに授けた。おかげで退職後に農業を続けられる。

さて、そんな帰農の前には帰村がなくてはならない。まずは退職者がむらに戻る。都市に建てた家を残してまで、彼らをむらにUターンさせるものは何か。

2日間にわたる盛大な盆踊り。盆正月には戻る息子達が多い。定年者が出ると会の世話役達は彼らを熱心に説得する。むらに戻ろう、むらを担ごう、会に入ろう、と。農家は維持されるか、直系家族は再生産されるかどうか。そんな評論家的な問いになど一瞥もせず、会の世話役達は宗教団体の布教活動か、変人扱いされかねない熱心さで家々を回っている。Uターンがあるから会が存続し、会があるからUターンが続く。そしてむらやいえが残り、ふるさとがあるから他出者が帰る。

彼らをふるさとに帰すものはなにか。振り出しに戻るような疑問は残る。

温暖な気候と美しい景色のふるとは確かにすばらしく、そして魚は旨いのだが。


 コラム  
Column

ポル・キロ

清水 純一

ポル・キロとはポルトガル語で「kg 当り」という意味である。実はこれは近年急速にブラジル全土に広がった量り売りという形態のレストランの愛称である。私も 1998 年から 3 年間ブラジルに赴任していた際には随分お世話になった。ポル・キロではその名の通りお客は自分の食べた量だけお金を払えばよく、肉だけ 1kg 食べようが茹でたジャガイモだけ 1kg 食べようが代金は同じである。日本人から見ると野菜も肉も同じ値段とはちょっと考えられないシステムであるが、少量づつ色々な種類のものが食べられるので栄養のバランスも取れるし、何より小食な私は大食漢のブラジル人より安く払えば良いので合理的なシステムとも言える。ただし私が好きなジャガイモやニンジンが重いのでステーキだけ食べるブラジル人よりも重量が多くなる場合もあるので油断はできない。私はだいたい 4 百 g 前後が多かったが同僚の日系人は大体 6 百から多いときで 7 百 g 食べていた。なかには 1kg 以上という猛者もいる。値段は kg 当り日本円にして 5 百円くらいだからかなり安く食べられる。ただし、昼専門の店が多く、夜やっている店はあまり見たことがない。

飲み物とデザートは大概別料金である。飲み物はオレンジジュース、コーラ、ガラナ等を頼んでいる人が多い。ガラナというのはブラジルの国民的清涼飲料水で、アマゾン原産の葡萄性低木の果の種を乾燥させて煎り、水と混ぜてペースト状にすり潰して固めたものである。アマゾンのマーケットにはこのチョコレート色した棒状の物が売っており、川魚の舌を乾燥させた物をおろし金代わりにして摩り下ろし、水と砂糖を加えて飲むようになっている。ガラナは昔からインディオの間で不老不死、強壮剤、媚薬として珍重されてきており、今では日本でも通信販売で怪しい絵がついたパッケージで売られているようである。私もアマゾンで棒と「おろし金」のセットを買ってきて自宅に所蔵しているがまだ試していないので効能の程はわから

ない。ただしブラジル人が昼食時に飲んでいるのはこのように濃いものではなくエキスを炭酸水に溶かして大量生産されているものなので大分効き目は薄まっていると推察される。

余談になるが子供の頃育った北海道には「函館コアップガラナ」というガラナ飲料があって私もたまに飲んでた。高校を卒業し、見事予備校に合格、青雲の志を抱いて上京した際、予備校の仲間にガラナの話をしたら誰も知らず田舎者扱いされて憤慨した思い出がある。北海道は僻地であるかもしれないが田舎ではない。しかし、あの北海道のガラナはどういう経緯でブラジルから伝わったのであろうか。

話を戻すとブラジル人は余程量り売りが好きらしく近所の洗濯屋にはシーツ kg 幾らの表示があったし、一度愚妻と南部の繊維産業が盛んな地域に観光に行った時、ガイドにタオルしか置いていない土産物屋に連れて行かれたことがあるがそこにも大きな秤があり、やはり量り売りであった。

ところで、ブラジルの内陸には面積 2 億 ha 以上にもなるセラードと呼ばれる地域がある。もともとこの土壌は酸性度が強く農耕には不適とされていたが 1970 年代に入ってから土壌改良により急激な農業開発が進んできている。首都ブラジリアの郊外には農牧研究公社のセラード研究所があり、昨年出張したおり、所長からセラードにおける食料生産の可能性に関する試算の説明を受ける機会があった。それによれば、セラードには 1 億 2 千 7 百万 ha の耕作可能面積があり、この土地を全て耕作した場合、年間で穀物 2 億 3 千 6 百万トン、食肉 1 千百万トン、果物 1 億 5 百万トン、合計 3 億 5 千 2 百万トンが生産可能であり、5 億人の人口を養えるとのことである。話を聞いていて穀物と肉と果物を重さで単純に合計するなんて若干乱暴な計算だなと思い、後でその感想を同行していた畜産草地研究所の青木室長に述べたところ、これはポル・キロレストランの発想と同じではないかと指摘され、成る程と思った。量り売りの昼食に慣れているブラジル人にとってはこの計算も自然な発想なのかもしれない。

だがこの 5 億人という数字、一人人がいくら食べるという前提なのだろう。電卓をたたくと 1 人当り 1 日約 2kg 弱で 1 食では約 640g となり、だいたいブラジル人の胃袋に合わせた計算にあう。平均的日本人の胃袋で計算したら、養える人数はかなり増えそうである。いずれにしても今後の世界の食料需給を考えるうえでセラードからは目が離せそうもない。



## 循環的農業で生きる道東十勝

河合 松夫

地球環境問題が深刻化し、未来への食糧危機が予見され、持続的農業生産が求められる中で、広い大地、澄み切った大気の北海道十勝は、全国にさきがけ先進的循環農業を確立しなければならないと考え、ささやかながらレポートと提言を試みる。

### 《新しい農業に挑戦する若者》

雪に閉ざされた2月、町アグリサミットと名付けた集会で農業情報システム研究を進めている若者の発表に興味を引かれ、他日その後継者の父を訪れた。入地以来三代目になる経営主は近年意欲的に規模を広げた上、昨年からは縁戚の経営を吸収合併し68ヘクタールの農業法人に衣替えし意気盛んであった。いも、ビート、小麦、豆類の輪作に、一部を酪農家のデントコーンと交換耕作し堆肥を大量搬入、地力の回復を図っている。息子のIT戦略を営農設計に取り入れ、粗収入6000万円を見込んでいるが拡張路線には周辺からの障壁もあり、調整に努力していた。

また、当地で13年間にわたって有機農業に取り組んでいる農家がある。専門商社の指定農法により発酵魚かすぼかし肥料を使い農薬は7割減、認定証を受け肥料代は3倍、収量は1割減という。いも、スイートコーン、南瓜をダンボール詰めにし、全国出荷して、何百通というアンケート回答が寄せられ見学ツアーが訪れ、消費者直結の農法は莫大な労力を要し、トラブル、失敗体験を重ねながらもようやく軌道に乗りつつある。

### 《若者が定着する農村を》

道内農家戸数7万9千戸に対し、年間5百人程度の新規就農者数では100年たっても5万戸の農家しか再生できない。農村の高齢化衰退が懸念される。多くの若者が定着し再生持続するためには、農村内部の因習、規制を見直し、広い社会を自由闊達に生きる農業を構築しなければならない。10アール30万円の畑の隣地が町界を隔てて20万円という現象が見られ、町村ごとの経済活動の差によるもので、市町村や農協の合併によらなくても住民と行政の広域意識改革により流動合理化が可能である。

私の町では肉牛肥育センター18戸、酪農団地10戸を農協が大規模近代設備で建てて、希望者が入居する方式で運営し、いまでは全町農業経済の中で畜産粗収入が畑作を上回る基礎を作り上げた。現在他から新たに農業経営に入るのには農地、機械、施設で1億円近くが必要であるが、田園生活にあこがれ就農を望む内外の若者が自由に参入できる環境を造り上げることに知恵を絞らなければならない。

### 《経営の多様化》

新潟県大潟町では3軒の農家が法人組織を作り、160戸を超える農家から耕作権を受託により集め、85ヘクタールの水田でコシヒカリを栽培しておりこのような規模拡大は各地で北海道を追い越す勢いである。農地売買にこだわらず年代、労働力、資金に応じ耕作権を請け負い、快適に自由な営農に生きるとも賢い選択なのだ。

当町では酪農ヘルパー組合が5人を常駐し活発に活動している。またたくさんの実習生が各地から来ており、その中から良縁を得て結婚する者、農業者として自立を目指す者が毎年何人かいて新風を起こしており、今後さらに新規参入の環境整備が望まれる。

新時代農村では家族経営中心から、分業システム、受委託会社(コントラクター)の活動が期待される。大型機械、専門技能を駆使し効率を果たすと共に、土地改良、道路除雪、

ハウス管理などにも進出し、或いは、家庭介護や家事援助にまで業務を広げ、多様な構成員、職能を生み出せば、町内に潜在する能力を大きく発展させることができよう。

労働力の関係から、じゃがいもを友人に作らせ、その面積豆作を友人の畑に作る。麦作をやめ酪農家のデントコーンを耕作して堆肥を貰うという交換耕作で地力と収益に成果を挙げている農家がある。

例えば数戸の農家が組織化し、得意とする単一作物を16～70ヘクタールと分担栽培して機械投資を4分の1にし、スケールメリットを活かし大規模畑作の活路を開く“地域内ブロックローテーション”を提唱し、併せて一方では小面積経営の中高齢者、小資本向けの園芸作目、施設園芸が混在共生する十勝農村を指向するという論文を見て同感を覚えた<sup>(1)</sup>。これからは選択肢を広げた多様化に期待したい。

### 《食糧自給とクリーン農業への課題》

21世紀世界の課題は 環境、人口、食糧・エネルギーであり、この課題は互いに深く係り合い、そして農業の将来と大きく関係している。1989年以降地球環境に関する深刻な事態が浮き彫りになって、あらゆる産業活動と人間世界に大変革が求められ、従来の大量生産、大量消費、大量移動、大量廃棄という産業構造から、持続的発展を可能とする社会への転換が国際機関の最重要課題となった。

20世紀初頭15億人であった世界人口は百年間膨張を続け1999年には60億人に達し、2050年100億人になると見込まれている<sup>(2)</sup>。

地球が養える数は75億人前後だと言われ、地球に定員オーバーが来るのは時間の問題である<sup>(3)</sup>。

世界人口の内日本など先進国は2割の人口で世界資源の8割を消費している。開発途上国が先進国の水準に近づく程地球は破滅に近づく。

12億人を超える中国が1999年穀物輸出国から輸入国に転換した。生活が豊かになって鶏を食べる量が4倍になった。鶏肉1キロを

作るため3キロの穀物が要り、豚肉では5キロ、牛肉には8キロの穀物を濃縮して食べていることになる<sup>(3)(4)</sup>。先進国並みに鶏肉から豚、牛の需要が進めば21世紀の中国人を誰が養うのか大問題である。食糧自給率40%そこそこの日本が抱く危険性を知らなければならぬ<sup>(4)</sup>。

20世紀大量生産、大量消費で世界は大量汚染を残した。この100年間に地球の埋蔵エネルギーの大半を消費し尽くし、このままでいけば石油45年・天然ガス75年・石炭100年分しか残っていない<sup>(2)</sup>。

1950年代から化学肥料、農薬を大量に使い、大型機械によるアメリカ型工業的農業が急進、エネルギー投入増加と共に生産量が顕著に増大を見たが、近年に至りエネルギー効率の通減傾向が明らかとなり、資材増投の悪循環によって環境破壊を露呈し「緑の革命」は限界を見せている<sup>(4)(5)</sup>。

日本は石油、石炭、鉄鉱石、ボーキサイト、木材、飼料穀物と年間8億トンという物を輸入し、他方、輸出する物の量は製品化されたコンピューター家電製品等で7千万トンに過ぎず、差し引き7億トンという産業廃棄物が残る。さらに製品化する過程で大気を汚染し、河と海を汚している。日本は海を隔てて世界から資源を運び「距離×重量」輸送による最大の汚染国でもある。家畜の飼料を含めて食料の貿易で2800万トンを輸入し輸出は微少で、いまや年間7000万トンを超える窒素だらけ、ふん尿たれ流しのふん尿列島で、日本はゴミ捨て場に行き詰まっている<sup>(2)</sup>。

### 《持続的開発と北海道農業》

迫り来る人類の危機を救うためには、石油価格が5倍になったら循環的社會仕組みが進むという説がある<sup>(2)</sup>。

多くの代替エネルギーの中で身近なものとして戦時中当地でおこなわれたじゃがいもアルコールがあり、また菜種を軽油として使うことが試験中でエネルギー植物の実用化に、コスト問題を含めてこれから真剣に取り組まなければならない。

家畜排せつ物法によりふん尿対策が緊急課

題になり、当地でもバイオガス利用発電プラント実用化が検討されているが、大きな設備、運用費用の負担、液肥消流のコンセンサスなど困難な問題点を解明し、大・小ささまざまな実態に適応した方式の研究開発を取り急ぎ進められるよう期待する。

輪作に休閑地を組み込み地力の回復を図ることが当地で再び新しい課題として提起された。既に古くからの問題であるが休閑による減収をトータルでどう補てんするかの知恵がかぎであるが、収益性のある新しい輪作作目の開発、低収地域を開発交換作付けするなど広い視野に立って持続する農法を工夫しなければならない。

北海道稲作の生き残り戦略の一つとして飼料米が話題となっている。食糧危機の未来に備えて水田、水利、施設を維持保存し、地域有畜複合経営への端緒となりうるもので、飼料用価格トン当たり3万円、10アール当たり10俵で1万8千円の安さの難点については山形県庄内で奨励金等により8万6千円手取りの実例があり<sup>(6)</sup>、充分検討に値する。

当町農協2000年度決算を1996年度に比べるとそれまで増加をたどっていた肥料代が82%、農薬代が73%に減少した。クリーン農業への努力の成果と見られる。土壌分析による施肥、気象詳細による防除技術徹底な

どで今後更に技術革新が可能であろう。北海道は昼夜温度差が大きいため生産食品の栄養価、食味が優れていることが立証されており、冷涼で病害虫が少ないので農薬撒布が格段に少ない。夏どりキャベツの例で10アール当たり農薬代が群馬県の7%しか使われておらずクリーン度が高い<sup>(1)</sup>。

北海道農業は広い農耕地と恵まれた自然条件を生かし環境に調和した循環的農業を確立し、日本の地産地消（その国でできたもので生きる）の道を開き、国民が地球的破局から脱出することに大きく貢献したいと思うものである。

（北海道河東郡・元役場職員）

注(1)北海道いま農業が面白い、1998年、相馬暁、北海道新聞社。

(2) 農的循環社会への道、2000年、篠原孝、創森社。

(3) 手にとるように環境問題がわかる本、1997年、境健一郎、かんき出版社。

(4) 忍びよる食糧危機、1998年、高木善之、栄光教育文化研究所。

(5) 省エネルギーと農業、1980年、川井一之、明文書房。

(6) 雑誌「北方農業」1997年7月号。



## 新しい「日本デンマーク」目指して

近藤 牧雄

### 私の農業への生い立ち

戦時中に生まれ、長男のため小さい頃から家業を継ぎ「農業をやれ」と云われ育ち農林高校へ進学。さらに県種鶏場で鶏の専門知識の勉強。そして養鶏家になるが、経済の優等生にはついていけず 5,000 羽を維持。昭和 46 年パイロット事業のはしりです、農協からオペレータになるよう誘われ稲作農家に転身。農閑期を利用し苳も作るが性に合わず計画的に作れるミツバに切替。雇用中心の多角経営農業を始める。

### らしからぬ農民

30 年前、友人から「これからは農企業の時代になる」と知らされ、JA の営農部会の活動より、青年実業家の集まりである青年会議所に入りすることが多くなり先輩から経営方法を学び、農業技術と合体させた。研究費という名で、新しい作物、新しい技術を導入「失敗を恐れず挑戦！」開拓を試みることに胸が騒ぐ農民となる。

### 最近思うこと

10 年前「どしゃ降りの雨 美田が水庫となり 人を助け」と新幹線三河安城駅前開発で自分の田んぼがつぶされアスファルトジャングルになるのを阻止して詠んだ標語が全国農業新聞で入選し水田の重要さ、環境の大切さを訴えたことが、今、まさによみがえってきて私を奮起させることがある。それは、地球にやさしい環境を考えた作物を作ることとお客様（消費者）と直接会話のできるチャンスを作ることです。

### 失敗を糧に次のアイデア……

三河地どりの生産を失敗した鶏舎と敷地を

利用し、環境にやさしい炭焼きをしよう一念発起。そこで青年会議所が立ち上げた「安城まちづくり市民会議」に「農から安城のまちを考える」を提案し、環境委員会 地球環境小委員会 森づくり・河川浄化委員の有志で炭焼き窯を作り場所と施設の提供。

農業の大切さ、安全な農産物の生産と同時に環境に配慮した作物作りを話し合う農家と非農家の人的な交流広場にも活用する。

### 環境 農業 経営

「炭焼きは地球を救う」をスローガンに「市民炭焼き塾」を開き、環境問題を考え行動する活動の輪を広げながら、天下の楽しみ炭焼きを通し、炭焼き・火の文化を伝え仲間づくりをする。循環型社会を炭焼きで実証するため、街路樹や梨等の剪定枝、安城七夕祭りで使用済みの竹を炭にし、資源として活用する。

炭を農業に取り入れ日本デンマーク復興を目指し、そして農業の持つ多機能性を市民にアピールする。炭を土壤改良材として土に戻し、二酸化炭素削減に役立て地球温暖化対策にする。

農業経営は先ず、お客様が求めている農産物を作るのが鉄則。私は少し高価でも・安全・美味しい・新鮮・で更に、環境に配慮し元気に育った農産物であれば売れると信じている。また、竹炭・木炭・竹・木酢液としても直接販売をするが、炭焼き技術を磨き備長炭や炭工芸品としてもそこに置くだけで空気清浄や脱臭をして皆さんの目を楽ませる作品も生産販売したい。

### まとめ

農薬と化学肥料・科学技術に頼り、他国農業と張り合う農業は止めて、環境にやさしい農業を日本はやるべきだと思います。日本古来から有る循環型農業をもう一度見直し自然農法は少し金と労力がかかるが、それをお客様（消費者）に理解して、買ってもらう努力を農民（生産者）はすべきだと思います。それには生産者とお客様が顔の見える関係で居たいものです。さあ「市民炭焼き塾」を通して環境と経営を両立するため頑張るゾ！

（愛知県安城市・農業）



## 定例研究会報告要旨

第 1861 回 (9 月 4 日)

### WTO 次期農業交渉の展望 開発途上国の対応

千葉 典

WTO の前身である GATT における開発途上国の位置づけは、基本的には最恵国待遇に基づく加盟国相互間の互惠・平等主義に基づいており、先進国と同等の取り扱いとされていた。しかし、1950 年代に問題化する、国際貿易における開発途上国の地位低下を反映して、早くも 60 年にはディロン・ラウンド (1961 ~ 62) の準備段階で、開発途上国の事情に配慮した特別ルールの要求が提出されている。しかしこの要求は退けられ、低開発小委員会が設置されたケネディ・ラウンド (1964 ~ 67) でも開発途上国問題に関して見るべき成果は得られなかった。開発途上国の特別扱いが GATT において制度的に認知されるには、東京ラウンド (1973 ~ 79) の成果の一つである枠組み協定の成立を待たねばならなかった。

他方、64 年には UNCTAD の第 1 回総会が開催されるとともに常設機関となり、68 年の第 2 回総会では一般特惠関税制度 (GSP) の 71 年からの導入が合意された。さらに 76 年の第 4 回総会では一次産品総合プログラム構想が議題となるなど、UNCTAD は GATT とは異なり、国際商品協定による開発途上国の貿易上の地位向上を目指す路線を取った。しかし、現実には多くの商品協定が機能不全に陥ったのみならず、80 年代以降の累積債務問題の激化や一次産品価格の低迷によって、開発途上国の発言力は弱まり、UNCTAD は GATT に対抗する存在としての役割を弱めていった。

ウルグアイ・ラウンド (1986 ~ 94) において、開発途上国は先進国の市場開放を強く要求し、新分野の交渉に応じる代わりに、天然資源産品、熱帯産品、繊維、農業等の分野で先進国の保護削減を求めた。ウルグアイ・ラウンドの成果のうち農業分野についてみると、開発途上国に対しては保護・支持の削減幅が国内支持・国境措置・輸出競争の各分野で先

進国の 3 分の 2 の水準、削減期間も先進国が 1995 ~ 2000 年の 6 年間であるのに対して 1995 ~ 2004 年の 10 年間と、いっそう緩い条件が認められており、後発開発途上国については何ら義務を課されないなど、特別かつ異なる取扱い (S & D) が保障された内容となっている。

WTO における次期農業交渉はすでに 2000 年から開始されているが、開発途上国はウルグアイ・ラウンドにおける約束実施上の困難解決を優先しており、WTO の制度や運営体制についても、開発途上国の参加を確保し、透明性を高めるよう求めている。農業分野における開発途上諸国の提案を概観すると、国境措置については関心品目に対する市場アクセス改善、国内支持については先進国に対して大幅な削減を求める一方で、開発途上国に関しては許容される政策の拡充を要求しているが、輸出競争に関する姿勢では、撤廃に向けた削減を強く求めるものとあえて言及しないものが混在している。

各国提案について具体的にみると、開発ボックスという政策分類の導入を提唱するケニア、多国籍企業の規制に言及するナイジェリア、比較優位原則に則った貿易システムを支持するエジプト、開発途上国にとっての食料安全保障を重視するインド、基本的食料の特別扱いを主張する韓国、移行経済に特有の事情を考慮し約束に特別条項の設定を求める移行経済諸国、輸出補助・国内支持の 2 分野で大幅な成果の先取りを求めるメキシコ、特定の輸出品に対するアクセスの保障を強調する小規模島嶼途上諸国、国家貿易企業・輸出信用の規律を重視するメルコスール諸国など、多種多様な要求が並べられており、一見すると収斂にはほど遠い状況に思われる。しかし、その中からあえて共通の要求を抽出するとすれば、約束にとどまらず実績も含めた、開発途上国の関心品目に対する先進国市場の開放と貿易の拡大、特惠制度の維持や緑の政策の拡充といった形での、開発途上国向け S & D の維持・拡大、以上 2 点を挙げることができる。これらの点で、南北間の経済格差に起因する開発途上諸国の要求の根幹は、それらが置かれた歴史的条件の違いにもかかわらず、60 年代から基本的に変わっていないと考えることもできる。開発途上国が WTO 加盟国の 7 割以上を占めるようになった今日、上記の要求に一定程度応え得る見通しを持った交渉成果が得られなければ、次期交渉における合意を達成することは難しいと予想せざるを得ない。

第 1862 回 定例研究会報告要旨 (9月11日)

## 農村文化運動と地域づくり 戦後農村演劇運動とその思想

相川 良彦

周知のように、農業所得と農水予算額は現在ほぼ同水準にある。その事実は農水予算が商工業から調達された税の再分配政策により成り立っていることを意味する。主な配分論拠は、旧農業基本法以来ずっと「農業近代化論」であったが、1980年代後半以降に農業・農村のもつ多面的機能論が強調されるようになった。この多面的機能論は、実態が詰めきれていないという弱点をもっている。そこで、その内訳の一つである文化について、山形県下の戦後の農村演劇運動を対象としてその機能と性格の実態把握を試みた。

山形県長瀬村（現、東根市）における戦後農村演劇の軌跡は教え子・松田甚二郎を介して伝わった宮沢賢治の芸術論と、敗戦後に半封建的な倫理や貧困からの脱皮をめざした近代化・民主化志向の生活記録運動とが青年のサークル活動の場で出会ったことから始まった。賢治の芸術論とは、資本主義により都市の職業芸術家に独占され偏向された芸術を生活者としての地域住民の手に取り戻し再生させようというものであった。

演劇活動は仲間づくりに有効で青年諸組織に重視されたが、反面で労力と経費がかかるという難点があった。そのため演劇には担い手組織が必要であった。組織の仲間づくりと経費負担とのかねあひから、演劇の担い手組織はサークルと青年団との間で時期毎に変転した。

その過程で、高度経済成長による青年流出の歯止め策として演劇は有効な手だてとなり創作演劇という農村芸術も生み出された。けれども、社会情勢変化によりマスコミや商業娯楽の普及につれ観客が減り、担い手としての青年諸組織も団員不足で衰退・解散した。その結果、農村演劇も担い手を失い消滅した。

現在は、同好有志による劇団の形態で、芸術性を向上させ観客確保をめざすセミプロ劇、社会教育活動の一環として費用助成を受ける啓蒙劇、関係機関のイベントへ協賛するミュージカル劇へと多様化しつつ、活動の再生が試みられている状況にある。

農村演劇運動の軌跡をたどるとき、次のような点に留意すべきである。

演劇運動の核になった賢治の芸術論は、資本主義・都市文明を批判し、その矛盾を修正するという性格のものであり、更にその背後には仏法思想と宇宙・自然法則の融合という賢治特有の思想が横たわっていた。

労力・資金の必要な文化運動としての演劇は、その負担に耐えうる組織が必要であった。そこには組織の再生産が成り立たなければ、演劇活動も継続しえないというメカニズムが貫かれていた。

思想は人間から人間へ伝えられ、それ自体は継承コストが少なくすむ。ただ、それを演劇公演へ開花させるとき、労力・資金が必要だった。いわば、思想は種であり、その開花には温度や土壌など環境条件の整うことが必要だった。

創作戯曲は資本主義・都市が供給しえないテーマについて、地域住民が必要としたときに、タイムラグをともないつつ地域住民自身の有志のなかから生み出された。ただ、住民ニーズに下手に迎合すると、芸術性が低下し、作品の普遍性や継続性が失われることにつながった。

したがって、これから創造されるであろう農や地域のアイデンティティを再認識させる芸術や思想とその助成施策は、基本的に次のような性格をもつであろう。

思想や芸術は資本主義の歪みを批判する論理を基調とする。その拠って立つ基盤は資本主義の論理やサービスに飽き足らない住民（地域だけでなく都市も含めた）のニーズである。

芸術の質の向上（普遍性と永続性）にはニーズに応える新たな中身の創造と、ニーズに混泥せず普遍性を求める創造との、矛盾しがちな両面を克服する必要がある。

それを可能にするのは基本的には人材である。ただ、芸術思想を具体化する芸術活動にはコストがかかり、営利追求を至上目的としない芸術活動において始動段階において採算のとれないケースも多く発生しよう。

草の根の芸術活動、或いは地域づくり活動に補助支援するソフト事業を始めた地方自治体の試みは、文化の担い手を育成する施策であり、息の長い文化政策の一つのあり方として注目したい。



第 1863 回 定例研究会報告要旨 (9 月 18 日)

## 親環境農業路線に向かう韓国農政

農林部長官・大統領府首席インタビューから

足立 恭一郎

1. 1993 年 2 月を画期とする軍人政権から文民政権への移行に伴い、韓国農政はそれまでの単線的な規模拡大・生産コスト削減路線から親環境農業路線へと徐々に方向を転換しはじめた。

親環境とは、環境への優しさを強調する韓国独自の表現であり、日本でいう有機栽培と特別栽培の双方が含まれるが、韓国では今、親環境農業への政策的誘導が農林部を挙げて積極的に進められている。

韓国農政の基調変容についてはある程度知られている。しかし、この農政パラダイム転換を唱導したのが許信行氏、崔洋夫氏、金成勳氏ら 3 人の農業経済学者であったことは殆ど知られていない。かく言う報告者自身、その事実を知ったのは韓国に学友を訪ねた 2000 年 8 月のことであった。

2. 2001 年 7 月初旬、学友の尽力により 3 氏へのインタビューが実現した (以下、レジュメの一部)

### 【許信行 (ホ・シンヘン) 氏】

- ・金泳三大統領の下で韓国農政史上初の「学者」長官 (農水大臣に相当) に就任。
- ・在任期間: 1993.2.26. ~ 93.12.21.
- ・特質: 親環境農業を評価する政策端緒を拓く。
- ・著書『新農業: 韓国農業の 21 世紀戦略』に基づき、韓国農業の生き残りのための「4 つの進路」を提示。その一つに「持続農業」すなわち、親環境農業を据える。
- ・前職: 韓国農村経済研究院・院長。Ph. D

### 【崔洋夫 (チェ・ヤンブ) 氏】

- ・「学者」秘書官として大統領府・初代農水産主席を金泳三政権の全期間に亘って務める。
- ・在任期間: 1993.12.23. ~ 98.2.24.
- ・特質: 親環境農業振興の制度的基盤づくり。
- ・私案『変化と改革の新農政』に基づく農政改革を実施。農林部に環境農業課を設置し、

環境農業育成法を制定 (1997.12.)

- ・前職: 韓国農村経済研究院・副院長。Ph. D
- 【金成勳 (キム・ソンフン) 氏】
- ・金大中大統領の下で韓国農政史上 2 人目の「学者」長官に就任。
- ・在任期間: 1998.3.3. ~ 2000.8.7.
- ・特質: 親環境農業推進施策を具体化し実施。
- ・著書『新しい農業経済学』に基づく農政改革を主導。1998 年 11 月に「親環境農業元年」を宣布し、99 年度より親環境農業直接支払を実施。「農・消・政」三位一体農政を展開。
- ・前職: 中央大学校・副学長。Ph. D

興味深かったのは、3 氏が異口同音に指摘した抵抗勢力としての農林部および農村振興庁の幹部行政官たちの存在であった。生産量低下を招く親環境農業を「増産政策に逆行する反国家的農業と見做し」(許氏)、「面従腹背的」(崔氏)で、たとえば農家が開発した有機質肥料や微生物農薬の登録申請を科学的根拠なしとして長く放置するなど、「公僕にあるまじき反抗的な態度」(金氏)を取る者が少なくなかったという。

行政官の立場に立てば、たかだか 1 年程度で首がすげ替えられる長官たちの「気紛れ」に振り回されては行政の継続性が確保できない、という理由があったのかもしれない。それは兎も角、1993 年 2 月から 2000 年 8 月まで 7 年半、3 人の農業経済学者が明快堅固な理論的裏付けをもって粘り強く主導した農政改革は奏功し、今、韓国の農政はその軸足を親環境農業路線に置くようになったように報告者には見える。

3. 金氏の後任長官に任命された韓甲洙氏 (ハン・カプス: 2000.8.7. ~ 2001.9.7.) は、前任者の政策理念を引き継いで 2001 年度から水田農業直接支払を実施し、また、条件不利地域の畑農業に対する直接支払を 2002 年度から実施することを決めたが、原案を練ったのは、金氏に抜擢された中堅行政官たちであったという。

ちなみに農林部が国会に提出した資料によれば、農業予算に占める親環境農業・水田農業直接支払に対する予算の割合は 2.5 % となっている (2001 年度。日本の農業予算規模に換算すると約 750 億円に相当)

韓国農政の今後の展開に注目して行きたい。

第 1864 回 定例研究会報告要旨 (9 月 25 日)

## 選択実験型コンジョイント分析による 環境便益と環境負荷の経済評価

千葉県鴨川市の棚田を事例として

吉田 謙太郎

本研究の目的は、環境評価への適用が急速に進みつつある選択実験型のコンジョイント分析を用い、棚田の環境便益（外部経済）と環境負荷（外部不経済）の経済評価を行うことである。これまで我が国においては、CVM（仮想市場評価法）を用いた農業の多面的機能評価に関する研究が盛んであった。しかしながら、農業の多面的機能を保全する政策といえども、農業や化学肥料等の投入による水質汚染等の環境負荷を生じる場合がある。

このように、農業のプラス面とマイナス面を同時に扱うという点に関しては、CVM は必ずしも得意とはいえない。その点、コンジョイント分析は、農業の環境影響を便益と負荷という属性に振り分け、個々の評価額を算出することが可能である。また、CVM とは異なり、限界評価額が容易に得られることから、費用対効果分析や環境会計との接続が容易であるというメリットもある。

本研究で対象とした事例は、千葉県鴨川市の棚田である。鴨川市には、棚田百選にも選ばれた大山千枚田がある。棚田オーナー制度や中山間地域等直接支払制度等の財政的サポートもあり、大山千枚田保存会を中心とする棚田保全活動が続けられている。

コンジョイント分析を行うには、受益者へのアンケート調査が必要である。今回、受益者として設定したのは鴨川市民である。予備調査に続いて、本調査を実施した。本調査では、400 通発送した後に 2 回の督促を行い、合計 311 通（77.8 %）回収した。

コンジョイント分析は、評価に際して CVM 以上に政策とその効果を明確化せざるを得ない性質があるため、ここでは耕作放棄地の復田等の政策手法により、環境便益と環境負荷が増減するという仮想状況の設定を行った。環境便益については「田園風景や生物環境の保全」と「防災や国土保全」、環境負荷

については「河川や地下水の水質汚染」を設定した。この 3 種類の環境属性について回答者に質問を行った結果、環境便益については 70%以上の回答者が棚田にはそうした役割があることを肯定的に認めているものの、環境負荷については否定的、あるいは中立的な回答が多いという差が生じた。

さて、コンジョイント分析による評価を行う際に重要であるのは、選択実験に関わる選択枝の設定である。ここでは、直交計画法に基づき組み合わせを決定し、それぞれ属性の異なる四つの対策の中から一つだけを選択するように設定した。属性の組み合わせの異なる 4 種類のアンケート用紙を用意し、それぞれに 5 個の設問を配した。また、環境便益と環境負荷のどちらを先に説明するかで評価額が変動する効果、つまり順序効果があると想定されたため、環境便益を先に説明したバージョン A と環境負荷を先に説明したバージョン B を用意した。

ここで得られた回答を、条件付きロジット・モデルにより推定した結果、以下の通り限界支払意思額が得られた。なお、限界支払意思額とは、各環境属性が 1 % 増加するごとに何円支払ってもよいと考えるかということの意味する。

まず、バージョン A については、「景観・生物保全」が 71 円、「防災・国土保全」が 33 円、「水質汚染」が -272 円であった。さらに、バージョン B については、「景観・生物保全」が 60 円、「防災・国土保全」が 38 円、「水質汚染」が -141 円であった。これらを統計的に検証した結果、環境負荷である水質汚染のみに順序効果が確認されたが、環境便益については順序を変更したことによる変化は確認されなかった。

これらの結果から、鴨川市民は棚田の環境便益について肯定的であり、それらに対する支払意思を有するものの、環境負荷も同時に高めるような政策に対してはかなり否定的な態度を示していることが明らかとなった。農業環境政策については、多面的機能を保全すると同時に、環境への負荷を軽減させるような政策が求められているとのインプリケーションが得られた。

第 1865 回 定例研究会報告要旨(10月2日)

## 戦後日本の農業保護政策

(明治学院大学) 神門 善久

戦後の日本農業における最大の矛盾は、省力化技術の発展により営農の適正規模が飛躍的に増大したにもかかわらず、小規模農家に農地が滞留していることである。本報告では、農地の滞留の原因を農業政策の歪みという観点から説明する。

機械化の普及過程や投入労働時間など、生産技術の面から戦後の日本農業を観察すると、1980年頃には大規模農家(10ha程度以上)が可能になっていたことを確認できる。1975年には農用地利用増進事業が発足するなど、制度的にも大規模農業が成立する要件は整っていたと考えられる。しかし、1995年現在で、いまだに都府県農地の四分の三は3ha未満という農地改革以来の小規模農家に滞留している。明確な規模に関する収穫増が成立しているにもかかわらず、四半世紀以上にわたって農地の集積が遅れており、政策の歪みの存在を強く示唆している。

政策の歪みの典型として、減反政策、農地政策、農協政策の三つが指摘できる。減反政策は、いわば政府主導の生産カルテルである。生産効率の高低に関係なく全ての農家にほぼ一律に作付け面積の削減が課せられるため、大規模農家をとくに不利にする。たしかに、減反政策のおかげで米価が支持されるから、その意味では大規模農家ほど減反の恩恵を被っているともいえない。しかし、過去の生産関数分析の結果によれば、減反と高米価のポリシーミックスは、大規模農家を相対的に不利にすることを示している。そもそも、カルテルに頼るようでは農家の発意を減退させるから、この点でも企業的な大規模農家の存立を阻害する。

農業政策の歪みの第2は、農地の転用規制である。表向きは、農地法ならびに農振法(農業振興地域の整備等に関する法律)によって厳しく転用が禁止されているが、実際には規制の運用が曖昧で、政治力次第で公共事業などの転用機会が発生し得る。ひとたび転用となれば莫大なキャピタル・ゲインが発生し、農家は農業経営ではなく転用期待で農地を保有し続けようとする。所有権と利用権の

分離が不完全なわが国にあって、せつかくの転用機会遭遇時に離作補償を強いられるのを避けるため、小規模農家は農地の貸出にさえ慎重になる。また、大規模農家が集落全体の農地を席捲しているよりも、小規模の多数の農家がドングリの背比べ状態をしている方が、票数も多くなるから、政治家に公共事業誘導などの圧力をかけるにも優位になる。

農業政策の第3の歪みは、農協制度である。農協の組合長は農家間の選挙で選ばれるから、少数の大規模農家よりも多数の小規模農家の利益を優先する傾向がある。もともと金融業は政府による規制と保護が強かったが、農協の信用・共済事業の利益はとくに優遇されていた。この利益を背景に、共同販売や共同利用事業などを赤字でおこない、小規模農家を助けた(大規模農家は自力で設備投資をしたり流通チャネル開発をなしうるので、農協の共同販売・共同利用事業の最大の受益者は小規模農家と考えられる)。

このような歪んだ諸政策が採用された背景には、農水省自身が陰伏的であれ、小規模農家を滞留させたいという意図があった可能性を窺わせる。伝統的な小規模農家群は、居住地域が固定しており、用排水管理などで互いに監視し合うなど、票田としては魅力的な性格を持っている。昔ながらの小規模農家群が滞留している状態は、農業生産上は不効率であるが、政治力学上は強力である。農水省が農家と政治家の凭れ合いを促し、予算や人員確保に利用した可能性がある。

ただし、1990年代中頃以降、農家の政治力に変化の兆しがある。新食糧法の制定やWTO体制の発足も要因としてあげられるが、より重要なのは農家と政治家の橋渡し役をしてきた農協の経営基盤の弱体化である。従来、農協経営を支えていた信用・共済事業の収益性が劇的に低下した。経済力を失えば農協の組織力・政治力も早晚喪失する。もちろん、一朝一夕で農業政策を巡る政治力学が変わるものではないが、1990年代中頃以降、農業において市場原理がより強く作用する局面に移行した可能性がある。実際、農業予算面でも、公共事業の比重がゆるやかに低下しはじめるなど、政治力学の変化を窺わせる。

なお、本報告は、速水・神門「農業経済論」(岩波書店から近刊)の第9章をベ-スにしている。

第 1866 回 定例研究会報告要旨 (10 月 9 日)

## 農業環境政策と環境支払い

合田 素行  
市田 知子

1. わが国では新農業基本法を受けて、2000 年から中山間地域直接支払制度が実施されたが、これをわが国における農業環境政策の開始と捉えて、今後の農政の中で、農業環境政策の可能性を探った叢書 (2001.3) に基づく報告である。

2. 農政の改革の流れの中で、欧米では直接支払いという手法が大きな比重を占めるようになってきたが、農産物貿易の自由化という前提の中では、生産刺激的でない仕組みが求められ、各国はそれぞれ環境支払いの制度を農政の中に仕組むようになった。この環境支払いが農業保護の性格を複雑にしている。各国とも農業保護は何らかの形で継続するものの、従来のような価格支持の形式を取ることはできず、様々な理由で直接支払をしているが、その中で環境支払いは、環境保護を求め一般世論の立場から、また生産刺激的不是という理由から、都合のよい政策手法となってきた。しかし、その支払額の定め方、その要件は何か、といった問題は抱えたままである。

3. こうした直接支払いの経済学的な意味は、農業保護と環境保護との関係を同時に捉える、すなわち環境を農業生産物の結合生産物として考えることによって解析できる。その生産関数の姿は必ずしも明確でないが、生産維持を目的とした環境補助金すなわち環境維持助成金という形があり得るのではないだろうか。このように、維持・保全すべき環境の性格によって、その対応が異なる。そこで農業の環境に与える影響の非競争性、非排他性 (non-rivalry, non-excludability) によって区分をし、それに応じて施策のあり方が整理できる。

4. さて、現実に各国の環境支払いを見てみると、まずフランスでは、条件不利地域における粗放化奨励金という形で環境支払いが積極的に行われてきたが、その額がその地域では農業経営を続けるのに十分でないと言う問題が指摘されている。農業の維持と地域の維持、そして環境の保全がどのように調和されるべきか、他の補助金とのバランスなど、結局地域ごとにその条件を考えざるを得ない方向に問題は動いている。

5. またドイツでは環境と調和的な適切な農業活動を詳細に定めて、それを条件に環境支払いを行う試みが州によって行われている (バイエルン州の MEKA など) が、適切な農業がどれほど環境によいのか、検討を重ねながら施策を進めていく姿勢が見られると同時に、有機農業にも目配りを忘れていない。

6. アメリカでは 1986 年から土壌流亡の防止を目的とした土壌保全地域に対する直接支払い制度 (CRP) が行われている。参加者は徐々に増えると同時に休耕助成にとって替わるなど実績は着実に増える一方、湿地保全プログラムの追加や CRP 自体に環境の要素を強くするなど、環境保全の目的を明確化する方向に動いている。とはいえ、他の直接支払いとの関係など先の読めない点も多い。

7. わが国には環境支払いに当たる制度はないが、ここ 10 年来、各地で実施されている棚田保全是、市町村が大きな支援策を講じ、それに応じて農家の側がまとまって活動をする形態の施策がオーナー制度や保全基金などの方法で行われるようになってきた。ここには制度的には中山間直接支払制度の原型ともいべき姿が見られ、都市住民との協力はまた異質の要素であるものの、一歩進めて考えれば環境支払いと考えられる側面もある。

阿蘇草原の保全是、畜産の継続と野焼きという危険な作業がセットになっている保全方法で、環境維持助成金が妥当する場合であるが、制度的にははっきりしたものは見られない。しかし、民間基金の募集、ボランティアの活動、市町村の多大な協力、そして農家の側の努力といったように、その価値を評価する地域の人々、都市の住民、そして公的な支援、さらに NGO といった多彩な主体が、それぞれの関心の強さに応じて活動している。もちろん保全にまだまだ十分ではないが、目的に対応して、受益の範囲、機能に応じた保全策が経済学的にも意味のある各種の方法で行われていると考えることができる。

8. 以上、各国の施策は、農業保護との微妙な交錯を見せながらも、制度の対象地域を限定し、環境保全の目的を明確化する方向に向かっていく傾向がよみとれる。これには行政費用の増大や支払い金額の根拠など、未解決の問題が多い。わが国の中山間直接支払制度は、多面的機能の保全を標榜しながら、条件不利の克服を根拠に支払いを行っているが、趨勢としては環境支払いの形式を整える可能性は小さくないのではないだろうか。

(文責 合田素行)

第 1867 回 定例研究会報告要旨 (10月 16日)

## 成長と平等のトレード・オフ

(アジア経済研究所) 野上 裕生

成長と平等という目標が互いに両立できるのか、という問題は経済構造や政策手段の選択によって違ってくる。そこで本報告では開発経済学の研究動向を取り上げてこの問題を考えてみたい。この報告では基本的な労働過剰・二重経済モデルを取り上げて、成長と平等の両立可能性がどのように変化していくかを検討してみたい。開発経済学で最初に注目されたのは都市と農村の所得格差、工業部門と農業部門の所得格差であって、有名なクズネツ (Simon Kuznets) の逆 U 字仮説 (成長の初期段階で分配が不平等化するのに対して、一定の水準に達した後は平等化の傾向が見られる) もこのような枠組みの中で論じられる。

クズネツの仮説は都市 (工業) と農村 (農業) の格差と労働移動、社会保障の整備などが所得分配変動の主な説明要因であった。その中では、成長の初期には成長と平等にはトレード・オフの関係があることになる。このような議論に対して、1990 年代の開発経済学は成長と平等のトレード・オフを過度に強調する見解に批判的である。そこでこの報告では、成長と平等の問題を考える論点を三つにまとめて、最近の研究動向を紹介したい。

第 1 はベシック・ヒューマン・ニーズと成長の関係である。ある一時点で利用できる資源が一定の時には、低所得者の消費と投資とは競合するかもしれない。開発経済学で影響力があったルイス (W. A. Lewis) の議論から始まった過剰労働という考え方に、この見方が典型的に示されている。これによると、労働力が余っていて賃金が生存水準に固定している状況では、近代部門の利潤を蓄積していくことで雇用を作っていかなければならない。この局面では労働と資本の分配が資本に有利にすることで成長率が高められるので、平等と成長はトレード・オフの関係にあることになる。しかし低所得者に与えられた資源が彼らの生産活動を促進していくならば、長期的には成長を促進できることになる。この考え方が後に人的投資理論によって精密化されて、成長理論にまで発展させられている。最近では資金の貸借をする資本市場の動きに障害があって借入れを十分にできない人が

出る場合、人的投資が分割不可能 (あるいは収穫逓増) であって、ある程度まとまった規模の人的投資 (教育訓練など) をしなければ熟練労働力として働くことができない場合に、再分配政策の効果を論じる研究がある。たとえば人的資本は個人の能力に関わるから、その情報を明確にすることが難しく、人的投資から得られる将来の高い所得を担保にして教育費用を借り入れていくことができない可能性がある。このような状況では、まとまった規模の人的投資するには資産が十分でなければならぬので、初期時点の資産不平等が将来の所得不平等を作り出すことになる。このような場合では、所得再分配によって現在の低所得者層の人的投資を促進することが、平等と成長を両立させる可能性がある。

第 2 は政治経済的要因である。具体的に言えば、所得分配の不平等度が社会対立を誘発し、長期的に成長を阻害するという問題である。これまでの社会政策が特定の社会集団 (例えば都市の商工業者・労働者など) に対して便益を与えるという場合があったと思われるが、そのような偏った社会政策は政治対立を促進する方向に働いたと予想される。

第 3 に考えられるのは政策デザインの問題、特に社会政策の実行に伴う行政コストである。生活費や教育費に対する補助が有効に活用されるには受益者の多様なニーズと個人特性に配慮した政策が実行されなければならない。しかし行政能力が限られている場合には成長と平等という政策目標を両立させることが困難になるかもしれない。この時に重要なのは再分配政策の受益者の人的資源などが効率的に利用される条件を作ることである。実際にニーズを充足された人々が、その結果として人的投資や公共財の維持などに貢献するように努力するかという情報を求めることは難しい。またベシック・ヒューマン・ニーズの充足を政府の義務とするならば、ニーズは個人を単位にしてしか評価できないから様々なニーズ充足がマクロ的な資源制約と整合するように、個別ニーズの必要度を総合的に評価する制度的枠組みが必要になる。また対象集団の把握や、政策効果のモニタリングが重要になるが、そのためには政府の情報処理のコストや様々な部局をコーディネートするコストを最小にするように政策がデザインされる必要がある。

第 1868 回 定例研究会報告要旨 (10 月 23 日)

**農村・JA にみる高齢者介護**

相川 良彦

(全国農業協同組合中央会) 桜井 勇

**1. 問題の状況**

日本の高齢化は、欧米先進国諸国よりも急速に進行している。2010 年代から凡そ半世紀間にわたり高齢者人口 3000 万人、その人口割合は 30 % を超えると予測されている。この現象は全国平均より農家・農村の方が 15 年ほど先行している。

農政と福祉政策は、経済成長から取り残された多数の弱者救済という点で共通している。経済力に余裕があった 1970 年代までは農政予算の減少傾向は緩やかだったが、80 年代は財政逼迫の影響で、農政予算が急落に転じ、歯止めの効かないまま現在に至る。他方、福祉予算は 1970 年代に急増したが、80 年代に伸びが停滞した。ただ、80 年代末に政策転換に成功して予算も急増している。

**2. 家族の変容**

1990 年代以降、日本の家族構造が急速に変質し始め、都市だけでなく農村家族にまで浸透しつつある。国勢調査によれば、1990 年から 2000 年にかけて、核家族世帯が 4.0 %、三世帯世帯が 1.5 % 減り、その分単独世帯が増えている。多世代同居の減少は中山間地の農家にも如実に現われ、長野県小海町の場合、農家の半数弱で親子二世帯が別居していた。この住まい方はこの 15 年ほどの間に起きた傾向で、兼業農家に多く発生している。

この背景には未婚・晩婚化がある。いまや 30 歳代後半の男性は 4 人に 1 人が未婚である。30 ~ 40 歳代の未婚者の性比は男性が女性の 2 倍、農村部では 3 倍である。結婚対象の女性の不足による農家後継ぎ息子の結婚難が深刻化している。

居住、結婚に端的に現われる家族の変容は、要介護者の家族介護力の低下にも現われる。例えば、小諸厚生病院の脳卒中者において退院先が家族である割合は 1980 年以降年 1 % づつ低下している。

**3. 高齢者介護の性質とサービス供給組織の変革**

高齢者の疾患が急性から慢性へと変質するのに応じて、介護(ケア)の場所が施設から在宅へと変化する。在宅ケアにおいては、対象者の生命を支える面と対象者を介護する家

族を支えるという面の両者からなる。在宅ケア 110 例の計測結果によれば、生存の長さに貢献する要因として、受けるケアサービスの多さと、骨関節系の疾患であることが挙げられた。また在宅ケアの継続に貢献する要因として、家族介護力の良さ、障害度の軽さ、そして介護者が配偶者であること、を指摘できた。

後遺症があっても、今まで通りの普通の生活をおくれるようにするのが在宅ケアの目標である。そのためには施設ケア、とくに医療機関において強固なタテワリ組織を乗り越えて、医療、保健、福祉の連携が必要であった。在宅ケアの先進 3 事例での経緯の共通項は、在宅ケアという新たなシステム開発の成功には既存のタテ型組織の枠からはずれた並列型のボランタリー小組織の形成が必要であったことである。システムや技術の開発には、既成の観念や利害に捕われず、情報源が多彩で、リスク負担の軽い並列型組織が適していた。そして、在宅ケアが軌道に乗った時に、機能面からタテ型組織への転換が起きたのである。

**4. 農村と都市との介護サービス・施設の賦存状況**

これまでの措置制度の下では、福祉施設は、高齢化率の高い、施設用地を安価に確保できる、医療機関による代替(社会的入院)が効かない地域ほど開設しやすい、という傾向を全国データにより検証した。ちなみに、これまでの介護サービス・施設の地域分布をみると、福祉サービス・施設は都市よりも農村に多く、逆に病院併設が大多数を占める老人保健施設のみ農村より都市に多かった。だが、介護保険の下では、上記の傾向が逆転する可能性が強い。高齢者人口の絶対人数が多く、かつ密集する都市の方が(医療と同様)サービス市場が形成されやすく、介護サービス・施設の参入が進むと予想されるからである。

介護保険以後の動向について調査した事例では、介護サービスの利用量の増加は 3 割弱で、一人当たり利用量の増加よりも利用者数の増加により、もたらされていた。また、介護サービス事業所の参入は都市に多く、農村で少ないこと、内訳では、都市に営利法人が多く、農村で既成の福祉法人や医療法人の増設・参入が多いこと、を指摘した。

なお、桜井報告「JA グループの高齢者対策の取り組みの現状と今後の課題」については、要旨掲載を割愛する。

(文責 相川良彦)

第 1869 回 定例研究会報告要旨（10 月 30 日）

## 地域農業の構造変化と就農者創出の可能性

橋詰 登

本報告の課題は、近年の農業構造変化の特徴を踏まえた上で、地域農業の将来像を農家構成と農地利用の変化に焦点をあて展望すること、弱体化する地域農業の流れをくい止めるためには、新たにどの程度の農家を確保していく必要があるのか、その数を明らかにし、就農者創出の可能性を検討することである。

そこでまず始めに、2000 年農業センサス結果を用いた分析から、1995 年以降の農業構造変化の特徴を、農業担い手と土地利用の動向を中心に考察した。また、これら分析結果を踏まえ、趨勢による地域農業構造の将来予測を行うとともに、現在の農地総量を維持するために必要な新設農家数とこれら農家が確保された場合の農地利用状況の変化を地域別にシミュレートした。しかる後、新設農家を確保するために不可欠な、新規就農者の近年における動向とその特徴を考察し、地域農業の将来展望と就農者創出の可能性を検討した。

ところで、1980 年代の後半頃から、地域農業の中心を担ってきた昭和ヒトケタ世代のリタイアが、農業・農村を維持する上で大きな問題になると指摘されてきた。ところが今回センサス結果においても、これら世代のリタイア時期がさらに後退したことによって、危惧されたような急激な構造変化は生じていない。むしろ、農家数や農業労働力の総量は、これまでの減少傾向が鈍化する動きすらみられる。

しかし、このことをもって地域農業の担い手問題が好転したとみることはできない。今回のセンサス結果を詳細に分析すると、自給的農家の滞留や不作付け地の大幅な増加といった、これまではなかった新たな動きが広範な地域で見られる。基幹農業労働力の高齢化も一段と進行しており、地域農業の質的低下が確実に、しかも急速に進んでいると指摘できる。

また、このことは地域農業構造の予測結果に具体的に示された。趨勢で推移すれば、全ての地域で今後 20 年間に農家数は 4 割程度減少し、離農する農家の農地の引き受け手が少

ない中国や四国では、3 割を超える農地が減少すると推計された。これら地域においては、土地持ち非農家を加えた耕作放棄地率が 2020 年には 40 % 近くにまで達すると見込まれるのである。

また、20 年後に現在の農地総量の 8 割を維持するために必要となる新設農家数を推計したところ、都府県全体で趨勢の 8 倍にあたる農家数を確保する必要があるとの結果が得られた。そこで、これだけの新設農家数を確保することが果たして可能なのか、新規就農者を対象とした既存の各種アンケート調査結果等から検討した。

その結果からみれば、近年、新規就農者の数は一貫して増加傾向にはあるが、毎年これだけの数の新設農家を確保していくことは、そう容易なことではない。しかし、その可能性が全くないかと言えば、決してそうではない。これまで農業とは無縁だった都市住民の中に、農業・農村への参入を希望する者は決して少なくなく、しかも近年大幅に増加する傾向にあることが確認された。これら農業への新規参入希望者にとって現存する様々な就農障壁がクリアできれば、地域農業の新たな担い手の一員として期待することもできよう。

しかしだからといって、これら農外からの新規参入者だけに地域農業の将来を託すには限界がある。既存農家の中から新規就農者を創出することなしに、必要とされる地域農業の担い手を確保することは不可能である。そういう観点からみれば、農家出身者において、中高年層ばかりでなく青年層の離職就農者が増加傾向にあることに、ほのかではあるが明るい兆しがみられる。育ってきた環境とは大きく異なる都会での生活を送る中で、農業に新規参入しようとする都市住民と同じような農業・農村に対する新たな価値観を持つ農家子弟が着実に増えてきているのである。

したがって、これら農家子弟における潜在的な就農（帰村）希望者と前述した農外からの新規参入希望者が共に就農できる環境、とりわけ生活するための所得を確保する手だてが作り出された時に始めて、上記目標とする新たな地域農業の担い手が確保される可能性が開かれるのである。

なお、本報告は 10 月 27 日に島根大学で開催された、第 51 回地域農林経済学会大会シンポジウムでの報告内容に基づく。

第 1870 回 定例研究会報告要旨 (11 月 13 日)

## 農業経済学界の回顧 2000 年度の著書から

千葉 修

### 1. 農業経済学の研究動向に関する文献

中長期的な研究史には、中安定子・荏開津典生編『農業経済研究の動向と展望』(富民協会, 1996 年), 農林水産省図書館が編集協力する《農林水産文献解題》シリーズ(農林統計協会)がある。

また、短期的には、日本村落研究学会(旧村落社会研究会)編『年報・村落社会研究』(農山漁村文化協会, 以下農文協)や日本農業法学会編『農業法研究』(農文協)等が毎年「研究(学会)動向」をまとめている。

本報告では、2000 年 4 月から 2001 年 3 月まで 必要な場合はその前後まで拡張に 公刊された、日本の現在の農業・農村・食料問題を経済学的に扱った単行書(和書)を中心に、学界動向の一端を紹介する。なお、雑誌論文は学会大会に関係するもの等に 極限した。敬称は省略させていただく。

### 2. 2000 年度の農業・農政

簡単に振り返ると、農産物・食料市場の自由化・グローバル化がいつそう進む中で、WTO の新ラウンドに向けた日本政府の農業交渉提案が出された。一方、野菜等の輸入急増に対するセーフガード発動の可否が論議を呼んだ。また、国の内外で、食品の安全性問題をあらためてクローズアップさせる事件が続発した。

農政では、食料・農業・農村基本計画の策定、「食生活指針」の策定、中山間地域等直接支払制度の開始、改正 JAS 法の施行に基づく有機食品に対する認定機関の登録、などの新たな動きが見られた。

### 3. 日本農業の展望と新基本法

2000 年農林業センサスの結果概要についての梶井功らの分析(『農業と経済』67-5, 2001 年 4 月)では、5ha 以上の上層農の増大等の明るい兆しも見られるが、農業構造の改革には依然として厳しい材料が多いとされる。

食料・農業・農村基本計画については、梶井功編集代表『日本農業年報 47「食料・農業・農村基本計画」の点検と展望』(農林統計

協会)が総合的に検討し、食料自給率の目標や効率的・安定的農業経営の評価等に対して疑問を呈している。

### 4. WTO 体制下の農業の国際戦略と国内政策

篠原孝『EU の農業交渉力 WTO 交渉への戦略を練る』(農文協)は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉および EU の CAP 改革の政治経済過程の詳細な分析から、次期交渉への教訓を導く。

新たな農業経営支援策をめぐるには、第 1 には、直接支払い・選別政策による構造改革の推進論(山下一仁『詳解 WTO と農政改革 交渉のゆくえと 21 世紀の農政理論』, 農文協), 第 2 には、経営リスク緩和策としての保険システムの検討(長谷部正・吉井邦恒編『農業共済の経済分析』, 農林統計協会), 第 3 には、不足払い制度に代表される価格支持政策の再構築論(村田武・三島徳三編『農政転換と価格・所得政策』, 講座「今日の食料・農業市場」第 2 巻, 筑波書房)など幅広く論じられた。

### 5. 世紀的スケールでの農業問題の総括と展望

世紀の移行期に当たり、超長期的な視角に立った論考が、日本村落研究学会編『年報・村落社会研究 36 日本農村の「20 世紀システム」 生産力主義を超えて』, 農文協)や、日本農業経済学会の機関誌『農業経済研究』72-2(2000 年 9 月)の「21 世紀日本農業の進路 持続的農業発展の課題」に現れた。

特に後者に掲載された原洋之介「グローバルリズムの終焉」では、市場原理主義に対抗する国民国家や地域社会の個性と、それらを代表する農村・農業の歴史性を多面的に検討し、「家族小農制の存在理由や意義を問い直すという純理論的課題」についての「農業経済学の過去の理論的追求はやはり充分ではなかった」という、注目すべき発言をしている。

以上のほか、いくつかのテーマに分類した単行書のリストは、拙稿「農業経済学の研究動向」(日本村落研究学会編『年報・村落社会研究 37 日本農業・農村の史的展開と農政』, 農文協, 2001 年 11 月)に掲げてある。



第 1871 回 定例研究会報告要旨 (11 月 20 日)

## これからの農村社会理論

(明治大学) 大内 雅利

日本の農村社会はさまざまな困難を抱え、村落研究者はそれらに果敢に挑戦している。しかし現状は散発的な試みで、その場その場では妥当しようが、従来のイェムラ論に代わるような統一的な理論の構成には達していない。以下は一つの提案である。

理論のレベルとして、農村、国内 (都市農村関係)、世界システムという三つの層を想定する。そしてこれら 3 層を支えるのが土地である。農村、国内、世界という三つの社会圏が、土地を覆い包むように、積み重なっているというイメージである。3 層にはそれぞれ固有の分析枠組があり、同時にあいまって農村社会の分析に立体感を与えよう。

ここで土地を共通基盤としたのには相応の理由がある。一つには、グローバル化や都市化を、人・カネ・モノ・エネルギー・情報の移動性の高まりとするならば、その対極にあるのが動かない、あるいは動けない土地である。そして両者の溝はますます拡大し、問題は複雑になってきた。

もう一つは、土地の意味内容に関わる。従来は経済的には地代が、法的には所有権が、土地問題の焦点であった。しかしグローバル化の進む現代、その意味圏内には、自然・風土・農法・村落・慣習・実体など多彩な要素が引き込まれ (大内、磯辺俊彦著『共の思想』書評、村落社会研究、No.14, 2001)、土地は概念的な豊饒性を加えつつある。

さて農村のレベルにおける土地の問題は、現代日本においては、小地主と大小作という形であられる。これは戦前の大地主と小作に対応させた表現であるが、今風には土地持ち労働者と大規模借地農となろう。これは農地改革による戦後自作農体制を出発点とし、日本経済の高度成長によって兼業化と離農が進み、昭和ヒトケタ世代の退場とともに、完成する。そこに浮かび上がる農村は、小土地所有者の大海に漂う大借地農業経営体である。両者の力関係はいずれは逆転するかもしれないが、今のところ漂流しているのは大借地農業経営体である。

そこで問題は農村のイメージである。例えば農村の構成主体をどのように社会的に規定するのか。農村とは小地主の居住地域なのか、大小作の生産地域なのか。このような状態で、「もと農村」「昔の農村」はどのように呼べばよいのだろうか。

国内レベルでは土地をめぐる都市農村関係として議論できるだろう。それは歴史的に、農本主義・近代主義・環境主義というように並べると、分かりやすい (大内、農本主義・近代主義・環境主義、明治薬科大学研究紀要、第 25 号、1995)。農本主義は近代化への農村住民の対抗イデオロギーとして成立し、近代主義は都市住民が農本主義を克服する導きの糸となった。これらに対して、環境主義は都市住民による近代主義の克服であり、農本主義の再評価である。環境問題が都市住民を動揺させ、解決策を求めて農村へと駆り立てる。もっとも都市住民は近代主義をきっぱりと拭き捨て、農本主義に改宗するわけではない。都市住民と農村住民の間には厳然とした齟齬がある。

藤村美穂は阿蘇の「草原の危機」をめぐる「都市と農村の微妙なずれ」を指摘した (環境問題とむら研究、日本村落研究学会第 49 回大会、2001)。その背後にあるのは、「草原の危機」への都市住民の関与意欲であり、農村住民の草原管理能力の低下である。土地利用の空白状態が都市住民の環境主義的な意識を刺激し、行動へと促した。

さらに積極的には、イギリスにおいては一般公衆の田園アクセス権として実現している (岩本純明、公共空間としての入会地 イギリスの経験、村落社会研究、No.9, 1998)。これは従来の所有や借地に限られた権利状態から踏み出している。

世界システムのレベルでは、土地の空間的な位置が焦点となる (大内、世界システムに組み込まれる日本農村、明治薬科大学研究紀要、第 24 号、1994)。農村は世界経済のなかに位置付けられつつある。経済のグローバル化は農村経済の二つの基盤を揺さぶる。農産物の自由化による価格低下と、地方経済の空洞化による労働賃金の停滞を通してである。かくして世界都市を頂点とする階層構造は農村という末端にまで及ぶ。

ここでは Centrality と Locality, Core と Periphery という、土地の空間的な位置関係が意味をもつ。さらには Centralization と Localization, そして Core 化と Periphery 化もまた進行しよう。Localization が自らのアイデンティティを確認しようという地方住民の積極的な行動であるとすれば、Periphery 化にはアイデンティティを奪われる周辺主体の苦悩が内包されている。

以上は一つの提案である。土地から農村社会理論を構成する試みは、新しい可能性をほらむ。

第 1872 回 定例研究会報告要旨（12 月 4 日）

## 兼業深化地域における地域農業構造の再編 愛知県の事例

村松 功巳

わが国の稲作経営規模は零細であり、地域の農業構造改善によって経営規模を拡大する事が強く要請され、さまざまな対策が実施されてきた。しかしその成果は必ずしも十分ではない。本報告では、このような地域農業構造再編が比較的順調に展開してきた地域事例を報告し、今後の構造対策の参考として話題提供した。

地域農業構造再編タイプには、農地の売買による 北海道型と農作業の受委託、農地の賃貸借による 都府県型とがあり、後者の代表的な事例が兼業深化を背景にした愛知県の構造再編である。愛知県内でも地域条件によって、農作業受委託型と 農作業受委託・農地賃貸借型とがあり、前者の代表的な地域が尾張地域であり、後者の代表的な地域が西三河地域である。本報告では後者を取り上げた。

愛知県は兼業深化によって早くから担い手問題が深刻化したことから、県と農協中央会では農作業受託者を「オペレーター」として組織し、さらに「経営者」として育成してきたことが大きな特徴である。

西三河地域における地域農業構造再編は、受託者の 個別展開型と 農協育成型とがあり、前者の代表的事例が西尾市であり、後者の代表的事例のひとつが吉良町の（農）吉良吉田営農組合である。そこで本報告ではこれらの事例を報告するとともに参考として安城市での地域農業組織化と地域農業構造再編の問題、豊田市高岡地区の農協による（農）若竹の育成による地域農業構造の再編問題を報告した。

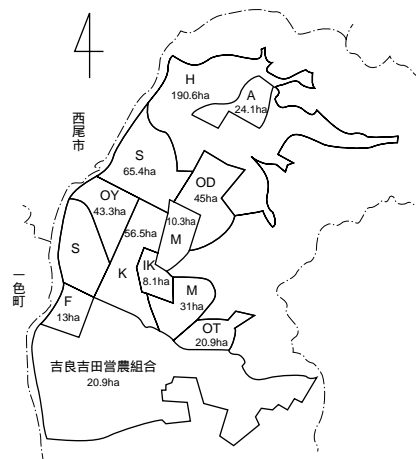
西尾市は、昭和 40 年代にすでに個別農家による農作業の受委託の展開がみられ、それ

を基盤にして国の農業機械銀行が 47 年に設立された。それとともに農協にそれら受託者組織である農作業信託部が設立された。その場合、受託者の受託地域の割り換えによって新たな受託地域関係を整備したことが、その後の農作業の受委託の展開、農地の受託へとスムーズに展開する大きな要因となった。

昭和 55 年度からの集団転作では、信託部会員を受託者とし、経営規模の拡大と安定化を図った。農地保有合理化促進事業も平成 2 年度から実施し、部会員に利用権を優先的に設定し、より一層の経営規模拡大と経営の安定化を図った。このようにして、農協による農地の利用調整によって地域農業構造は大きく再編された。

安城市では大字ごとに 3～6 戸による営農組合および法人、吉良町の吉良吉田農協（支店）では管内に 1 営農組合を組織し、農地の利用調整によってそれらを担い手として育成してきた。吉良町ではさらに平成 7 年度からエリア制によって認定農業者の育成推進を図っている。

なお、このような集落を越えた地域農業の組織化の動きは、福井県で「ハイパー集落営農」、栃木県では「首都圏農業パワーアップ推進事業」として推進されている。



認定農業者の地域エリア（吉良町）

注．認定農業者（ローマ字の略号）別の農作業，  
農業経営受託エリアを示す．

第 1873 回 定例研究会報告要旨(12月11日)

## フランスのラベルルージュ家禽肉の 経済分析

ハイブリッドな「ガヴァナンス構造」の解明から

須田 文明

欧州連合域内でも、フランス国内でも、競争に影響を与えるような生産者間の協定(カルテル、支配的地位の濫用)は、競争規則により禁止されているが、こうした協定でも、「経済進歩」を促すと判断される場合、適用を免除されることも規定されている。フランスの農産物・食品分野では、カンタルチーズ業種間委員会などが競争規則により改善命令を出され、ラベルルージュ家禽肉についても、91年に経済産業省不正行為防止局により、競争評議会(公正取引委員会)に申し立てがなされている(ラベルルージュはAOCとならぶ、フランスの公的品質表示)。当該部門への新規参入の制限、生産計画の作成といった生産調整と、飼料価格、生産農家の最低出荷価格の設定などの価格カルテル的取り決めが生産農家グループ、食鶏処理会社等の間でなされていることが問題とされたのである。

こうした申し立てを受けて、農漁業省は国立農業研究所INRAおよびパリ第1大学の経済学者に対して専門的知見の提供を依頼することになった。これらの経済学者たちは取引費用経済学のツールを駆使して、次のようなラベルルージュ擁護の論陣を張るのである。すなわち標準的なミクロ経済学は、情報の非対称性の問題(製品の品質について、買い手は売り手より少ない情報しかもたない)から、情報シグナルとしての品質表示を取り上げる。こうした観点からすれば、生産者が高品質の産品を製造することについては特別なアレンジメントは必要とされず、「評判」メカニズムにより、生産者は高品質維持にインセンティブを持つ(さもなければ評判を落とし、高品質産品に由来する価格プレミアムないし準レントを喪失するから)。ここでは政策当局は不当表示にのみ関心を示すことで、市場メカニズムに全面的に頼ることができる。しかし農業のように、品質表示が多くの小規模なパートナー(農家、加工業者)間で共有されている場合は事情が異なる。高品質産品の製造に必要な手続きを遵守しないことで生産コストを下げながら、品質表示の準レントを受けようとするフリーライダー(ただ乗り)が生じるリスクがある。しかも、こうしたフリーライダーはやがて、評判を下げることで、当該生産者のすべてに損害を与えることになる。こうしたリスクを排除するための手法として、垂直

的統合(インテグレーション)があろう。しかし、こうした完全な統合を必要とするほどには強くはないが、経済単位間での緊密なコーディネーションを必要とするような相互依存関係がしばしば見られる。標準的産業組織論では、企業間でのこうした関係は、例えば「系列」問題に見られるように、不公正な取引慣行と考えられてきた。

ところでラベルルージュ家禽肉は、まさにこうした、市場によるのではなく、統合企業によるのでもない、独立した生産者(生産農家、飼料会社、処理会社など)からなるハイブリッドな組織形態の下で生産されており、そのための生産者間での緊密なコーディネーションが公正取引当局により批判されることになったのである。この家禽肉の品質を維持するために、例えば次のような取り決めがなされている。飼料中に75%以上の穀物を含むこと、81日以上の飼養期間、飼養密度の制限、農場から処理場まで100km、2時間以内の移動距離、等である。こうした契約の遵守を監視するために、雛の誕生から消費者への販売に至るまで、完全なトレーサビリティが構築されている。他方、鶏舎等への投資の必要性からも、長期的で安定的な関係が生産者間で構築されている。もしこうした生産者間の組織化が競争規則違反として禁止されることになれば、ラベルルージュ家禽肉は消滅するか、さもなければ、統合企業によってのみ生産されることになる。現在20種類以上ある当該家禽肉は著しく減少し、消費者の選択の幅を狭め、その社会的厚生は削減されることになる。

上述の経済学者たちはこうした議論を、取引費用経済学でいう、「資産特殊性」という概念により説明した。取引にかかる資産の特殊性の度合いに応じて、市場およびハイブリッド組織、統合企業との間でガヴァナンス構造(取引組織化形態)が選択されるというのである。近年、こうした取引費用アプローチによるフランス農業・食品部門の分析が散見されるようになった。例えば、食品安全性に対する懸念から、トレーサビリティの必要性が強調されているが、こうした動向は生産・加工・流通段階での緊密なコーディネーションを必要とする。BSE禍に見舞われたフランス牛肉部門では大手流通主導によるトレーサビリティに基づいたマーク戦略がとられている。雄子牛を例外として粗放的畜産において、設備投資などの物的資産の特殊性の度合いが低いこともあり、緊密なコーディネーションがあまり必要とされなかったことから、生産者の組織化率は低かった。こうした間隙を縫って、大手流通のマーク戦略が浸透することになったと考えられる。



## 研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

### 【研究論文および商業誌記事等】

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
相川良彦	農村家族の変容と青壮年の結婚難	農林経済 7月19日号	2001. 7
"	農村の少子高齢化問題	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
"	農民文学についての一試論	農民文学 257	2001.11
會田陽久	飲食店, 飲食料品小売業, エンゲル係数等	食料の百科事典(丸善)	2001.11
足立恭一郎	日本の有機食品市場をめぐる周辺諸国の政策動向	有機農業研究年報 1	2001.12
石井圭一	直接支払いによる農業環境政策の限界と課題 フランスにおける農業環境プログラムを例に	農業問題研究 48	2001. 4
"	EU の農政事情と WTO 農業交渉戦略	公庫月報 5月号	2001. 5
"	フランスにおける環境支払いの展開(第4章)	中山間地域等への直接支払いと環境 保全(合田素行編著, 家の光協会)	2001. 6
"	EU(欧州連合)における農村環境整備	農業と環境の調和をめざして 欧米 の農村環境整備 (農業土木学会)	2001. 7
"	フランス (1)農業と農村	同 上	2001. 7
"	フランスにおける環境支払いの展開	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
石田章, 會田陽久	アジア経済危機下における大規模農園(工 ステート)部門への影響	国際開発学会特別研究集会	2001. 6
" , "	農業政策の決定に関する政治経済分析	公共選択学会全国大会 第5回	2001. 7
" , "	東・東南アジアにおける農工間の比較生産性	国際開発学会全国大会 第12回	2001.12
市田(岩田)知子	ドイツにおける農業環境政策の展開 「アジェ ンダ 2000」以降の動きを中心に (第3章)	中山間地域等への直接支払いと環境 保全(合田素行編著, 家の光協会)	2001. 6
"	戦後改革期と農村女性 山口県における生 活改善普及事業の展開を手懸かりに	村落社会研究 15	2001. 9

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
市田(岩田)知子	ドイツにおける農業環境政策の展開 「アジェンダ 2000」以降の動きを中心に	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
"	ドイツにおける農業環境政策の展開 「アジェンダ 2000」以降の動きを中心に	日本農業経済学会論文集 2001 年 度(農業経済研究別冊)	2001.11
井上荘太郎(共著)	A New Econometric Model for World Grain Markets with Special Focus on Asian Rice Economy	Proceedings of the 16th International Conference on Production Research	2001. 8
" ( " )	Rice Supply and Demand in Myanmar: Evolution and Future Prospect	日本農業経営学会研究大会個別報 告要旨 2001 年度	2001.11
" ( " )	Production Condition Change and Farm Economy in the Northeastern Thailand with Focus on Salinization and Soil Erosion.	Proceedings of the 12th Annual Conference, The Japan Society for International Development	2001.11
井上荘太郎	タイにおける GM 農産物 政府による規制 を中心に	農林水産政策研究所レビュー 2	2001.12
岡江恭史(共著)	1999 年夏期バックコック金融調査報告	百穀社通信 11	2001. 7
岡江恭史	2000 年 5 月ソム・アップファー金融調査報告	同 上	2001. 7
鬼木俊次	食料生産の持続的成長は可能か?	環境経済・政策学会和文年報 6	2001
"	モンゴルにおける遊牧民の地域集中と過放 牧問題	環境経済・政策学会大会個別報告 論文 2001 年	2001. 9
"	Overgrazing Problems and Utilization of Pasture in Mongolia	Proceedings of LUCC Symposium 2001	2001.12
嘉田良平(共著)	雑穀が未来をつくる	雑穀が未来をつくる(創森社)	2001. 5
嘉田良平	スローフードのすすめ	田舎のヒロイン 2	2001. 5
"	農業の技術革新 化学農法の帰結と環境保 全型への転換	興亡の国を支えて(家の光協会)	2001. 6
"	国際食料需給と食料安全保障(論評)	農林水産図書資料月報 52( 10 )	2001.10
"	環境保全型農業と地方自治体の役割	かんぼ資金 282	2001.11
"	環境保全型農業の展開と政策課題 欧米先進国と日本	システム農学 17( 別 2 )	2001.11
"	日本の「食」のグローバリゼーションと食 品安全問題	生活起点 42	2001.11
香月敏孝	タンザニア・キリマンジャロ農業開発計画下における農家 経済の動向 ローア・モシ地域 1999 年農家調査から	国際農業研究情報 21	2001. 7
"	野菜輸入急増と東北における野菜作の展望	東北農業経済学会報告要旨(シン ポジウム報告)第 37 回	2001. 8
"	輸入急増下における野菜需給の動向	輸入急増に対応した野菜の高品質・安定生 産技術の現状と今後の課題(平成 13 年度野 菜茶業課題別研究会資料)	2001. 9

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
木下順子	生乳の生産構造はどう変わっていくか 平成 20 年までを展望する	牛乳生活情報 16	2001. 6
"	英国における生乳取引	世界の酪農・農業 6	2001. 9
" (共著)	Estimating Own and Cross Brand Price Elasticities, and Price-Cost Margin Ratios Using Store-Level Daily Scanner Data	Agribusiness: An International Journal 17(4)	2001.10
" ( " )	輸出国貿易による市場歪曲性の計測手法の開発 「隠れた」 輸出補助金に相当する価格差別による歪曲度の計測	農林市場研究所 10(1)	2001.10
小林茂典	野菜の輸入動向と輸入野菜流通の特徴	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
"	輸入農産物・食品の検疫制度	食品の安全性と品質表示 (筑波書 房)	2001.10
合田素行	農政の転換と農業環境政策 (第 1 章)	中山間地域等への直接支払いと環境 保全 (合田素行編著, 家の光協会)	2001. 6
"	棚田保全施策の仕組みと「中山間直接支 払い」(第 7 章)	同 上	2001. 6
"	「中山間直接支払い」の今後に向けて (終章)	同 上	2001. 6
"	メタン発酵と環境, 社会	家畜排せつ物を中心としたメタン発酵処 理施設に関する手引き (畜産環境整備)	2001. 8
"	棚田保全施策の仕組みと「中山間直接支 払い」	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
後藤淳子 (共著)	インドネシアの市場遠隔地畑作農村に見る 農業および生活の実態	農村計画学会学術研究発表会要旨 集 2001 年度	2001. 4
篠原 孝	パチンコ産業も環境にやさしく	政府刊行物新聞	2001. 4. 5
"	三富新田を後世に伝える	三富によせて	2001. 4
"	食べ物の表示と信用	JA 教育文化 4 月号	2001. 4
"	農的循環社会への道	土と健康 4 月号 (334)	2001. 4
"	循環社会と第一次産業	アクアネット (1 月号より連載)	2001. 4 ~ 12
"	組織人間が組織を潰し, 遺伝資源が救う	政府刊行物新聞	2001. 5. 5
"	食料輸入「地産地消」で循環型社会を	朝日新聞	2001. 5.18
"	農業が支える環境の世紀	じっきょうアグリフォーラム 43	2001. 5
"	有機農業を基軸とした農的循環社会への道	ボラン通信 5 月号	2001. 5

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
篠原 孝	ターミネーター・テクノロジーにみる特許のいかがわしさ	政府刊行物新聞	2001. 6. 5
"	遺伝子組換え作物の受容度合	JA 教育文化 6 月号	2001. 6
"	EU の UR 農業交渉を総括する	農業法研究 36	2001. 6
"	狂牛病・口蹄疫が教える自由貿易の矛盾	月刊輸入食品情報 6 月号	2001. 6
"	消費者運動の実力が新しい日本をつくる	栄養と料理 6 月号	2001. 6
" (対談)	21 世紀の循環型社会の実現に向けて	AFF6 月号	2001. 6
篠原 孝	江戸時代は循環型社会の日本	畜産の情報 8 月号	2001. 7
"	なぜ「今地産地消」か	月刊 JA7 月号 ( 557 )	2001. 7
"	農的循環社会への道 北海道酪農の将来性	北海道酪農協会通信 1480	2001. 7
"	循環型酪農は日本に根付くか	デイリーマン 51(8)	2001. 8
"	遅れた有機米の大量生産	営農ミニレター 246	2001. 9. 1
"	農的循環社会の実現に向けて	CDC レポート 8	2001. 9
"	食料輸入大国に「循環型社会」はない	現代農業 10 月号	2001.10
"	行政改革と農林水産統計組織	農林統計ながの 11 月号 ( 400 )	2001.11
"	地産地消と学校給食	食料月報 6(11)	2001.11
"	日本の農と食	碧い風 38	2001.11
"	コンクリートビルと式年遷宮	官界 27(12)	2001.12
"	水と土の接点の復活により農業の循環を取り戻す	農業土木学会誌 69(12)	2001.12
白石和良	中国農業の現状と今後の課題	農林経済 6月18日号	2001. 6
"	中国の梯田 その展開状況と現在の意義	日本の原風景・棚田 2	2001. 7
"	中国食品工業の第 10 次 5 力年計画の概要	農林経済 10月29日号	2001.10

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
白石和良	中国農業 WTO 加盟後を睨んだ食糧流通体制改革	商品先物市場 25(12)	2001.12
須田文明	フランスにおける担い手の多様化支援施策	農業構造問題研究 209	2001. 7
立川雅司, 後藤淳子	「カナダ農村開発政策史 ( プレット・フェアバーン著 )」訳者解題	農政調査委員会	2001
立川雅司	アメリカにおける ( Non- )GM 農産物の生産と流通の実態	農業と経済 67(8)	2001. 7
"	アメリカ・カナダにおける遺伝子組換え農産物の分別流通の動向	製粉振興 418	2001.10
千葉 修	農業経済学の研究動向	日本農業・農村の史的展開と農政 ( 年報村落社会研究 37, 農山漁村文化協会 )	2001.11
千葉 典	WTO 体制の成立と農業自由化路線 GATT 体制から WTO 体制へ	グローバリゼーションと国際農業市場 ( 筑波書房 )	2001. 6
"	我が国の食料問題の国際的展開過程 グローバル経済下の分析視角を求めて	農業問題研究 49	2001. 6
"	主要国の WTO 対策の比較研究・発展途上国の対応	農業構造問題研究 210	2001.11
恒川磯雄	農業経営者が求める営農情報 農林漁業金融公庫アンケート調査から	農業経営研究 39(1)	2001. 6
中田哲也	「フード・マイレージ」の試算について	農林水産政策研究所レビュー 2	2001.12
"	ほんのさわり	同 上	2001.12
野部公一	書評 『ロシア極東の農業改革』	土地制度史学 172	2001. 7
"	Differentiation of Agricultural Enterprises in Russia	Farming Japan35(6)	2001.12
福田竜一 ( 共著 )	酪農生産部門の分離可能性について	日本農業経済学会大会個別報告要旨 2001 年度	2001. 4
福田竜一	Farming Communities in Japan	Farming Japan35(4)	2001. 8
"	総合農協経営の生産性変化の計測	日本農業経営学会大会個別報告要旨 平成 13 年度	2001.10
藤栄 剛	農地の探索費用がその取引に及ぼす影響に関する一試論 円環市場モデルを用いて	日本農業経済学会大会報告要旨 2001 年度	2001. 4
"	農地の利用調整過程における農家行動 農業委員会による農地利用調整を対象として	日本農業経営学会研究大会報告要旨 平成 13 年度	2001.10
藤栄 剛 ( 共著 )	酪農家の堆肥供給行動の規定要因	同 上	2001.10
" ( " )	酪農家の堆肥供給と今後の経営意向	九州農業経済学会大会報告資料 2001 年度	2001.10



研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
藤岡典夫	遺伝子組換え食品の表示制度と WTO 協定	農林水産政策研究所レビュー 2	2001.12
堀越孝良	生活者への新しい対応 「ぶった農産」の株式会社化	農林経済 4月2日号	2001. 4
"	最近の販売状況はどうなっているの?	山梨の園芸 7月号	2001. 7
"	株式会社の参入と農地制度	公庫月報 8月号	2001. 8
堀越孝良, 勝又健太郎	セーフガード制度の変容とわが国の対応方向 ネギ, 生シイタケ, イ草の暫定発動に関連して	農林経済 9月17日号	2001. 9
堀越孝良	報告要旨: 新旧基本法における政策評価の位置付け	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
"	食料・農業・農村基本法の形成プロセスと特徴	日本農業・農村の史的展開と農政(年報村落社会研究 37, 農山漁村文化協会)	2001.10
水野正己	遺伝子組換え作物をめぐる倫理的, 社会的諸問題	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向(GMOプロジェクト研究資料第1号)	2001. 6
"	「参加型開発」としての戦後日本の生活改善運動	「農村生活改善協力の在り方に関する研究」検討会報告(国際農業協力協会)	2001.12
矢部光保	多面的機能の考え方と費用負担(第2章)	中山間地域等への直接支払いと環境保全(合田素行編著, 家の光協会)	2001. 6
"	阿蘇草原の保全価値評価と環境支払い(第6章)	同 上	2001. 6
吉井邦恒	経営を支える農業保険 アメリカの最近の動き	農業共済新聞 5月4週号, 6月1週号および6月2週号	2001. 5 ~ 6
"	アメリカ及びカナダの農業経営安定対策と農業構造	週刊農林 1794	2001. 7
"	他の経営安定対策とどのようにリンクするか アメリカ及びカナダの事例を中心として	農業と経済 67(10)	2001. 8
"	海外文献の紹介 WTO における農業政策の改革 今後の展望	農林水産政策研究所レビュー 1	2001. 9
渡部靖夫	豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向(GMOプロジェクト研究資料第1号)	2001. 6
"	豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向	日本フードシステム学会個別報告 2001年度	2001. 6
"	豪州の最新 GMO 事情 規制緩和の国で規制強化の動き	農業と経済 67(8)	2001. 7
"	WTO 農業交渉と食料安全保障	製粉振興 416	2001. 8
"	オーストラリアの最新 GMO 事情	製粉振興 418	2001.10

## 【口頭発表および講演】

講演者	講演名	講演会名	発表年月日
嘉田良平	岩手の雑穀に期待する	岩手県農林水産部県北畑作振興研究会	2001. 9. 1
"	アジア太平洋地域の農業の持続可能性	GEA（地球環境行動会議）エコ・アジア勉強会 第2回	2001. 9.13
"	食料安全保障と農業の多面的機能	企業活動のグローバル化と地域統合に関する調査研究会（経済産業省）	2001. 9.17
"	21世紀の食料需給と食糧安全保障	重要政策研究課程 平成13年度（総務省）	2001. 9.28
"	Multifunctionality in Agriculture : The Japanese Approach	World Bank Seminar on Multifunctionality	2001.10.25
香月敏孝	野菜需給の動向と流通状況からみた産地のあり方	岐阜地域農業改良普及センター普及活動成果検討会	2001.12.19
後藤淳子	Retreat, resilience, and revitalization in rural Japan	New Rural Economy CRRF Conference 2001年度	2001.10
小林茂典	輸入野菜の急増と国内産地の基本的課題	いばらき野菜生産者大会（JA 茨城経済連・野菜需給均衡対策協議会）	2001. 7. 3
"	輸入野菜流通と卸売市場	経営研修会 平成13年度（全国中央市場青果卸売協会）	2001.11. 9
清水純一	ブラジルにおける大豆生産の動向	ブラジル日系農業振興協会	2001.11.17
堀越孝良	白ねぎ産地は輸入問題にどう対応すべきか	白ねぎ産地危機突破大会（大分県高田地区農業対策振興協議会）	2001.11. 2
吉田泰治	食品リサイクルに関する経済波及効果の推計	日本食品科学工業会関東支部大会シンポジウム	2001.11.24

## 参 与 名 簿

農林水産政策研究所では、新しく発足した研究所の円滑な運営および研究推進のために、農林水産大臣の任命により下記の皆様に参与としてご就任いただきました。第1回の参与会議は平成14年1月25日に開催されました。

農林水産政策研究所参与名簿  
(平成13年12月1日～平成15年11月30日)

氏 名	現 職
いのぐち くにこ 猪 口 邦 子	上 智 大 学 法 学 部 教 授
かとう まさよ 加 藤 真 代	主 婦 連 合 会 参 与
かわかつ へいた 川 勝 平 太	国 際 日 本 文 化 研 究 セ ン タ ー 教 授
きたさと いちろう 北 里 一 郎	明 治 製 菓 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
なかがわ そうしちろう 中 川 聰 七 郎	鳥 取 環 境 大 学 環 境 政 策 学 科 教 授
にしむら しんいちろう 西 村 紳 一 郎	北 海 道 大 学 大 学 院 理 学 研 究 科 教 授
レスター ブラウン Lester R. Brown	ワ ー ル ド ・ ウ オ ッ チ 研 究 所 理 事 長
ほりぐち けんじ 堀 口 健 治	早 稲 田 大 学 政 治 経 済 学 部 教 授
やまだ としお 山 田 俊 男	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 専 務 理 事
やまもと かずこ 山 本 和 子	フ リ ー ジ ャ ー ナ リ ス ト
よしか わひろし 吉 川 洋	東 京 大 学 大 学 院 経 済 学 研 究 科 教 授

(五十音順，敬称略)

農林水産政策研究所 最近の刊行物



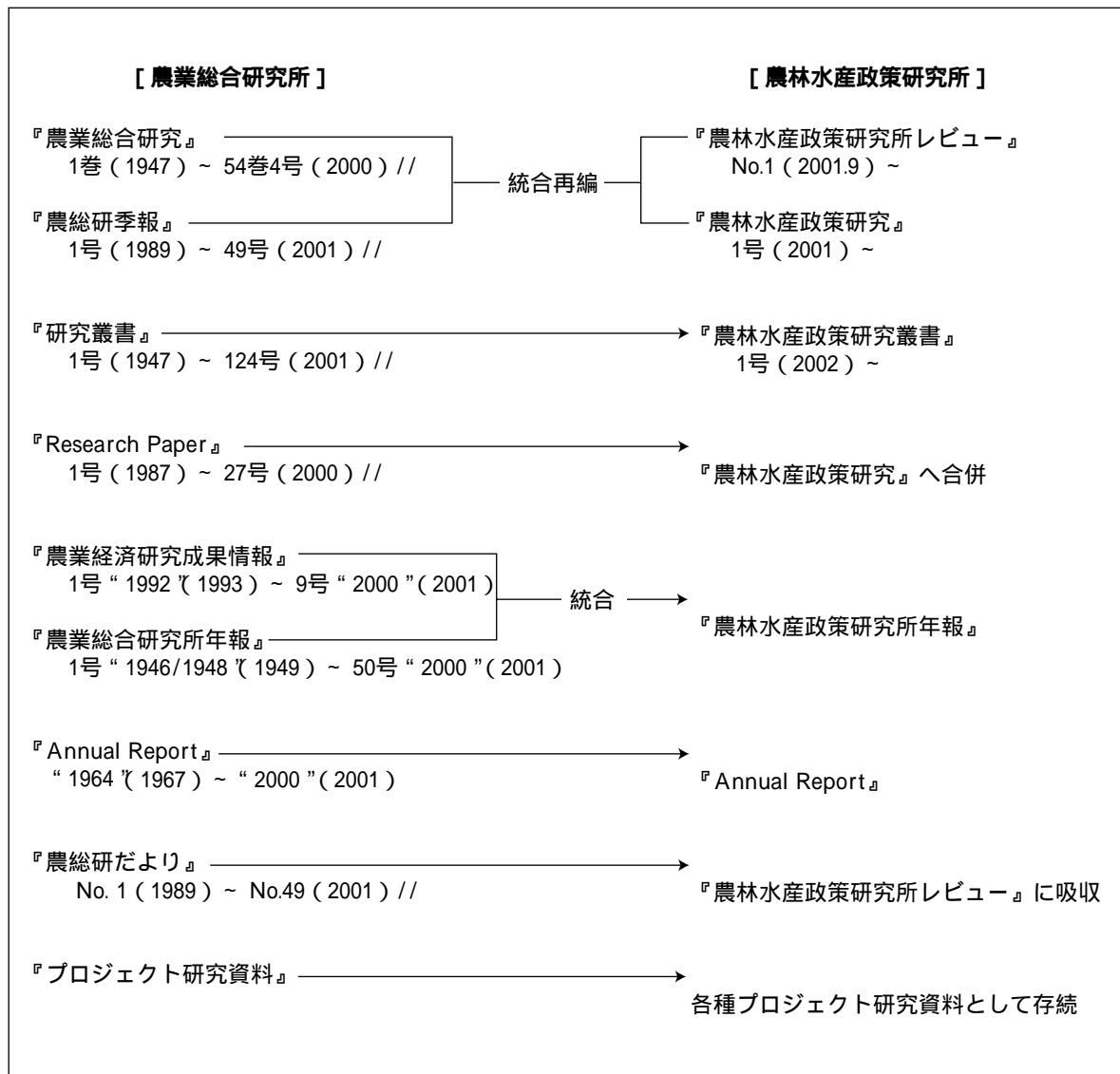
**農林水産政策研究 第1号 (2001.12)**

エコラベルとWTO協定 .....	藤岡 典夫
豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向 .....	渡部 靖夫
	相川 良彦
介護保険に対する利用者の反応とその特徴 .....	堀田 きみ
	山根 律子

**農林水産政策研究叢書 第1号 (2002.2)**

フランス農政における地域と環境 .....	石井 圭一
-----------------------	-------

## 刊行物の変遷



---

平成14(2002)年3月29日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.3

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電話 東京(03)3910-3946

FAX 東京(03)3940-0232

ホームページアドレス <http://www.primaff.affrc.go.jp/>

---

印刷・製本 株式会社 高山